







### 児童労働白書 2025

ビジネスと児童労働

デロイト トーマツ コンサルティング合同会社 株式会社オウルズコンサルティンググループ 特定非営利活動法人 ACE

# 目次

1&U0)1C	Э
第1章 国際的な児童労働の実態	8
第1節 児童労働の概観	8
1) 児童労働の定義と背景	8
2) 児童労働の発生地域と形態	10
第2節 産品別の児童労働の実態	15
1) コーヒー	16
2) 力力才	18
3) パーム油	20
4) 魚介類	22
5) コットン	24
6) 金	26
7) コバルトなどの鉱物	28
コラム)その他の業界・産品における児童労働	30
第3節先進国における児童労働	32
1) 先進国における児童労働の特徴	32
2) 欧米および日本における児童労働の特徴	32
第2章 ビジネスと児童労働	35
第1節 ビジネスと人権に関する議論の潮流	35
1) ビジネスと人権に関する国際的なルール形成の動向	35
2)ビジネスと人権に関する主要なルール	37

第2節 児童労働によるビジネスへの負の影響	41
1) 児童労働によるビジネスへの負の影響の類型	41
2) 児童労働によるビジネスへの負の影響の事例	42
第3節 企業による児童労働撤廃への取り組み	45
1) 企業による児童労働撤廃への取り組みの類型	45
2) 企業による児童労働撤廃への取り組みの事例	50
第3章 児童労働に関する各ステークホルダーの取り組み・連携	53
第1節 児童労働撤廃に関わる主要なステークホルダーとその取り組み	53
1) ステークホルダーによる取り組みの全体像	53
2) ステークホルダーによる主要な取り組み例	54
第2節 マルチステークホルダー連携による取り組み	58
1)マルチステークホルダー連携の全体像	58
2)マルチステークホルダー連携の事例	59
第3節 児童労働に関する課題と展望	61
1)ビジネスと児童労働に関する課題	61
2)ビジネスと児童労働に関する展望	61
3) 今後ビジネスに求められるアクション	63
Appendix	72
Appendix I . 児童労働撤廃に取り組む NPO・NGO 一覧(国内)	73
Appendix II. 児童労働撤廃に取り組む NPO・NGO 一覧(海外)	74

### <発行>

デロイト トーマツ コンサルティング合同会社

〒100-8363 東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

E-Mail: jpdtccsr@tohmatsu.co.jp

URL: https://www.deloitte.com/jp/ja/about/story/purpose-values/csr.html

株式会社オウルズコンサルティンググループ 〒106-0046 東京都港区元麻布 3-1-6

E-Mail: info-2@owls-cg.com

URL: https://www.owls-cg.com/

特定非営利活動法人 ACE

〒111-0053 東京都台東区浅草橋五丁目 2-3 鈴和ビル 2F

E-Mail: partnership@acejapan.org

URL: <a href="https://acejapan.org">https://acejapan.org</a>

執筆責任・担当者:小野 美和、岩田 紗奈、潮崎 真惟子、五味 ゆりな、若林 理紗、岩附 由香、川村 祐子、佐藤 有希子

### はじめに



児童労働は、企業のサプライチェーンにおける深刻な人権リスクであると同時に、ブランド価値や業績に直接的な影響を及ぼす重大な経営課題です。消費者や投資家をはじめとするステークホルダーの人権対応への要請が高まる中、企業には人権尊重の取り組みが一層求められています。しかし 2024 年時点で世界の子どもの 13 人に 1 人、約 1 億 3,800 万人が児童労働に従事しており、SDGs が掲げる「2025 年までの児童労働撤廃」目標の達成は絶望的な状況です。デロイトトーマツコンサルティングは特定非営利活動法人 ACE と連携し、児童労働分野における課題特定から解決策の実行まで一貫して取り組んでいます。児童労働の撤廃は、企業のみならず、政府、NPO・NGO、学術機関、消費者などによるマルチステークホルダー連携による取り組みが不可欠です。本書が、すべてのステークホルダーの皆様にとって、児童労働撤廃に向けた実効的な取り組みの一助となることを願っています。

デロイトトーマツ コンサルティング合同会社 代表執行役 神山 友佑



人権に関する国内外の多様なルール・法令の策定等を背景に、この数年間で人権デュー・ディリジェンスに取り組む日本企業は増加してきました。大手企業の関与した人権侵害事案がメディアで大きく報道されたこと等も受け、社会や産業界、投資家からの注目が集まり、これまでになく「人権を尊重する経営」の重要性が高まっています。

そうした中、2025年までの児童労働ゼロの目標を達成しえなかった「SDGs の敗北」ともいえる現実を、ビジネスに携わる我々一人一人は重く受け止め、これまでと異なる非連続な課題解決の在り方も考えていく必要があります。

児童労働撤廃のためには、企業による人権デュー・ディリジェンスの更なる拡大と深化、そして新たな企業価値となる「Do No-Harm(自社の人権対応徹底)」を超えた「Problem-Solving(社会の人権課題解決)」の取り組みが不可欠です。

本書を通じて、児童労働問題への理解と関心が高まり、日本企業が今後セクターを超えて連携しつつ本質的な課題解決に尽力し、真に持続可能なサプライチェーンの構築を実現していくことを祈念しています。 株式会社オウルズコンサルティンググループ 代表取締役 CEO 羽生田 慶介



児童労働は 20 世紀初頭から人権問題として認識されながらも、いまだに解決されていない課題です。「ビジネスと人権指導原則」により、「企業の人権尊重の責任」が明確になった今、グローバルなサプライチェーンの末端で働く子どもたちの人権救済は、企業の責任でもあります。グローバル社会で生き、日々多くのモノを消費する消費者としても、日本で暮らす私たち誰もが児童労働と無関係ではいられません。国連持続可能な開発目標では児童労働の撤廃目標を 2025 年と掲げていました。残念ながら、2025年6月の発表で1億3,800万人もの子どもたちが児童労働に従事している現実があります。他セクターとの連携も含め、課題解決に向け企業としてどう行動できるか、本書がその示唆を与えるものになることを願っています。

特定非営利活動法人 ACE 代表 岩附 由香

### 本書の背景と目的

児童労働は未だ深刻な人権侵害問題として存在しており、2024 年時点で世界の子どもの 13 人に 1 人にあたる 1 億 3,800 万人が児童労働に従事している。

2011 年の国連における「ビジネスと人権に関する指導原則(United Nations Guiding Principles on Business and Human Rights :UNGPs)」の採択を経て、児童労働を含む多様な人権リスクに対する企業対応への社会的要請は、未だかつて経験したことがない程に強まった。各国政府は「ビジネスと人権に関する国別行動計画(National Action Plan:NAP)」を策定し、欧米を中心に人権デュー・ディリジェンス実施を企業に義務付ける法制化が加速している。日本においても、2020 年 10 月に NAP が策定されるなど政府や産業界、市民社会も巻き込んだ議論が進められてきた。しかしながら、SDGs(国連持続可能な開発目標)で掲げた「2025 年までの児童労働撤廃」目標の達成は絶望的と言われる状況にあり、今後さらに日本企業も児童労働を含む人権リスクへの対応強化が迫られるであろう。

このように日本は人権リスクへの企業対応の加速が求められる過渡期にあって、企業の児童労働を含む人権リスクの世界動向の把握が追い付いていない。その一因は、世界の人権リスクの実態や対応事例などを包括的にまとめたレポートが日本には存在しないことにあった。そこで、2020年に、その状況を打開し日本企業による取り組みを加速させるべく、世界の最新レポートや公開情報の網羅的な調査・分析をもとに、児童労働に関する体系的な情報を提供する「児童労働白書」を発行した。本書は2020年時点の内容から2025年時点の最新データに更新し、近年の取り組みを踏まえて内容を拡充したものである。企業の経営者・CSR担当者・サプライチェーン管理担当者をはじめとする多くの企業人、そして企業を取り巻く多くのステークホルダー(政府、NPO・NGO、学術機関、消費者など)が本書の情報を活用して実際の取り組み推進につなげてくれることを期待する。



## 第1章 国際的な児童労働の実態 第1節 児童労働の概観

#### 1) 児童労働の定義と背景

### 15 歳未満の労働 および 18 歳未満の 子どもによる 危険有害労働を一般 に児童労働とよぶ

特に 18 歳未満の子どもによる人身売買、売春、 危険で有害な労働などを含める「最悪の形態の 児童労働」の禁止と撤廃を確保すべく、即時の効 果的な措置を実施するよう国際条約で定められて いる。

#### 児童労働とは

児童労働とは、15歳未満(途上国は14歳未満)の義務教育を受けるべき年齢の子どもが教育を受けずに働くことおよび18歳未満の子どもによる危険で有害な労働などへの従事を指すと一般的に定義されている。児童労働の禁止は国際条約によって定められており、主要な条約としては1973年の「最低年齢条約(第138号)」と1999年の「最悪の形態の児童労働条約(第182号)」の2つのILO基本条約および国連の「子どもの権利条約」が挙げられる。これら3つの主要な国際条約に基づいて各国政府には、児童労働に関する法整備や児童労働撤廃に向けた政策の実施などの対応が求められている」。



#### 児童労働に関する国際条約

#### 子どもの権利条約 (1989年)

18歳未満の子どもを権利主体と位置づけ、 ひとりの人間としての人権を認めるとともに、 成長の過程で特別な保護や配慮が必要な 子どもならではの権利を定める

- ◆「子どもの権利」を構成する4要素
- 1. 差別の禁止 (差別のないこと)
  - すべての子どもは、子ども自身や親の人種や 国籍、性、意見、障がい、経済状況などどん な理由でも差別されず、条約の定めるすべて の権利が保障される
- 2. 子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこ
  - 子どもに関することが決められ、行われる時は、 「その子どもにとって最もよいことは何か」を第 一に考える
- 3. 生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)
  - すべての子どもの命が守られ、もって生まれた 能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療 教育、生活への支援などを受けることが保障 される
- 4. 子どもの意見の尊重 (子どもが意味のある参
  - 子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮する

#### 就業が認められるための 最低年齢に関する条約 (第138号、1973年)

就業が可能な最低年齢を定めており、 年齢や労働内容に応じて最低年齢が異なる

- ◆ 最低年齢は**義務教育終了後** (原則15歳)
  - 途上国は例外的に14歳
- ◆ 軽労働は一定の条件の下に13歳以上 15歳未満
  - 途上国は例外的に12歳以上14歳未満
- ◆ 危険有害業務は18歳未満禁止

#### 最悪の形態の児童労働条約 (第182号、1999)

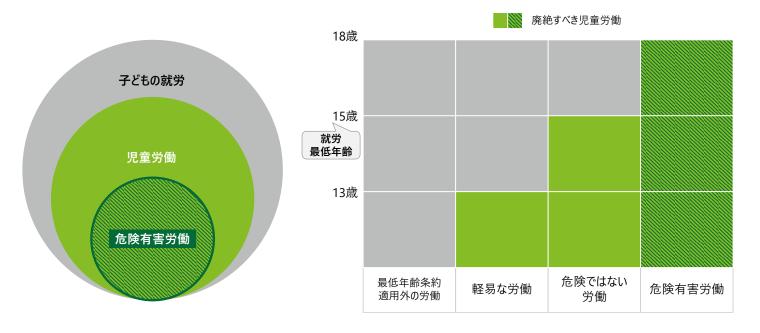
18歳未満の児童による「最悪の形態の児童 労働」の禁止と撤廃を確保すべく、即時の 効果的な措置を実施するよう定める

- ◆「最悪の形態の児童労働」
- 人身売買、徴兵を含む強制労働、 債務労働などの奴隷労働
- 2. 売春、ポルノ製造、わいせつな演技に使用、 斡旋、提供
- 3. 薬物の生産・取引など不正な活動に使用、 斡旋、提供
- 4. その他、児童の健康・安全・道徳を 害するおそれのある労働(危険有害労働)
- 虐待に晒される労働、炭坑内、水中、危険な高所や閉所での労働、危険な機械を使用する労働、化学物質や高温、騒音に晒される労働、長時間労働、夜間労働、不当に拘束される労働等

参考: ILO, 日本ユニセフ協会等公開情報

#### 子どもによる労働の種類

#### 年齢・形態別の子どもによる労働の区分



参考: ILO などの公開情報

#### 「子どもの就労」の形態区分

国際条約では、児童労働の中でも特に子どもに深刻な影響を及ぼす労働として「危険で有害な労働」が定義されている。これは、その性質または遂行状況から見て、子どもの健康や安全、道徳を害する可能性が高い労働を指す。具体的には、夜間や長時間の作業、肉体的・心理的・性的虐待に晒される作業、地下・水中・高所・閉所での作業、危険な機械・道具の使用や重量物の運搬を伴う作業、化学物質や高温・騒音に晒される作業などが含まれる。これはILO条約第182号が定義する「最悪の形態の児童労働」の1つの形態として、奴隷労働や強制労働、商業的性的搾取などと並び最も搾取的な労働と位置付けられ、早期の撤廃が求められている。

一方で、「子どもの就労」(Child Work)のすべてが「児童労働」(Child Labour)として禁止されているわけではない。一部の軽易な子どもの労働や、就業最低年齢以上の子どもによる危険で有害ではない労働は認められており、日本における高校生のアルバイトなどもこれにあたる。このように法的に認められた子どもの労働や児童労働を含む概念として、「子どもの就労」という言葉が用いられている。

#### 児童労働の発生背景

児童労働が発生する背景には、子どもを働かせて しまう家庭や地域(供給側)の課題と、児童労働を直接・間接的に助長してしまう企業(需要側)の双方課題が存在する。開発途上国などの貧困家庭では、不足する家計収入を補うためにやむを得ず子どもを労働へと送り出す実態が存在する。また差別・紛争・災害などは貧困を深刻化させ児童労働を助長しており、さらに地域の教育環境の未整備や教育の重要性への意識の低さ、行政による労働監査・取り締まり体制の不備なども、児童労働撤廃が遅れる要因となっており、政府・行政の果たすべき役割も大きい³。

一方で企業側は、消費者の「安さ」へのニーズの高さを理由として取引先に対する生産コスト削減圧力を強め、サプライチェーンの中で直接・間接的に児童労働を助長している場合がある。

2015 年に国連で採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)」では、17の目標のうち目標8のターゲット8.7において児童労働撤廃に言及している4。

#### 2) 児童労働の発生地域と形態

### 世界の子どもの 13 人に 1 人が児童労働に従事 している

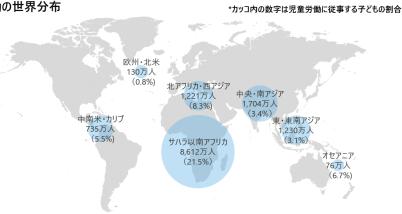
特にアフリカ地域が最も児童労働の発生件数が多く、産業全体の6割は農林水産 業セクターで働いている

#### 児童労働に関する統計データ

国際労働機関(International Labor

Organization: ILO) および国際連合児童基金 (United Nations International Children's Emergency Fund: UNICEF) の推計によると、 2024 年時点で世界の子どもの 13 人に 1 人にあ たる 1 億 3,800 万人もの子どもが児童労働に従 事している。そのうち約 5,400 万人が危険で有害 な労働に従事しており、深刻な状況が続いている。 ILO が児童労働に関する世界推計の公表を始め た 2000 年以降の 24 年間で児童労働者数は 1 億人超減少しており、2016年から2020年にかけ ては一時増加傾向に転じたものの、全世界の子ど もの総数自体は 2000 年時点から 2 億 3,000 万 人増加していることを踏まえると、現在は改善傾向 にあるといえる。しかしながら、SDGs のターゲット 8.7 に掲げられた「2025 年までに児童労働を撤廃 する」という目標の達成は絶望的と見られており、 児童労働ゼロの日を目指して今後の更なる対応 の加速化が求められている⁵。

#### 児童労働の世界分布

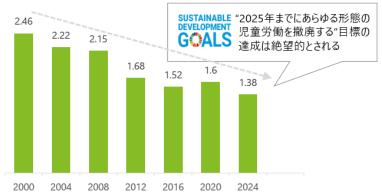


参考: ILO, "CHILD LABOUR GLOBAL ESTIMATES 2024, TRENDS AND THE ROAD FORWARD" 等公開情報



参考: ILO, "CHILD LABOUR GLOBAL ESTIMATES 2024, TRENDS AND THE ROAD FORWARD" 等公開情報

#### 世界で児童労働に従事する子どもの数(億人)



参考: ILO, "CHILD LABOUR GLOBAL ESTIMATES 2024, TRENDS AND THE ROAD FORWARD" 等公開情報

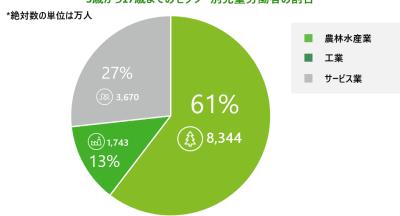
#### 児童労働の地域別分布

児童労働が最も多く発生している地域はサハラ以 南アフリカ地域であり、全世界の児童労働の約3 分の2を占めている。その数は同地域に暮らす子 どもの約5人に1人(21.5%)にあたる8,660 万人にも上る。次いで多いのは、中央・南アジア地 域で 1,700 万人、東・東南アジア地域で 1,230 万人、北アフリカ・西アジア地域で 1,220 万人が 児童労働者となっている。その他に中南米・カリブ 地域で730万人、北米・欧州で130万人が児 童労働に従事している。サハラ以南アフリカ地域で 児童労働に従事している子どもの割合は、2020 年以降子どもの総数が増えていることから、割合は 減っているものの、絶対数としては依然として横ば いの状況である。紛争、国家の脆弱性、貧困が児 童労働に大きな影響をおよぼしている特にアジア地 域や中南米・カリブ地域における児童労働者が減 少していることを踏まえると、今後の児童労働は、 より一層サハラ以南アフリカ地域に集中していくこと が見込まれる。

#### 児童労働のセクター別分布

セクター別でみると、児童労働は主に農林水産業 に集中して発生しており、児童労働全体の6割に も上る。農林水産業には農業(自給農業と商業 的農業)、漁業、水産養殖業、林業、牧畜業が 含まれる。次いで多いのがサービス業で児童労働 全体の約3割を占め、残りの約1割を工業が占 めている7。子どもの年齢の上昇に応じて、農林水 産業の相対的な割合は減少し、サービス業と工業 の割合が上昇する8%。

#### 5歳から17歳までのセクター別児童労働者の割合

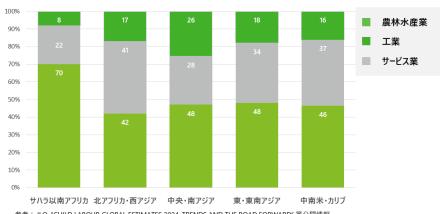


参考: ILO, "CHILD LABOUR GLOBAL ESTIMATES 2024, TRENDS AND THE ROAD FORWARD" 等公開情報

#### 児童労働の地域×セクター別分布

地域によって児童労働が発生しているセクター分布 には特徴が存在する。サハラ以南アフリカ地域では 主に農林水産業で児童労働が発生しており、児 童労働全体の約7割と圧倒的割合を占める。そ の他の地域においては、児童労働は農林水産業 以外のセクターでも多く発生しており、農林水産業 セクターが占める割合は比較的少ない。北アフリ カ・西アジア地域および中南米・カリブ地域では、 工業における児童労働がそれぞれ約41%、約 37%を占め、比較的高い傾向にある10 11。

#### 児童労働に従事する子ども(5~17歳)の地域別・セクター別就業率



参考: ILO, "CHILD LABOUR GLOBAL ESTIMATES 2024, TRENDS AND THE ROAD FORWARD" 等公開情報

#### 各セクターにおける児童労働関与の多い産品

農林水産業

農業(カカオ、コットン、コーヒー豆、サトウキビ、ゴム等)、 漁業·水産養殖業(魚、Iビ等)、林業、畜産業

工業

製造業(アパレル、レンガ、革等)、鉱業(金、銀、コバルト、石炭等)、建設業

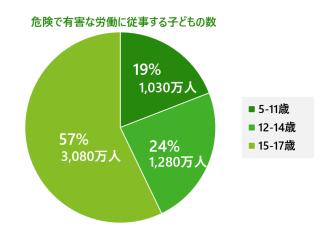
サービス業

ホテルやレストラン、卸売・小売業、自動車の整備・修理、輸送業、家事労働等

参考: ILO, "CHILD LABOUR GLOBAL ESTIMATES 2024, TRENDS AND THE ROAD FORWARD" 等公開情報

#### 危険で有害な児童労働

児童労働に従事する子どものうち、5 人に 2 人の約 5400 万人が、児童労働の中でも特に子どもに深刻な影響を及ぼす危険で有害な労働に従事している。 危険な児童労働はどのセクターにおいても、どの年代層においても存在するが、特に工業における危険な児童労働の発生割合は約 60%で最も高い<sup>12</sup>。



参考: ILO, "CHILD LABOUR GLOBAL ESTIMATES 2024, TRENDS AND THE ROAD FORWARD" 等公開情報

セクター別 危険で有害な労働に従事する子どもの数



参考: ILO, "CHILD LABOUR GLOBAL ESTIMATES 2024, TRENDS AND THE ROAD FORWARD" 等公開情報

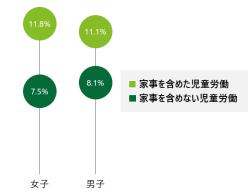
また、サービス業における児童労働については、2025 年 8 月に発行された「現代奴隷に関する国連特別報告書」において、児童買春や性的売買、児童ポルノなどの蔓延がソーシャルメディアやゲーム、スマートフォンアプリなどの普及によって容易になったことに対して警鐘を鳴らしている。チャイルドライト・グローバル児童安全研究所(Childlight Global Child Security Institute)によると、2024 年のオンライン性的搾取の被害者数は 3 億200 万人に上った。また、紛争や自然災害を含む人道危機の際には、児童が性的搾取のリスクに晒される可能性が高まる。女子が主要な被害者であるものの、男子やジェンダー多様性のある子どもなど、他の脆弱な集団も搾取の対象となっている 13。

さらに、武力紛争における児童の徴用と利用は、複数の国々で依然として深刻な問題であり、国連事務総長特別代表(子どもと武力紛争担当)によると、2023年に8,655人の子どもが武力紛争に徴用・利用された。紛争地域の子どもたちは、荷運び、調理、清掃、警備など他の形態の児童労働にも従事させられるほか、性的暴力、死、傷害、拷問、その他非人道的な扱いなど、広範な人権侵害にも晒されている。ほとんどの子どもは紛争地域内で徴用されるが、デジタル技術を利用して武力紛争に参加させられるケースもある14。

#### 児童労働の男女別分布

児童労働の男女別の割合でみると、すべての年代において女子よりも男子の方が児童労働に多く従事している。また、年齢が上昇するに応じて児童労働に従事する子どもの割合は男子の方が上昇する。ただし、5歳から14歳の子どもが行う家事労働を児童労働統計に含めると、男女の割合は逆転し、児童労働に従事する子どもの割合は女子が男子をわずかに上回る。ここでいう家事労働とは、自宅において行われる週21時間以上の家事労働を指す15。

#### 児童労働の男女別分布

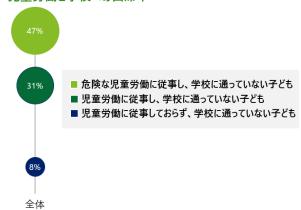


参考: ILO, "CHILD LABOUR GLOBAL ESTIMATES 2024, TRENDS AND THE ROAD FORWARD" 等公開情報

#### 児童労働と教育

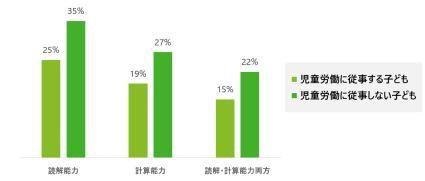
子どもたちの教育との関連性の観点では、児童労働に従事する子どもは、労働があるために学校への出席率が低くなり、学校教育の機会から遠ざかることになる。義務教育を受けるべき年齢の子どものうち、3分の1の子どもが学校に通うことができていない。また、児童労働に従事していた子どもは青年期(15-17歳)における学校通学の継続率が低くなり、基礎的な学習能力である読解・計算能力のパフォーマンスも低い結果となった16。

#### 児童労働と学校への出席率



参考: ILO, "CHILD LABOUR GLOBAL ESTIMATES 2024, TRENDS AND THE ROAD FORWARD" 等公開情報

#### 児童労働と教育パフォーマンス



参考: ILO, "CHILD LABOUR GLOBAL ESTIMATES 2024, TRENDS AND THE ROAD FORWARD" 等公開情報

#### 児童労働の撤廃に向けて

児童労働の撤廃に向けた動きは近年すべての地域で進展があったものの、取り組みが急速に加速することはなく、今後も取り組みを継続する必要があると見込まれている。例えば、ILOの推計では、2030年までに児童労働を撤廃させるためには、今のペースの11倍の取り組みが必要になるとされており、同 ILO レポートでは、各国政府に対して、以下のことを呼びかけている<sup>17</sup>。

- ・ 無償で質の高い教育を確保することで、児童労働の代わりとなる価値のある選択肢を 提供し、学校教育からディーセント・ワーク (働きがいのある人間らしい仕事)への円 滑な移行を支援すること。
- 国際基準に沿った児童労働に対する法的保護を強化し、出生登録を起点とした効果的な予防と法執行の基盤を整備すること。
- 教育制度を整備することで、学校から仕事への移行を支援すること。特に労働市場において安全衛生上のリスクが高い状況にある若者に焦点を当てる。
- ・ 社会的保護を普遍化することで、児童労働 の原因となる社会経済的なぜい弱性を相殺 し、児童労働につながり得る今後のショック や危機からの回復力を構築すること。
- 安全な水や安定した電力供給を含む基礎的なサービスへのアクセスを拡充することで、子どもたちが過酷な作業を行う必要を減らし、学習、遊び、休息のための時間を確保すること。
- 児童労働のリスクが極めて顕著であることが 多い、サプライチェーンの下層にあるインフォーマルの小規模・零細企業に特に留意して、 事業活動やサプライチェーンにおける児童労働に対処すること。



### 第2節 産品別の児童労働の実態

# 日本の企業に強い関わりを持ち、国際的な取り組みがなされている7産品を対象に調査

本節では、世界的に児童労働の存在が指摘されて取り組みが進んでいる 7 産品について、その児童労働の背景や実態、課題・取り組みの変遷を解説する。具体的には、コーヒー、カカオ、パーム油、コットンの4 つの農産品と、金およびコバルトの2 つの鉱業産品、そして魚介類における児童労働を取り上げる。これらの産品は、米国労働省国際労働局(Bureau of International Labor Affairs: ILAB)の報告書「児童労働または強制労働によって生産された品目リスト」(2024 年)においても世界各地で広く児童労働の存在を指摘されており、国際的な取り組みも進められている18。また同時に多くの日本企業が調達しサプライチェーン上で関与している産品でもあるため、今後の取り組みの参考となることを期待する。



### 1) J-L-

### コーヒー生産における 児童労働は、 主に中南米地域と アフリカ地域に存在

中南米地域(ブラジル・コロンビア・コスタリカ・メキ シコ・ドミニカ共和国・エルサルバドル・グアテマラ・ニ カラグア・パナマ・ホンジュラス)とアフリカ地域(コ ートジボワール・ギニア・ケニア・シエラレオネ・タンザ ニア・ウガンダ)に加え、ベトナムに分布

#### 児童労働発生の背景

コーヒーは熱帯気候地域において栽培される多年 生植物である。その種子であるコーヒー豆は、一次 産品として石油に次ぐ国際貿易取引額を占め、 主に開発途上国にとって外貨と雇用の主要な供 給源となってきた。一方で、その国際取引価格は、 ニューヨークとロンドンの国際市場で決められ、供給 過剰や消費者需要の質の変容などを受けて激しく 変動する。コーヒー農家の大部分を占める小規模 生産者は、この価格変動の影響を受けて生産コス トを賄うことが難しくなり、コスト削減のために子ども を働かせてしまう事態が発生している。

#### コーヒー生産における児童労働の分布



参考:米国労働省"List of Products Produced by Forced or Indentured Child Labor," (2024)等公開情報

実際に 1998 年から 2003 年にかけて世界市場の コーヒー価格が半分以下に急落すると、小規模コー ヒー農家は、生産コストをはるかに下回る価格でコ -ヒ-豆を取引せざるを得なくなった。結果、約 2,500 万人の生産者の生活が破綻し、各地で児 童労働が深刻化したとされている19。

また、2015年の研究報告では、気温上昇、降水 量変化、病害虫被害の増大などによる気候変動 の影響を受けて2050年までにコーヒーの適作地域 が半減するということが発表された20。これによって コーヒーの収穫量が減少するとコーヒー農家の収入 も減少し、さらには児童労働リスクが増加すること が懸念されている21。

#### 児童労働の概要・特徴

児童労働はコーヒー豆生産のあらゆる過程に存在 しており、特に果実の収穫期においてその発生リス クが高まる。コーヒーの枝に手が届くほどの年齢にな った子ども達は、熟した果実を選別して収穫する作 業に加え、枝の剪定や、農薬の散布、収穫物の 運搬を担う。これらの作業は子どもにとって様々な 危険を伴う。例えば刃物による切り傷などの怪我、 重量物運搬による筋骨格の損傷、有害な農薬の 使用・曝露による中毒や健康被害、コーヒーの粉 塵による呼吸器疾患などが指摘されている22。



#### コーヒーのサプライチェーン



#### 取り組みの変遷

1992年の国連環境開発会議(UNCED)(地球サミット)のリオ宣言にて、持続可能な生産と消費に関する各国の取り組みの必要性が明記され、以後児童労働を含む人権リスクに対して企業に取り組みを求める世論が高まった<sup>23</sup>。これに対応するコーヒー業界の主要な取り組みとして、人権を含むサステナビリティに関する認証制度が国際的な広がりを見せており、自主的持続可能性基準

(Voluntary Sustainability Standards: VSS) とも呼ばれている。これはサプライチェーンの各工程 で環境・経済・社会などに関する一定の基準を満 たす製品や企業を認証する制度であり、複数の制 度が認証基準に児童労働の禁止も含んでいる。 代表的な VSS としては、IFOAM などの有機認証 や、国際フェアトレード認証、Rainforest Alliance などのサステナブルな農業に関する認証が挙げられ る。またコーヒーに特化した持続可能な栽培と加工 のための認証システムとして、4C 認証 (4C Common Code for the Coffee Community) も広く活用され、2024年時点で、約80万ヘクタ ールの農地が 4C 認証を受けている<sup>24</sup>。 さらに 2015 年の持続可能な開発目標(SDGs)や2016年 のパリ気候協定などのビジネスと持続可能性に関 する国際枠組みの策定を受けて、コーヒー業界内 外でマルチステークホルダー・イニシアティブ (MSI) が設立され、連携を強めている。 例えば 2016 年 設立のグローバル・コーヒー・プラットフォーム(Global Coffee Platform: GCP) は、持続可能性に関す る取り組みへの官民対話や投資の拡大を促進し ている。 同プラットフォームは、2021 年に Coffee Sustainability Reference Code (コーヒー持続可 能性リファレンスコード)を策定し、ステークホルダー に対して持続可能なコーヒー生産を支える原則の 理解を深めるためのフレームワークを提供している。 具体的には、経済的繁栄、社会的ウェルビーイン グ、環境スチュワードシップの3つを軸に、コーヒーの 生産と一次加工における持続可能性の基準を定 める 12 の原則を定め、それぞれ取り組みとそれに よって期待される結果を規定している。また、その中 では最悪の形態の児童労働の排除、強制労働の 排除、森林破壊の禁止、禁止された農薬の使用 禁止、そして継続的な改善の5つを重要な取り組 みとして定義している<sup>25</sup>。Coffee Sustainability Reference Code は、様々な企業において、コーヒ -の調達基準として採用されている。また、2015年 設立のサステナブル・コーヒー・チャレンジ

(Sustainable Coffee Challenge: SCC) は、 コーヒーを真に持続可能な農産物とすることを目指 し、生産者や小売業者、焙煎業者、認証機関、 政府などの多様な関係者からなる連合を形成して いる<sup>26</sup>。 2023 年には、国際労働機関(ILO)、国連食 糧農業機関(FAO)、国際貿易センター

(ITC)、国連児童基金(UNICEF)が EU の資 金提供を受けて、コーヒー産業のサプライチェーンにお ける児童労働の根本的な原因に対処するための 「CLEAR Supply Chains Project」を開始した。本 プロジェクトは、2026年8月までの40か月間で、 コーヒー産業において特にリスクの高い児童労働の 問題に対し、ホンジュラス、ウガンダ、ベトナムといっ たコーヒーの主要な生産国で、統合的かつ地域ベー スの介入策を開発し、児童労働の根本原因に対 処することを目指す中期プロジェクトだ。2024年6 月にデンマーク・コペンハーゲンで開催されたグローバ ル・ローンチイベントでは、世界のコーヒーパートナーシ ップやパートナー国、国連機関の代表者が参加し、 コーヒーのサプライチェーンにおける児童労働やディー セントワークに関するパネルディスカッションが行わ れ、児童労働や人権デュー・ディリジェンスの課題が 強調された。今後は、プロジェクト現地で得られた 知見や経験を他国や他のサプライチェーンにも共 有・拡大することを目指しており、グローバル・コーヒー パートナーシップやサプライチェーンの関係者と密接に 連携しながら、児童労働の根本原因へのアプロー チ、適切なデュー・ディリジェンス、予防への投資を 進めていく予定である27。

日本企業においても、コーヒーサプライチェーンにおける児童労働を含む人権リスクを評価するために人権デュー・ディリジェンスを実施する事例や持続可能な調達に関する方針や基準を定めコーヒーの持続可能な調達に取り組む事例などが増えている <sup>28</sup>。



#### 2) カカオ

### カカオ生産における 児童労働は、 主にアフリカ地域と 中南米地域に存在

アフリカ地域(カメルーン・コートジボワール・ガーナ・ ギニア・ナイジェリア・シエラレオネ)に加え、ブラジ ルにおいてその存在が報告されている

参考:米国労働省"List of Products Produced by Forced or Indentured Child Labor," (2024)等公開情報

#### 児童労働発生の背景

カカオ豆とはカカオの樹の果実中の種子を指し、チョコレートやココアの主原料である。カカオは主に赤道付近のアフリカ地域で生産される一方で、最大の消費地が欧米であるために国際取引が盛んであり、従来から消費国の価格交渉力の強さを背景に、カカオの国際市場価格は低くなる傾向にある。またカカオは天候などの影響による価格変動も大きく、農家の収入が不安定な作物のひとつである。特に西アフリカ地域では家族単位の小規模農家が大半を占めることなどから、各農家はカカオ生産のための労働者を雇うことができず、不足する労働力を児童労働によって補うケースが発生している2930。

#### 児童労働の概要・特徴

カカオ収穫の手順は、さやの摘み取り、カカオポッドと呼ばれる実の収穫、果実の取り出し、豆の発酵、乾燥、袋詰めなどの作業で構成される。主に子ども達は、なたを用いた畑作業、農薬の散布、カカオポッドの収穫、種子の取り出し作業などを行う。これらの作業は子どもにとって様々な危険を伴う。例えば重量物運搬による筋骨格の損傷、長時間の日光曝露、切削工具による怪我、殺虫剤の使用・曝露による中毒や健康被害、カカオポッドの落下による怪我などが指摘されている³¹。2020年発表のシカゴ大学の報告書によると、カカオの世界二大生産国であるコートジボワールとガーナのカカ

カカオ生産における児童労働の分布

オ生産地域農業世帯の 5-17 歳の子どもの 45% (156 万人) が児童労働に従事している。そのう ち危険で有害な労働に従事している割合は約 95% (148 万人) にも上る<sup>32</sup>。



#### カカオのサプライチェーン



#### 取り組みの変遷

チョコレート業界は、1923年に米国チョコレート製造業者協会(Chocolate Manufacturers Association:CMA)が設立されて以来、同協会を中心に業界内連携が行われてきた。CMAは、チョコレート関連の研究への資金提供・管理、チョコレート関連の広報活動・メディア連携、議会・政府機関との連携などを推進した。1990年代になると、カカオ農家の農業生産性向上や収入の安定を確保しなければカカオ栽培は持続可能ではないことが明らかにされ、CMAの提案により2000年に世界カカオ財団(World Cocoa

Foundation:WCF)が設立された(前身である 国際ココア研究教育基金は1995年設立)。同 財団は、高品質なカカオの生産・販売の効率化に よる農家の所得向上などを図り、カカオ産業のサス テナビリティに貢献することを目指している。さらに、 欧米では同時期の2000年頃から児童労働に関 するテレビ報道や NPO・NGO、消費者団体のキャ ンペーンが行われ、世間の注目を集めた。その結 果、2001年10月に米国議員とチョコレート製造 業者協会がカカオ農園から「最悪の形態の児童労 働」を撤廃する目的で「ハーキン・エンゲル議定書」 を締結し、これを受けて 2002 年に国際ココアイニ シアティブ (International Cocoa Initiative: ICI)が業界出資の財団として発足した。同財団 は米国政府や国際労働機関(International Labor Organization:ILO)、労働組合、 NPO・NGO、消費者団体などと共同で、児童労 働予防プロジェクトの実施、児童労働の実態調 査、責任あるサプライチェーン構築に向けた企業支 援などを実施している333435

さらに、2010年以降グローバル企業による取り組 みが急加速した背景には、「カカオ 2020 年問題」 と呼ばれる将来的なカカオ供給不足への世界的 な危機感の高まりがあった。新興国におけるチョコレ -ト需要の増加や、地球温暖化・気候変動、カカ オ農家の農業生産性低下などを背景に、世界の 年間カカオ流通量(約440万トン)の4分の1 に相当する約 100 万トンが 2020 年には不足する と予測されたのである。これを受け、グローバル大手 菓子メーカーである Nestlé、Hershey's、Mars は、 2020 年までにカカオ豆の購入を 100%サステナブ ルカカオ(公正取引・人権尊重・環境配慮などの 条件を満たしたカカオ)に切り替えることを公表し た。Nestlé などの海外企業の取り組みに追随し、 日本企業においても取り組みが進んでいる。株式 会社明治は「メイジ・カカオ・サポート」と称し、ガー ナ・エクアドル・ベネズエラなどのカカオ産地で生産 者に向けた栽培技術支援を実施している36。株式 会社ロッテも「フェアカカオプロジェクト」と称して、

CLMRS (Child Labour Monitoring and Remediation System: カカオ生産地での児童労 働・強制労働撤廃を目指す NPO International Cocoa Initiative」が開発した児童労働監視改善 システム。児童労働の事例を特定、監視、是正お よび防止する取り組みを行う)による支援を行って いるほか、カカオ豆のトレーサビリティ情報(生産や 流通などの履歴)と CLMRS による児童労働リス ク情報をひも付けて、サプライチェーン上(原料調 達から生産、販売までの流れ)の児童労働リスク の詳細を把握するブロックチェーンを用いた実証実 験を行ったりするなど、持続可能なサプライチェーン の実現に向けた調達活動を推進している37。森永 製菓株式会社は 2008 年から「1 チョコ for 1 スマ イル」と称して対象チョコレート製品の売り上げの一 部を寄付する活動を行い、2011年からその寄付 をカカオ生産国の子ども支援に特定し寄付を行っ ている38。江崎グリコ株式会社においては、ガーナ政 府の「児童労働フリーゾーン(CLFZ)」ガイドライン に基づき、児童労働を予防・是正する仕組みの構 築を進めている。またグループ調達方針に基づき、 購入ルートを通じて生産者に支援を行っているカカ オ豆の購入率を 100%とすることをコミットメントとし て掲げるなど、持続可能なカカオ豆調達に取り組 んでいる39。また、カカオ関連の専門商社である株 式会社立花商店は、児童労働を含む労働環境 改善に取り組む農家などからの積極的な調達を 行っている4041。さらに、有楽製菓株式会社では、 「スマイルカカオプロジェクト」として 2025 年までに同 社の商品に使用するすべてのカカオ原料を、児童 労働問題に配慮されたカカオ原料へ変更すること を目標として原料の切替を推進している42。その他 の企業においても、社会・環境に配慮した認証製 品を製造・販売するフェアトレードへの参加や、生 産・加工技術指導によるカカオの高品質化および 買取価格引き上げ、サステナブルカカオの調達量コ ミットメントなどの取り組みが活発化している43。 しかし、2024年には西アフリカのガーナ、コートジボ ワールにおいて、深刻なカカオの不作によってカカオ の価格が急騰する「カカオ危機」が発生し、2024 年後半にはカカオ 1 トンあたり 12,000 ドルという史 上最高価格に到達した。カカオ危機の主な原因 は、病害虫の蔓延による収穫量の減少、それを後 押しする気候変動による天候不順(不安定な降 雨量、乾季の長期化など)が挙げられている。さら に問題の根底にあるのは、カカオの生産の大部分 を担う小規模農家が、こうした気候変動による不 作に対応した農業に移行するための技術やインフラ へのアクセスをもっておらず、長年にわたって少数の 生産国に過度に依存し、最小限の技術支援しか なされてこなかったことによるカカオのサプライチェーン

の脆弱性そのものにある。カカオ危機は、こうした環境的、構造的な要因が複合的に重なり合って発生したのである。この問題に対する即効的な解決策はなく、制度改革や持続可能な生産に向けた技術支援などによる長期的な解決に向けて、政府、企業、NGO、消費者が連携しながら取り組みを進める必要がある<sup>44</sup>。





#### 3) パーム油

### パーム生産における 児童労働は、 主にアジア地域に存在

パーム油生産活動における児童労働は、アジア地域 (インドネシア・マレーシア) に加え、シエラレオネにおいてその存在が報告されている

#### 児童労働発生の背景

パーム油は世界で最も広く消費されている植物性油であり、世界の植物性油消費量の約40%を占める45。調理、洗剤、化粧品、食品加工などに広く使われ、パイオ燃料としての活用も増加しており、2010年~2030年の20年間で、世界のパーム油の生産量は約3倍にまで増加すると見込まれている。急激な消費増加に伴い、パーム油の原材料であるアブラヤシ栽培における労働需要が急増し、児童労働合む違法労働が発生している。また一部の地域では、労働者は収穫量のノルマを課され、ノルマ未達の場合には最低賃金以下への賃金減額や罰則が科せられるケースが発生している。そのような労働者である保護者が不当な労働環境に置かれる事態が、児童労働を誘発しているとも指摘されている4647。

#### パーム生産における児童労働の分布



参考:米国労働省"List of Products Produced by Forced or Indentured Child Labor," (2024)等公開情報

#### 児童労働の概要・特徴

パーム油の生産過程は、種まき、苗の移植、収穫 および果房の運搬などで構成される。子ども達は 主に収穫・運搬・除草作業に従事する。具体的に は、木の上で重い器具を使って果房を収穫するほ か、果房を詰めた袋を持って運んだり、果房を大量 に積んだ一輪車で未舗装の道や狭い橋の上を運 搬する。これらの作業は怪我などを負う危険性が 高い上、農薬や肥料などの化学薬品に晒されて 健康被害を受ける可能性なども指摘されている。 4849。



#### パーム油のサプライチェーン



#### 取り組みの変遷

パーム油の原料となるアブラヤシは、東南アジア、アフリカ、中南米などの一定以上の雨量がある赤道周辺地域に生育し、特にマレーシア、インドネシアで大規模なアブラヤシ農園開発が行なわれてきた。農園開発の過程では多くの熱帯林が伐採されたり焼き払われるとして環境への影響が指摘されてきた。環境に配慮した持続可能なパーム油を求める世界的な世論の高まりに応え、環境保護団体WWFや Unileverなどの企業が協力して2004年に、持続可能なパーム油のための円卓会議

(Roundtable on Sustainable Palm Oil:RSPO)を設立した。RSPO は一定のサステナビリティ基準を満たすパーム油を認証するシステムを運用することで企業に対してサステナブルなパーム油の調達を促進しており、RSPO 認証パーム油は世界で広く認知・活用されている50。

2010年頃になると、環境側面にフォーカスした RSPO の社会側面(労働者の人権保護など)の 取り組み不足への批判や、RSPO メンバー企業の パーム油農園の認証取得率が 100%ではない状況に対する批判が寄せられるなど、パーム油業界に 更なる取り組み強化を求める動きが相次いだ。こうした社会的要請を背景に、2013年にパーム油革新グループ(Palm Oil Innovation Group: POIG)が発足し、「POIG 憲章(POIG

Charter)」を採択した。POIGでは、「環境への配慮」「地域社会とのパートナーシップ」「企業および製品の誠実性」の3つの柱に焦点を当て、環境・社会に配慮した責任あるパーム油生産に向けて企業のコミットメントの更なる強化を求めている51。

RSPO 認証農園などにおける環境・人権問題が指摘され企業が対応を余儀なくされるケースが発生したことから、認証システムの強化も進められている。2016年にはマレーシアのパーム油生産大手 IOI グループが天然林を伐採しているとして RSPO 認証を取り消され、Unilever や花王など 27 社が調達を中止した。また同年、人権団体アムネスティ・インターナショナル(Amnesty International)がシンガポールのパーム油生産企業 Wilmar Internationalの農園における人権侵害を告発し、Nestlé など 9社がこの農園のアブラヤシを原料とする認証パーム油を調達していたと報道された。こうした事態を受けて RSPO は 5年ぶりに認証基準の改訂に着手。2019年の審査から環境・人権基準を強化した新基準が適用された525354。

近年の企業の取り組みとしては、RSPO 認証など への参加に加え、社会・環境に配慮した調達方針 を策定して、自社が直接取引をするサプライヤーだ けではなくそのグループ傘下の独立系供給業者も 調達基準の適用対象とするなどの事例も挙げられる55。



#### 4) 魚介類

### 漁業における 児童労働は、 主に中南米、アジア、 アフリカ地域に存在

中南米地域(ブラジル・ペルー・パラグアイ・エルサルバドル・ニカラグア)、アジア地域(カンボジア・インドネシア・フィリピン・ベトナム・バングラデシュ・イエメン)、アフリカ地域(ガーナ・ケニア・ウガンダ)においてその存在が報告されている

#### 児童労働発生の背景

漁業においても、魚やエビを含む魚介類の捕獲・加工などにおいて児童労働が発生している。漁業は移民労働者の従事率が高く、法的地位を欠く移民労働者は非公式な契約のもとで非正規労働者として雇用されるため、児童労働や強制労働を含む違法労働が発生しやすい傾向が指摘されている。また、魚介類の加工作業は子どもにも可能な低熟練労働であり、保護者の職場に同行した際に子どもが業務を手伝うことを契機に児童労働へつながるケースも確認されている565758。

#### 漁業における児童労働の分布



参考:米国労働省"List of Products Produced by Forced or Indentured Child Labor," (2024)等公開情報

#### 児童労働の概要・特徴

魚介類のサプライチェーンにおける児童労働は、漁具(漁船・漁網など)のメンテナンス、魚・エビなどの捕獲や一次加工(エビの選別、皮むき、乾燥作業など)、運搬などで発生している。例えば小エビ加工においては、指の小さい子どもの方が大人よりも作業に適していると言われることが児童労働を誘発する一因となっている。また、魚介類の積み降るし作業は通常深夜に行われるため、睡眠不足や不規則な生活が怪我や健康被害を引き起こす危険性もある。主に15歳から17歳の子どもがこのような漁業関連の危険で有害な労働に従事している5960。



#### 魚介類のサプライチェーン



#### 取り組みの変遷

海洋管理協議会(Marine Stewardship Council: MSC) は、海洋分野のサステナビリティ 推進の中心的存在であり、MSC 認証制度の運 営などを行っている。MSC は、冷凍魚の貿易量で も世界有数である Unilever と、環境保護団体 WWF が 1997 年に英国で設立した。Unilever は、自社ビジネスの将来的な成長には水産資源の サステナビリティが重要と捉え、資源利用の国際ル −ル策定を主導したとされる<sup>61</sup>。MSC の運営する認 証制度は、持続可能性に関する基準を満たす水 産物製品を認証して MSC 認証ラベルを貼付する システムである。認証基準は資源環境と業界の動 向に応じて見直されており、近年は労働者の人権 保護の側面も強化されている。2019年には、 MSC 認証原料を扱う加工・小売事業者などに対 してトレーサビリティ確保を要求する CoC 認証基準 が改定され、強制労働・児童労働のリスクがある 国などの事業者に対して監査実施が義務付けら れた<sup>6263</sup>。

また近年、サプライチェーンにおける奴隷労働の発 覚を契機に企業主導の新たな取り組みも進んでい る。2014年6月に、英大手メディアThe Guardian は、タイで奴隷労働により生産されたエ ビが米国や英国のスーパーマーケットで販売されてい たと報道した。この調査でエビの製造・販売などに 関わっていたとされたタイ食品大手 Charoen Pokphand Foods (CPF) と Costco Wholesale らは 2014 年 7 月に Sustainable Shrimp Task Force を設立するなどの対応を行っ た。このタスクフォースは2016年10月に Sustainable Seafood Task Force に改名し、創 設以来メンバーは急増している。タスクフォースは、 流通のトレーサビリティ確保を目的としてタイ政府や 企業、NPO・NGO と連携した合同プロジェクトなど を展開しており、現在同分野で「タイで活動してい る最も影響力のある多様な連合」とも言われてい る64。また、2016年から2020年にかけて行われ た、ILO の「Ship to Shore Rights Thailand」事 業のもとで実施された「Seafood Good Labour Practices (GLP) 」プログラムでは、雇用主がタイ の法律や国際労働基準の原則についての認識と 理解を高め、労働基準や労働者の権利保護の遵 守を支援するための労務管理システムを備えること を目的として実施された。実際にタイにおいて成果 を挙げており、本プログラムのインドネシアなどの他 国への展開も行われている65 66。そうした取り組み の結果もあり、2024年に発表された米国労働省 (U.S. Department of Labor: USDOL) のレポ ートでは、児童労働によって生産された疑いのある

産品リストからタイで生産されたエビは削除された 67

近年の日本企業の取り組みとしては、自社単体では把握が難しい取引先の労働状況などの情報収集および改善のために、NPO・NGOなど外部専門家と連携して人権デュー・ディリジェンスを行う事例などが挙げられる<sup>68</sup>。



### 5) コットン

### コットン生産における 児童労働は、 主に中南米、アフリカ、 アジア地域に存在

中南米地域(アルゼンチン・ブラジル)、アフリカ地域(ベナン・ブルキナファソ・マリ・ザンビア・エジプト)、アジア地域(中国・インド・キルギス・タジキスタン・トルクメニスタン・カザフスタン)に加え、アゼルバイジャン・トルコにおいてその存在が報告されている

参考:米国労働省"List of Products Produced by Forced or Indentured Child Labor." (2024) 等公開情報

#### 児童労働発生の背景

世界の繊維生産量の約20%(2023年推計)を占めるコットンは、世界約80ヵ国において3.5億人の雇用を生み出しており、特に発展途上国の経済発展過程における雇用創出の役割を担ってきた。一方で、コットンは多くの生産者にとって利益率が低い産品であることも特徴である6970。気候条件に大きく影響される生産量の不安定性や国際綿花価格の下落が、生産者の貧困レベルを高め、労働者を雇用できない生産者が不足する労働力を児童労働で補うケースが発生している71。

また綿花そのものの生産だけではなく、綿花の種子の生産においても児童労働が多く発生し

ている点も特筆すべき特徴である。世界最大のコットン栽培面積を誇るインドでは、生産性向上のために 1970 年に世界で初めて開発されたハイブリッド種や、2002 年に Monsanto Company が開発した遺伝子組み換え型の BT コットンが多く生産されている。ハイブリッド種とは、異なる品種を掛け合わせることで収量が多く害虫にも強い特性などをもった生産性の高い品種である。BT コットンはハイブリッド種の一種で、特定の害虫に対する殺虫性を持つ遺伝子が埋め込まれている。これらのハイブリッド・コットンの種子の生産には、手作業での受粉が必要となる。受粉作業には短期間に集中して多

コットン生産における児童労働の分布

くの労働力が求められるため、子どもが低賃金労働者として雇用されやすくなる傾向にある<sup>72</sup>。また、アパレルのサプライチェーンは非常に複雑であるため、アパレルブランドが自社のサプライチェーンの全容を把握・管理できず、無自覚のうちに児童労働に加担している場合がある<sup>73</sup>。

#### 児童労働の概要・特徴

コットンの生産過程は、種まき、灌漑整備、除草作業、農薬散布、受粉作業、綿花の摘み取り(収穫)、工場への輸送、繊維(綿)の取り出しなどに分けられ、児童労働は灌漑整備、除草作

#### コットンのサプライチェーン



※中間加工においても児童労働は発生しているが、本項では詳細の記載対象外とする

業、農薬散布、受粉作業、収穫作業、運搬など の多くの段階で発生している。これらの作業は子ど もにとって様々な危険を伴う。重量物の運搬による 筋骨格の損傷、農薬の使用・曝露による中毒や 長期的な健康被害、堅い繊維や葉の取り扱いに よる怪我、機械・電動車両との接触による怪我、 長時間の日光への暴露による皮膚がん・熱疲労な どの危険性が指摘されている。2014~15年の調 査によると、インドの綿花種子農場で働く労働者 のうち、14 歳未満の子どもが約 25%を占めており、 アンドラ・プラデシュ州、テランガナ州、グジャラート州、 タミル・ナードゥ州、カルナータカ州、ラジャスタン州の 工場では、合計約20万人の14歳未満の子ども が雇用されていた。また、15歳から18歳までの子 どもに関しては、28 万 1,200 人働いており、この数 は 2006-2007 年調査時の 19 万 450 人からほぼ 半数増加しているという 74。

#### 取り組みの変遷

世界の持続可能なコットン生産に関しては、フェア トレードやオーガニックなどの認証制度が中心的な 役割を果たしてきた。社会・環境に配慮して生産さ れた製品を認証するフェアトレード認証には児童労 働禁止の基準も含まれ、2004年に国際フェアトレ ード認証の対象産品にコットンが加わり拡大を続け てきた。フェアトレード・インターナショナルによると、 2022 年時点で世界のコットン生産の約 60%を占 める APAC 地域の 4 ヵ国(インド、パキスタン、タ ジキスタン、キルギス) において 16 のフェアトレード 認定綿生産組織が存在し、約 1,600 のコットン小 規模農家が参加している75。さらに 2000 年代後 半になると、オーガニックコットンの認証に関する動 きが進んだ。オーガニックコットンとは、農薬・肥料な どに関する厳格な基準を守って生産されたコットン を指し、その代表的な認証機関として Global Organic Textile Standard (GOTS) , Organic Content Standard (OCS) が存在する。近年で はオーガニックコットン認証の中に生産者の労働環 境・人権保障・法的順守の条件が加えられる動き が進んでおり、特に GOTS は労働安全や児童労 働など社会的側面についても先進的な基準を策 定している76。その他にも、生産者や環境への配慮 に関する独自基準に則った生産を推進するベター・ コットン(Better Cotton)も、児童労働防止を 含む労働者保護に取り組んでいる
77。

コットンを主な原材料のひとつとするアパレル業界全体における人権・労働問題への取り組みは、業界における複数の人権侵害発覚・報道を契機として加速した。1997年には米国大手アパレルブランドが生産委託していた東南アジアの工場で劣悪な環境での児童労働が発覚し、米国 NPO・NGO

などにより同アパレルブランドの社会的責任が問わ れた。その結果、同ブランド製品の世界的な不買 運動が起こり、同社は5年間で1.4兆円の売り 上げを失ったと試算されている78。また 2013 年に は、バングラデシュでラナ・プラザ倒壊事故が発生し 世界的な注目が集まった。これはバングラデシュの 首都ダッカ近郊にある商業ビル「ラナ・プラザ」が崩 壊し、1,127人が死亡した事故である。同ビルには 大手ファストファッションブランドの工場が多く入って おり、製品増産を最優先とした経営で労働者の安 全管理を怠っていたことが事故の原因とされ、同事 故の被害者には当時 10 代の児童労働者も含ま れていた。史上最悪の惨事としてファッション業界 の深刻な労働問題の象徴となった同事故により、 アパレル業界全体を通した人権・労働問題に注目 が集まり、業界のサプライチェーン全体の人権対応 を促す契機となった79。

また NPO・NGO などが実施したキャンペーンも、ア パレル業界の人権対応促進に大きく貢献してき た。1989 年に結成されたネットワークである Clean Clothes Campaign (CCC) は、欧州 12 カ国の 縫製産業の労働組合と NPO・NGO が連携し、 途上国における労働条件改善を目指して企業や 消費者に衣料業界の実態を伝える活動などを行 っている。CCC は Follow the Thread Campaign と称して各有名ブランドに対し Transparency Pledge(透明性に向けた誓約)に合意すること を求め、同キャンペーンに7万もの署名が集まったこ とも受けて複数のブランドがこれに合意した80。企業 の動きとしては、コットン農園や縫製工場を含むサ プライチェーン全体を通した人権デュー・ディリジェンス に多くの企業が着手していることなどが挙げられる。 この動きを加速させるため、経済協力開発機構

(Organisation for Economic Co-operation and Development: OECD)は 2018 年に「衣類・履物セクターにおける責任あるサプライチェーンに関する OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス」を発行し、日本国内では経済産業省が繊維産業の社会・人権面の対応強化を目的とした監査要求事項・評価基準「Japanese Audit Standard for Textile Industry(JASTI)を 2025 年に策定した81

長年にわたり児童労働が深刻だと指摘されていたウズベキスタンでは、2016 年から 2020 年にかけて「社会的・環境的財政的に持続可能な綿花バリューチェーンプログラム」が実施された。本プロジェクトは、持続可能な綿花セクター改革のための能力構築、労働および持続可能性面のモニタリング、フィードバックメカニズムの構築、という抜本的な制度構築を含む改革を伴う内容であり、その結果、ウズベキスタンでは 2021 年の綿花収穫期における児童労働が撤廃されたと ILO が発表した。また、労

働者の権利に関する理解・認識が向上したことで 労働条件の改善にも貢献したとされている。これに よって、ウズベキスタンの綿花産業に対する国際的 な評価も改善され、輸出制限の解除や国際ブラン ドとの連携が進展した8283。

米国では、2022 年 6 月 21 日より「ウイグル強制 労働防止法(UFLPA)」が施行され、中国新疆 ウイグル自治区で生産されたコットンなどを含む商品について、強制労働との関連が疑われる場合、米国税関当局が輸入を差し止めや押収できる権限が強化された。主な目的は、強制労働を排除するためのサプライチェーン全体の透明性確保と、企業による証明責任の徹底にある。具体的には、米国向けに製品を輸出する国内外のファッションブランドなどに対し、原材料の調達先や証明書類の提出が求められ、証明が不十分な場合は最大25 万ドルの罰金が科される可能性がある84 85。





#### 6) 金

### 金採掘における 児童労働は、 主に中南米、アフリカ、 アジアに存在

中南米地域(ボリビア・コロンビア・エクアドル・ニカラグア・ペルー・スリナム・ベネズエラ)、アフリカ地域(カメルーン・タンザニア・ウガンダ・コンゴ民主共和国・エチオピア・ガーナ・ギニア・ケニア・ジンバブエ・マリ・ニジェール・ナイジェリア・セネガル・スーダン・ブルキナファソ・中央アフリカ共和国)、アジア地域(インドネシア・モンゴル・フィリピン)においてその存在が報告されている

#### 金採掘における児童労働の分布



参考:米国労働省"List of Products Produced by Forced or Indentured Child Labor," (2024)等公開情報

#### 児童労働発生の背景

金採掘における児童労働は主にアフリカ地域で発生している。特にアフリカのサハラ砂漠南縁に広がるサヘル地域で、鉱山における世界の児童労働の約4分の1が発生していると言われ、うち約70%が15歳未満による労働である。この地域では1970年代と1980年代に起きた深刻な干ばつにより農地の砂漠化や農業生産性の低下が引き起こされ、地域住民の貧困化や難民化が進んだ。それにより以前は家族や地域コミュニティによって保護されていた子ども達が不足する家計収入を補うた

めの労働力とみなされ、鉱山での児童労働を誘発している。また、鉱石の運搬や処理などの子どもでも実施可能な作業の存在も児童労働発生につながっている86。

#### 児童労働の概要・特徴

一般的に金鉱山では、地上と地下の両方で児童 労働が発生している。採掘、鉱石の収集、鉱石の 洗浄場所への運搬、鉱石の洗浄、水銀を使用し た精錬作業などに、主に10歳から18歳までの子 ども達が従事している。作業に際する粉塵や化学 物質への暴露は、子ども達に深刻な呼吸器疾患 や頭痛、聴力・視力の低下、皮膚・筋肉・関節の 疾患や障害をもたらす危険性がある。また、水銀を 用いた作業は特に危険であり、中枢神経系などに 害を及ぼし、脳障害を含む長期的な健康被害を 発生させている<sup>87</sup>。

#### 金のサプライチェーン



#### 取り組みの変遷

金は紛争鉱物と呼ばれ、労働・人権侵害との深 い関わりがある。紛争鉱物とは、コンゴ民主共和 国およびコンゴ民主共和国に隣接する国々で採掘 される、スズ (Tin)、タンタル (Tantalum)、タ ングステン (Tungsten)、そして金 (Gold) の 4 種の鉱物のことであり、英語の頭文字をとって"3TG" とも呼ばれる。紛争鉱物と呼ばれる所以は、これら 鉱物の売却資金が紛争当事者の資金源となって おり結果的に紛争を助長させていることにあり、紛 争は児童労働や強制労働をはじめとする著しい人 権侵害や環境破壊を引き起こすことからも国際的 に強く問題視されている88。これら 3TG は、現在携 帯電話やパソコンなどの電子部品素材などとして 目に見えない形で身の回り品に含まれている。 2000 年代の国際的な紛争鉱物への問題意識の 高まりを踏まえ、2009 年に国連安全保障理事会 の要請を受けて OECD が「紛争・高リスク地域産 鉱物サプライチェーン・デュー・ディリジェンス・ガイダン ス(以下 OECD 紛争鉱物ガイダンス)」を策定し た。同ガイダンスは、紛争地域の 3TG を供給・利 用するすべての企業を対象としてサプライチェーンに おいて遵守すべき項目を整理しており、対応すべき リスクとして最悪の形態の児童労働にも言及して いる。さらに 2011 年に OECD 理事会は、OECD 加盟国・非加盟国双方に同ガイダンスに基づく法 整備の推進を求める勧告決議を採択した。世界 初の紛争鉱物に関する大型の法規制は、2010 年に米国で成立した「金融規制改革法(ドッド・ フランク法) 1502条」である。同法は米国における 上場企業(SEC 登録企業)に対して、製品機能 または製造に紛争鉱物を必要とする場合に、サプ ライチェーンのデュー・ディリジェンスや情報開示の実 施を求めている。またデュー・ディリジェンス実施に際 しては、前述の OECD 紛争鉱物ガイダンスを参考 とすること推奨している。これに続く形で、EU におい ても2017年に紛争鉱物規制が採択された。同規 制は3TGをEU域内へ輸入する企業を対象として おり、2021年1月から児童労働を含む人権リスク などに関するサプライチェーンのデュー・ディリジェンス 実施が必須となった89909192、

直近の取り組みとしては ILO が主導する ACCEL Africa プロジェクト(第一フェーズが 2018 年 11 月~2023 年 6 月、第二フェーズが 2023 年 7 月から展開)が実行されており、マリ共和国カイ地域の小規模および零細金採掘現場における児童労働の撤廃に取り組んでいる。本プロジェクトは、金採掘者の協同組合の組織化と経営ツールの導入を通じて、協同組合の機能強化を図ることを目的としている。また、プロジェクトは地域社会の関与やパートナーシップの構築を重視し、地方自治体、民

間企業、労働者団体と連携して、児童労働の予防と保護体制の強化に取り組んでおり、現場では、地域レベルの協議の枠組みや市町村レベルの監視委員会が設置され、地域の関係者がプロジェクトの実施に積極的に関与している。今後もACCEL Africa プロジェクトは、金採掘協同組合の自律的な児童労働撤廃能力の強化と、持続的なパートナーシップによる地域経済・社会の発展、子どもたちへの教育と職業機会の提供を目指して活動を継続していく予定である93。

近年の企業における取り組みとしては、エレクトロニクス企業が携帯電話の電子回路に含まれる金に対して国際フェアトレード認証を取得するなど、人権・環境への配慮を付加価値とした電子機器の製造・販売の事例が挙げられる<sup>94</sup>。



### 7) コバルトなどの鉱物 コバルトなどの重要 鉱物の採掘における 児童労働は、主に アフリカ地域に存在

ザンビア、ジンバブエ、ボリビア、インドネシア、コンゴ 民主共和国においてその存在が報告されている

参考:米国労働省"List of Products Produced by Forced or Indentured Child Labor," (2024)等公開情報

#### 児童労働発生の背景

世界の総コバルト供給量の半数以上はコンゴ民主共和国から産出される。同国では 1990 年代の国営最大の鉱山企業の倒産後、2002 年に鉱業部門の復活と外国投資誘致を目的として新たな鉱業法が発表された。同法によって採掘可能な地域は一部の認可地域に限られたために多くの労働者が作業場を追われ、規制による監視の目が届かない地域における違法採掘に従事することとなった。非認可の採掘現場では違法労働への対応も難しく、児童労働の発生リスクが高まっている95。また、2024 年に発表された米国労働省(U.S.

Department of Labor: USDOL) の推計には、コバルト以外にも銅やリチウム、マンガンスなどを含む7つの重要鉱物が児童労働リスクのある鉱物として挙げられている。これらの鉱物は、風力発電の

風力タービンや太陽光パネル、電気自動車の蓄電池など、グリーンエネルギー技術の開発に使われるなど、最先端コンピューティングにおいても必要不可欠な産品である。持続可能な社会の実現に向けて、気候変動に対応するためのエネルギー転換やイノベーションが進展する一方で、その原料の調達自体も持続可能なものとなるよう注視しなければならない。

コバルト採掘における児童労働の分布

#### 児童労働の概要・特徴

コンゴ民主共和国南部では、地下深くにあるトンネルから手作業でコバルト鉱石を抽出する。子ども達は主に採掘、採掘の過程で廃棄された石の中から鉱石を拾い集め、洗浄し、取引可能なものを選別する役割を担う。わずか7歳の子どもも作業に従事していることも報告されている。コバルトに関わる

作業は危険性が高く、コバルトへの継続的接触は皮膚炎を発症させるほか、コバルトの粉塵は呼吸器過敏症・喘息・息切れ・肺機能の低下の原因となり、さらに粉塵の慢性的吸引により深刻な肺疾患を招く可能性がある。2021年の Save the Children & The Centre for Child Rights and Business の共同調査では、DRC のコバルト手掘り・小規模採掘(ASM)コミュニティの子どもの 6人に 1人が児童労働に従事しているとの報告がある%。





鉱石の運搬

鉱石の洗浄、選別

#### 取り組みの変遷

コバルト鉱山における人権侵害は、2000年代から 徐々に問題視されるようになった。コバルトは「米ド ッド・フランク法」(詳細は金の取り組みの変遷に 掲載)が規定する「紛争鉱物」には該当しない一 方、児童労働と労働搾取が問題視されている。 2016 年から 2017 年にかけて人権団体アムネステ ィ・インターナショナルは2つの報告書によってコバル ト採掘における児童労働の実態や企業の対応を 明らかにした。2016 年発表の「This is what we die for」にて、コバルト採掘における児童労働に直 接・間接的に関与している企業を名指しで指摘 し、続く「Time to recharge」(2017年)ではそ の後の企業の対応状況に言及している。これらの 発表を受けた社会的危機感の高まりにより、コバ ルトに関する規制や企業の取り組みが一気に加速 した。コバルト産業の人権保護の規制整備は、従 来鉱業分野における人権関連の取り組みの中心 であった金などの紛争鉱物への対応を拡張する流 れの中で進み、紛争鉱物関連の組織の名称や対 象範囲の拡大も進んだ。2017年には「電子産業 市民連合(Electronic Industry Citizenship Coalition: EICC)」が名称を「責任ある企業連 盟(Responsible Business Alliance: RBA)」 に変更し、それまで中心であった電子産業から加 盟業界を拡大し、製造業を中心として、鉱物を含 む倫理的なサプライチェーン構築のための「RBA 行 動規範」を策定している97。また、業界を主導する 取り組みであった「紛争フリー製錬所プログラム

(Conflict-Free Smelter Program:CFSP)」も「責任ある鉱物保証プログラム(Responsible Minerals Assurance Process:RMAP)」に名称変更し、企業が鉱物を調達する際に紛争以外のリスクも包含する監査基準となった<sup>98</sup>。また「紛争フリー製錬所イニシアティブ(Conflict Free Sourcing Initiative:CFSI)」は「責任ある鉱物イニシアティブ(Responsible Minerals Initiative:RMI)」に名称変更した。対象領域を3TG から世界中の鉱物へ拡大し、製錬所の特定を促すコバルト調査帳票(Cobalt Reporting Template)も開発した<sup>99</sup>。またレアメタルの権益強化に力を入れる中国では、コバルト生産においても

を促すコバルト調査帳票(Cobalt Reporting Template)も開発した<sup>99</sup>。またレアメタルの権益強化に力を入れる中国では、コバルト生産においても世界シェア約 35%を中国資本企業が握っている情勢を受け、中国商務部直属の中国五鉱化工進出口商会(China Chamber of Commerce of Metals Minerals & Chemicals Importers & Exporters:CCCMC)が 2015 年に「鉱物の責任あるサプライチェーンのための中国のデュー・ディリジェンス・ガイドライン(CCCMC ガイドライン)」を策定した。さらに CCCMC は OECD の協力を得て「責任あるコバルトイニシアティブ(Responsible

Cobalt Initiative: RCI)」を設立した100101102。 2023 年には、企業がデュー・ディリジェンスパフォーマンスのギャップを特定し、国際的な要件を満たすための是正措置を実施できるように支援する「鉱物サプライチェーンデュー・ディリジェンス評価プログラム」も開始している103。

企業における取り組みとしては、ブロックチェーンを活用して採掘現場からメーカーまで採掘・加工データを記録し、サプライチェーンの可視化・第三者チェック可能とする事例などが挙げられる<sup>104</sup>。2017年の世界経済フォーラムのもとで、2030年までに持続可能なバッテリーサプライチェーンを構築することを目的として結成された Global Battery Alliance

(GBA)では、バッテリーに関する製造、使用、リサイクルの記録をデジタル記録で紐づける仕組みである「バッテリーパスポート」の概念が構想され、実証実験などが推進されてきた。GBAが発表した実証実験では、バッテリーパスポートにはバッテリーの原産地やカーボンフットプリントなどのほかに、児童労働や人権パフォーマンスなどに関するデータが記録されている。

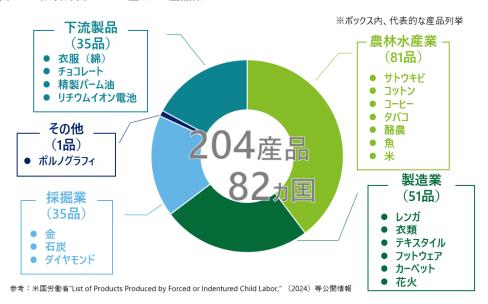
また、2023年には、日米間で「日米重要鉱物サプライチェーン強化協定」が署名された。これは電気自動車のバッテリーの大幅な需要拡大が見込まれる中、その生産に不可欠な重要鉱物の安定調達を確保することが喫緊の課題となっていることを踏まえ、重要鉱物の持続可能で衡平なサプライチェーンの確保に向けた協力の強化を通じて、米国のインフレ削減法の目的達成に資するとともに、日米、更には諸外国との連携による強靱なサプライチェーンの構築を目指すものである。児童労働に関しては、全部もしくは一部が児童の強制労働を含む強制労働によって抽出された資源の輸入を禁止する方向性も確認された<sup>105</sup>。

#### コラム) その他の業界・産品における児童労働

### 本稿で取り上げた7産品以外の業界・産品においても 児童労働は発生しており、対応が進められている

児童労働が問題視されて対応が進んでいる業界は、上記で紹介した 7 産品に限らない。 米国労働省によると 2024 年 9 月 5 日時点で、児童労働または強制労働によって生産された商品は、82 ヵ国 204 の産品にも及んでいる<sup>106</sup>。

#### 児童労働または強制労働により生産された産品数



米国労働省の発表する「List of Goods Produced by Child Labor or Forced Labor」では、児童労働および強制労働で生産された産品のリストが公開されている。2022 年以降の発表では、児童労働または強制労働によって生産された投入物で作られたサプライチェーンの下流製品もリストの中に含まれている。2024 年に発表された同レポートでは、児童労働や強制労働によって生産され、最終的に下流の最終製品に使用される 10 の投入品を発表している。中国産のアルミニウム、ガーナ・コートジボワール産のカカオ、フィリピン産のココナッツ、ドミニカ共和国産のサトウキビ、コンゴ民主共和国産の銅鉱石などが含まれており、それらの投入品を使用する下流製品が特定されている。特に、オランダ産のチョコレートは児童労働や強制労働で生産されていると報告されているほか、コンゴ民主共和国産のコバルトを使って作られる中国産のリチウムイオン電池、インドネシア産のパームフルーツを使って作られるマレーシアおよびインドネシア産のパーム油も児童労働によって生産された産品を含む下流製品としてリストに挙げられている。

このように、児童労働によって生産されている産品そのものだけでなく、それらをサプライチェーン上で原材料として使用する製品に対する目線が必要になる。近年では、コバルトフリー電池(レアメタルであるコバルトを使わないリチウムイオン電池)の開発も注目を集めている。コバルトの採掘には環境汚染の弊害があるほか、先述のように児童労働、強制労働リスクが発生しており、コバルトフリー電池はそういった環境・人権リスクに対応した製品として、企業の SDGs 上の取り組みとしても意味を果たすものである。また、金融機関が投融資の参考とする ESG Index などにおいてもサプライチェーン上における人権リスクがないことを基準として含むものもあり、投資家が企業に対するアクションを求める動きも見られる。児童労働は生産地だけの問題ではない。サプライチェーンの中流・下流で製品を作る企業も積極的に児童労働リスクのない原料を調達するなどして、サプライチェーン上のステークホルダーが一体となり、サプライチェーンそのものから児童労働を撤廃するための相関的な取り組みを推進していくことが必要である。

#### 米国労働省(USDOL)「児童労働により生産された産品リスト(2024)」

レンガ、カーベット、石炭、ケシの花、塩、ダイヤモンド、綿(コットン)、ニンニク、衣類、ブドウ、オリーブ、イチゴ、タバコ、トマト、マテ茶(刺激性植物)、ビディ(手巻きタバコ)、干し魚、履物、家具(銅製)、ガラス、ジュート(繊維)、革(レザー)、マッチ、家禽(鳥類)、エビ、石鹸、繊維製品、パナナ、柑橘類、サトウキビ、花崗岩(砕石)、ブラジルナッツ/栗、牛(家畜)、コカ(刺激性植物)、トウモロコシ、金(ゴールド)、鉛(リード)、銀(シルバー)、スズ、亜鉛(ジンク)、アサイーベリー、牛肉、カシューナッツ、陶器、木炭、カカオ、コーヒー、魚、豚(家畜)、キャッサバ/マニオク、パイナップル、米(ライス)、羊、サイザル麻、花崗岩、竹(パンブー)、豆(緑豆、大豆、黄豆)、翡翠(ジェイド)、ゴム(ラバー)、ルビー、チーク材、アルコール飲料、牛類、肉類、木材(ティンバー)、電子機器、花火、おもちゃ、レンガ(粘土製)、エメラルド、果物(ナシ類と核果類)、ボルノグラフィー、コバルト鉱石(ヘテロジナイト)、銅鉱石、タンタル鉱石(コルタン)、スズ鉱石(カッシテライト)、タングステン鉱石(ウルフラマイト)、焼き菓子、花、石(石灰岩)、穀物、貝類、カート(刺激性植物)、織物(手織り)、ティラビア(魚)、ブロッコリー、砂利(砕石)、ロブスター、メロン、真鍮製品、綿実(ハイブリッド)、装飾された織物、宝石、ガラス製ブレスレット、お香(アグバッティ)、革製品/アクセサリー、鍵(ロック)、雲母(マイカ)、回収された金属(電子廃棄物)、砂岩、絹布(シルクファブリック)、絹糸(シルクスレッド)、サッカーボール、石、糸/ヤーン、履物(サンダル)、ヤシの実果実、カート/ミラ(刺激性植物)、砂、お茶、ジャガイモ、サファイア、バニラ、ヤギ、豆(インゲン豆)、唐辛子、キュウリ、ナス(茄子)、タマネギ、石(軽石)、石膏(鉱物)、トロナ(鉱物)、乳製品、家具、外科用器具、豆類、キャベツ、ニンジン、レタス、ピーナッツ、ピーマン、ゴマ、サツマイモ、ココナッツ、ファッションアクセサリー、爆竹/花火、クローブ、ナイルパーチ(魚)、タンザナイト(宝石)、クミン、ヘーゼルナッツ、豆類(マメ科植物)、テンサイ(砂糖大根)、琥珀、コショウ、マンガン、リチウム



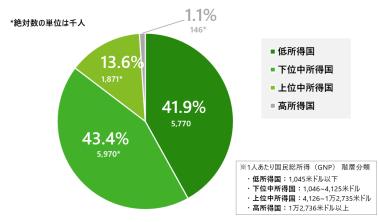
### 第3節 先進国における児童労働

#### 1) 先進国における児童労働の特徴

児童労働が多く存在しているのは低・中所得国であるが、日本を含む高所得国においても児童労働は発生しており、その数は約146万人にも上る107。高所得国における児童労働の形態は、比較的年齢が高い子どもによる危険で有害な労働が約120万人を占めており圧倒的である108。児童労働は、家庭やコミュニティの貧困や社会的排除などを要因として発生しており、低所得国に限って存在する課題ではない。子ども(17歳以下)の9人に1人が相対的貧困状態にある日本にとっても他人事ではいられない109。

次項では、欧米および日本における児童労働の実態を解説する。

#### 児童労働に従事する子どもの国カテゴリ別割合



参考: ILO, "CHILD LABOUR GLOBAL ESTIMATES 2024, TRENDS AND THE ROAD FORWARD" 等公開信報

#### 2) 欧米および日本における児童労働の特徴

#### 欧米諸国における児童労働

欧米諸国における児童労働は、農業やサービス業における労働、小規模製造工場での労働、路上での物売りなどその形態は多岐にわたる。

米国国内では近年、人手不足の深刻化や複数の州で未成年労働者の就労に関する規制が緩和されたことなどから児童労働数が増加傾向にあり、特に移民労働者の子ども達の脆弱性が指摘されている。米国労働省によると 2014 年度に約1,100 人だった米国内の児童労働数は 2024 年度には約4,000 人と4倍近くに増え、児童労働に関連した民事訴訟による罰金の総額は年間1500 万ドルを超えている<sup>110</sup>。

EU 諸国では、2010 年以降の経済低迷による緊縮財政政策の展開から、社会保障予算の大幅な削減につながり、その結果、各家庭の経済状況が困窮化し、イタリアやポルトガル、英国などにおける児童労働リスクの拡大が指摘された。その後、社会政策の一部改善などで子どもをめぐる環境は改善傾向に転じたが、依然路上での物売りや農作業などの隠れた児童労働が報告されている111。

#### 日本における児童労働

日本国内における児童労働としては、サービス業、 小売業および建設業における深夜労働や危険有 害労働が報告されている。また米国国務省が毎年 発行するレポート112では、日本におけるパパ活や援 助交際、JKビジネス、アダルトビデオへの出演強要 などの子どもに対する商業的性的搾取の存在が 過去数年に渡って指摘され続けている113。加えて、 近年では、簡易なアルバイトを装って詐欺や強盗 などの犯罪行為に加担させる「闇バイト」に未成年 者が巻き込まれる事案が増えており114、国内での 事例のみならず、2025年には闇バイトに加担させ られていたとされる日本の高校生が海外で拘束さ れた事案も発覚した。「闇バイト」は第1章第1節 で紹介した「最悪の形態の児童労働」に該当する ものであり、日本政府も対策を強化している。ま た、大人に代わり子どもが家事や家族の世話など を日常的に行う「ヤングケアラー」の問題も指摘され ている。「ヤングケアラー」が担う「無給の家事労働」 は児童労働の対象になり得るものであり、小学 6

年生から中学 2 年生までの少なくとも 3 万人が該 当するとの推計が出ている<sup>115</sup>。

厚生労働省の労働基準監督年報によると、年少者に関する労働基準法関連違反をした国内の事業所は、2023年度において148カ所であった。違反件数全体に占める割合が最も高いのは深夜業や労働時間に関する違反であり、飲食業と小売業において多く発生した。危険有害労働などの就業制限違反はすべて建設業で発生し、最低年齢に関する違反でも建設業と小売業が多くを占めた116。近年も国内で児童労働による死亡事故などの事案が発生しており、企業は国内の労働管理についても充分に注意する必要がある。実際に摘発・告発された児童労働の国内具体事例の一部を次ページに整理する。

日本では、2023年にこども家庭庁が設置され、幼児期までのこどもの健やかな成長に向けた子育て支援や環境づくりに関する施策を一元的に推進している。「こども政策の司令塔」が確立したことを踏まえ、日本政府による児童労働の撤廃に向けた取り組みの一層の強化も期待される。

#### 日本における児童労働の統計及び事例

#### 年少者に関する労働基準法関連違反の状況 (2023年)

違反事項	違反内容	件数	業界傾向
深夜業 (第61条)	就労禁止時間帯 (22時から翌日5時)での就労	65件	飲食店と小売業で最も多く発生
労働時間 (第32条)	1日8時間、1週間の合計 労働時間40時間の超過	64件	飲食店と小売業で最も多く発生
就業制限 (62条)	危険有害労働での就労	8件	すべて建設業で発生
最低年齢 (56条)	満15歳に達した日以後の 最初の3月31日が終了する 前(中学生未満)の就労	11件	建設業と小売業で最も多く発生

参考:厚生労働省労働基準局、「令和5年 労働基準監督年報」

#### 児童労働 国内具体事例

セクター	発生年	概要
清掃業	2017年	東京都の鋼材加工工場で、屋根上の太陽光パネルの洗浄作業をしていた女子生徒A(15歳)が、 天窓を踏み抜いて転落死 ・工場は大手電気メーカーS社製の太陽光パネルを設置し、定期清掃もS社に依頼。 S社は子会社を通して、太陽光パネル保守会社に清掃作業を発注していた ・事故現場となった工場だけでなく、清掃依頼を受けた大手電気メーカーS社も批判の的に
建設業	2020年	兵庫県の家屋改修工事の現場で、少年B(16)が高さ5メートル以上の作業場から墜落して 重傷を負い、解体工事を請け負っていた業者の代表が書類送検された ・少年Bは胸髄を損傷する重傷を負った ・高さが1.5メートルを超える場所にもかかわらず安全な昇降設備を設けなかったとして、解体工事を 発注した建設業者と同社の現場代理人も送検された
飲食業	2022年	大手弁当店を展開するC社が、加盟契約する熊本市の2店舗で、男性経営者D氏が18歳未満のアルバイトの高校生11人に深夜労働をさせていたことを公表  ・ D氏は午後10時以降に働ける人がいないため、高校生に閉店後の作業をさせてしまったと説明 ・ 労働基準法が定める労働条件を記載した書面を採用時などに交付していなかった
興行	2025年	山口県の無店舗型風俗店を経営する男が18歳未満の女性を雇用し、客を相手に性的なサービスを提供させたとして、児童福祉法違反などの容疑で逮捕 ・ 男は3か月の間に複数回にわたり同様のサービスを提供させていた ・ 「年齢を確認せずに性的サービスをさせていた」と容疑を認めた

参考:各種公開情報に基づき作成



# 第2章 ビジネスと児童労働 第1節 ビジネスと人権に関する議論の潮流

1) ビジネスと人権に関する国際的なルール形成の動向

2011年の国連指導原則の採択を経て、国際的なフレームワーク整備や欧米を中心とするビジネスと人権の取り組みの義務化・ルール化が進展。日本においてもガイドライン策定などが進む

#### ビジネスと人権に関するルール形成の国際潮流



その他、欧州などを中心にビジネスと人権への対応の義務化等のルール整備が進展

第2次世界大戦後、国連総会で採択された「世界人権宣言」(1948年)をはじめとする国際的な枠組みの整備により、国家が人権を擁護する制度の設計が進められた。一方で、戦後復興を経て急成長を遂げた民間セクターが環境や人権にもたらす影響もまた急速に拡大していた。経済活動のグローバル化は生活の利便性や物質的豊かさをもたらしたものの、企業を過酷な国際競争に晒し、各社が利益を追求した結果コンプライアンス(法令遵守)や環境、そして人権が軽視され様々な問題が引き起こされていた。1990年代に市民社会が展開した人権擁護運動の中では、企業による人権侵害が大きく批判されることとなる。

こうした流れを受け、1998 年に「労働における基本的原則および権利に関する ILO 宣言」が採択され、2000 年には「国連グローバル・コンパクト」が発足するなど、企業に対して人権の尊重が求められるようになった。また、ビジネスと人

権に関する民間規格の整備も進められ、人権・労働分野の国際規格「SA8000」(1997 年)や、「ISO26000(社会的責任に関する手引)」(2010 年)が策定された。さらに 2011 年に OECD が改訂版「多国籍企業行動指針」を策定するなど、ビジネスと人権に関する国際的なフレームワークの整備が急速に進んだ。その集大成の一つとして、2011 年に国連総会にて「国連ビジネスと人権に関する指導原則(United Nations Guiding Principles on Business and Human Rights : UNGPs)」(以下「指導原則」)が採択され、現在最も重要な国際的枠組みの一つとなっている。指導原則は、「人権を保護する国家の義務」に並んで「人権を尊重する企業の責任」を定義して企業の役割を強調するとともに、企業は自社が直接引き起こした人権侵害のみならず、自社が間接的に助長したり関係した人権侵害についても対応すべきと明言した。指導原則のもとでは、「ビジネスと人権に関する国別行

動計画(National Action Plan: NAP)」を策定することが各国に対して奨励されており、既に35ヵ国がNAPを策定している(2025年9月時点) $^{117}$ 。 2015年に採択された持続可能な開発のための2030アジェンダの本文においても指導原則は言及されている。SDGsでは具体的な目標のターゲット8.7において2025年までにあらゆる形態の児童労働を撤廃すると掲げていたが、この目標の達成は絶望的とされる。

児童労働の撤廃を含むビジネスと人権の取り組み強化に向けては、引き続き、 様々なルールの整備・検討が進められている。

ISO では、企業が児童労働を含む現代奴隷に関するリスクを適切に管理するための国際的な指針として「ISO 37200 - 現代奴隷リスクマネジメント: 人身売買、強制労働を予防、特定、及び対応するためのガイドライン」の開発が進められている。

また、指導原則の浸透とその後のビジネスと人権に関する社会的関心の高まりを受けて、2010年代以降欧米を中心に企業の人権対応を義務化する法制度の整備も進められている。具体的には、児童労働を含む人権侵害を防止・是正するための人権デュー・ディリジェンス(人権への負の影響を回避・緩和するために影響を評価し、防止・是正するプロセス)の実施を、法的拘束力を伴って促進する法令やサステナビリティに関する情報開示を義務化する法令の策定の動きが拡大している。急速に進む複雑な法制度の整備に対しては、2024年後半頃から一部で制度設計の見直しや導入時期の先送りといった動きも見られるものの、企業に対する人権尊重の要請という大きな潮流は揺らぐことなく、引き続き前進を続けている。

詳しくは、「2) ビジネスと人権に関する主要なルール」にて解説する。



#### 2) ビジネスと人権に関する主要なルール

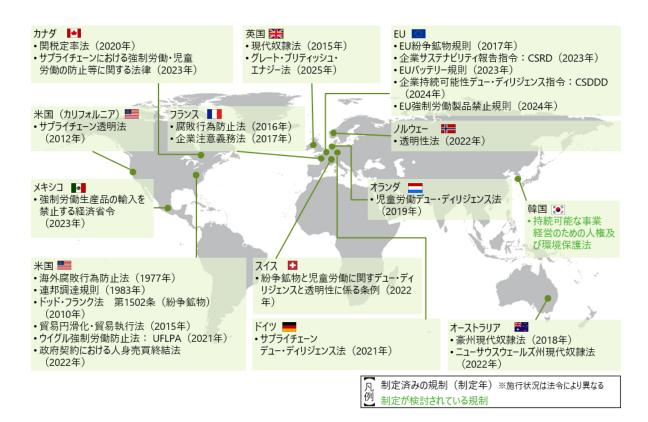
人権デュー・ディリジェンスの義務化は、2012 年に「カリフォルニア州サプライチェーン透明法」の策定から始まった。次いで、2015 年には「英国現代奴隷法」が施行された。英国現代奴隷法では、英国で一定規模以上の売上のある企業に対して適用されたことから、ビジネスと人権に関する企業の取り組みを後押しする大きなきっかけとなった。その後、2017 年に「フランス企業注意義務法」、2019 年に「オーストラリア現代奴隷法」が施行、同年に「オランダ児童労働人権デュー・ディリジェンス法」が公布、2023 年に「ドイツサプライチェーンデュー・ディリジェンス法」が施行されるなど、欧州を中心にその動きは拡大してきた。このような動きも踏まえ、EU は 2023 年に企業サステナビリティ報告指令(CSRD)や 2024 年に企業持続可能性デュー・ディリジェンス指令(CSDDD)を発効するなど、EU 全域で共通的なルールのもと、サステナビリティに関する情報開示や人権・環境デュー・ディリジェンスを企業に義務付けるルールを相次いで整備した。

一方アジア地域においては、韓国、タイ、日本などがビジネスと人権の取り組みをけん引してきた。韓国では、2025年6月に「持続可能な事業経営のための人権及び環境保護法案」の修正案が提出された。同法案が成立すればアジアで初めて人権・環境デュー・ディリジェンスを企業に義務付ける法律となる118。タイでは、2019年にアジアで初めて「ビジネスと人権に関する国別行動計画(NAP)」を公表した。また、2025年7月には、タイの法務省が人権・環境デュー・ディリジェンスを企業に義務付ける法案の準備をしていることも報じられ、人権・環境デュー・ディリジェンスのルール化の検討が進められている。日本では、2020年10月に「ビジネスと人権に関する国別行動計画(NAP)」を発表しており、これはタイに次ぐアジア地域で2番目の公表となった。

その他にも法令を通じた企業への人権対応の義務付けやガイドラインによる取り組みの奨励など、各国・地域によって様々な方法でビジネスと人権の取り組みは推進されている。

次ページ以降では、特に先進的に取り組みを進める EU と米国に加え、日本でのルール動向を解説する。

#### 各国・地域におけるビジネスと人権に関する主要なルール





#### 日本におけるルール

日本は企業向けガイドラインや手引きなど 法的拘束力を伴わずに、ビジネスと人権の 取り組みを推進。サステナビリティ情報開示で はプライム上場企業への義務化が検討

日本では、他の先進国と比べると出遅れたものの、2020年10月に政府が日本で初めてとなる「ビジネスと人権に関する国別行動計画(NAP)」を発表した。2020年に策定されたNAPの期間は2025年までの5年間であるため、政府では次期NAPの策定を進めている。

また、2022 年、企業による人権尊重の取り組みをさらに促進することを目的に、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定、2023 年 4 月には主に企業の実務担当者に対して人権尊重の取り組みの内容をより具体的かつ実務的な形で示した「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参照資料」を公表した。

加えて、2023年4月、政府は、公共調達において、入札する企業に対して人権尊重の確保に努めることを要請する方針を決定した。公共調達の入札希望者や契約者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」に沿って人権尊重に取り組むことが求められる。

また、業界毎のビジネスと人権の取り組みを促進する動きも進展している。例えば、農林水産省では2023年12月、食品企業の人権尊重の取り組みを後押しするため、「食品企業向け人権尊重の取り組みのための手引き」を公表したほか、経済産業省では2025年3月に繊維産業における監査に関する要求事項や評価基準を定めた「Japanese Audit Standard for Textile Industry(JASTI)」を策定し、実際に繊維産業の企業に対しJASTIに基づく監査を実施している。

経済産業省から ILO への拠出事業では、ILO・日本貿易振興機構(ジェトロ)が「責任ある企業行動と人権デューディリジェンス:日本企業のグッドプラクティス」を公表した。バングラデシュ、カンボジア、ベトナムに活動拠点や取引先を持つ繊維・アパレル、電気・電子機器などの日本企業の取り組みを対象とし、「責任ある企業行動のための OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス」に基づき、企業が人権デュー・ディリジェンスに取り組むためのポイントを、具体的な事例を交えて紹介している。

さらに、2024 年度から、企業の人権尊重の取り組みを評価するためのマネジメントシステム認証制度に関する検討を行っている。国際社会で高まる人権尊重への要請に日本企業が応えることを後押しし、人権尊重の取り組みを適切に実施している企業を可視化していくことが主な目的だ。国際標準にも則った認証制度を導入することで、認証を取得した企業の信頼を高め、国内外での企業の競争力が維持・向上することも期待される119。

人権を含むサステナビリティに関する情報開示の検討も、2023 年以降、進展している。2023 年 6 月にサステナビリティ開示の国際標準として、IFRS (International Financial Reporting Standards) 財団傘下の ISSB (International Sustainability Standards Board) が ISSB 基準を公表した。日本では、この ISSB 基準を参考とする日本版のサステナビリティ開示基準 (SSBJ 基準) の開発が進められ、2025 年 3 月に公表された。金融庁は、プライム上場企業を対象に SSBJ 基準に則ったサステナビリティ開示を段階的に義務付ける方針で、具体的には 2027 年以降に時価総額 3 兆円以上の企業から順次同基準に基づく開示を求めることを検討している。



#### EU におけるルール

EU は人権・環境デュー・ディリジェンスや サステナビリティ開示の義務化を強力に推進。 一方で、産業界などを中心に規制の 簡素化・合理化を求める動きも

EU では、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」や各国政府による NAP、ガイドラインなど、強制力のないルールや枠組みに加え、法的拘束力を持つ規制も相次いで導入され、サステナビリティに配慮した企業活動が強力に推進されている。ここでは、主要な規制として企業サステナビリティ報告指令(CSRD<sup>120</sup>)、企業持続可能性デュー・ディリジェンス指令(CSDDD<sup>121</sup>)及び強制労働製品禁止規則<sup>122</sup>を解説する。

なお、2025 年初頭以降、CSRD や CSDDD などの適用時期や義務の見直 しを行うオムニバス法案<sup>123124</sup>も議論がされている。これは、EU のサステナビリティ 関連規制の複雑さや厳しさ、適用開始までの短さなどから、産業界を中心に EU 域内企業の産業競争力の低下を懸念する声が相次いだことを踏まえ、規制を緩和・合理化することが目的だ。こうした揺り戻しはあるものの、法的拘束 力のあるルールを導入し、サステナビリティに配慮した企業活動を推進するという大きな方向性は変わらずに進んでいくと考えられる。

#### 企業サステナビリティ報告指令(CSRD)

CSRD は、一定規模以上の欧州域内の企業及び欧州において一定規模以上の売上げなどがある欧州域外の企業に対して、企業にとって「重要」なサステナビリティ関連事項の情報開示を義務付ける。ここで企業にとっての「重要」なサステナビリティ関連事項とは、財務上のリスク・機会に加え、社会・環境に対する企業の影響を考慮する、「ダブルマテリアリティ」の考え方が採用されている。本指令は 2023 年に発効され、2024 年から順次適用が開始されている。

なお、2025 年以降適用が開始される予定であった企業については、前述の「オムニバス法案」により、2 年間適用開始の時期が延長された。また、適用対象企業についても、従業員の規模や売上高の基準を引き上げることが検討されている。

#### 企業持続可能性デュー・ディリジェンス指令(CSDDD)

CSDDD は、2024 年に発効され、一定規模以上の欧州域内の企業及び欧州において一定規模以上の売上げなどがある欧州域外の企業に対して、自社や子会社と自社のバリューチェーンへの人権・環境デュー・ディリジェンスの実施を義務付けている。具体的には、①デュー・ディリジェンス方針の策定、②実在もしくは潜在する人権・環境への悪影響の特定、③潜在的な悪影響の予防・緩和、既に顕在化している悪影響の停止・最小化、④苦情処理手続きの確立、⑤実効性のモニタリング、⑥実施しているデュー・ディリジェンスの内容の公表など、多岐にわたる取り組みが求められている。

本指令は、「オムニバス法案」により適用開始時期が1年延長され、2028年7月以降順次適用が開始される。

#### EU 強制労働製品禁止規則

EU 強制労働製品禁止規則は、強制労働により製造された製品の EU 域内での流通および域外への輸出を禁止することを目的に、2024 年に発効された。強制労働により採掘、生産、製造された疑いのある製品を対象に調査を実施し、強制労働が判明した場合には、当該製品の EU 域内での流通を禁止し、市場から排除することを規定している。すべての業界におけるすべての生産・製造・収穫・採掘製品が対象だ。企業には、調査対象となった製品に関連する事業とパリューチェーン内での強制労働のリスク特定、緩和、防止、または解消のための取り組みに関する情報提供が求められる。本規則は、主に2027 年 12 月から適用が開始される。

このほか、EU バッテリー規則、EU 紛争鉱物規則などリスクの高い産品に特化し、より詳細なデュー・ディリジェンスの実施を求める規制も発効しており、企業はこれらの規制に基づく取り組みも求められている。



#### 米国におけるルール

米国は貿易規制により 児童労働・強制労働を用いた産品の 米国市場への流入を規制

#### ウイグル強制労働防止法(UFLPA)

米国では、貿易規制による児童労働・強制労働へのリスク対応に注力している。具体的には、中国・新疆ウイグル自治区で強制労働により生産された製品について、米国への輸入を禁止するウイグル強制労働防止法(UFLPA) 125を導入している。この法律では、①新疆ウイグル自治区において、または②「UFLPA エンティティ・リスト」(新疆ウイグル自治区における強制労働に関与した個人・組織のリスト)に掲載された企業によって、全部また一部が採掘・生産・製造された物品はその製造過程で強制労働があったと推定され、米税関当局(CBP)に輸入が差し止められる。企業が当該製品を米国に輸入するには①及び②に該当しない旨を「明確かつ説得力のある証拠」をもって証明する必要があり、30 日以内に証明できなければ、その製品は排除・押収される。

本法は 2022 年 6 月から施行され、これまでに 17,088 件 (2025 年 9 月時点) の差止が生じた。2024 年には、欧州の複数の大手自動車メーカーが、数千台に上る自動車の輸入を差し止められる事例も生じた。日本企業においても IT、食品、衣料業界などにおいて、強制労働への関与の可能性がある企業などとの取引の停止や調達の切替えなどの対応が進められている<sup>126</sup>。

この他にも分野別や州単位でのルールが整備されており、例えば、上場企業に対して紛争鉱物(3TG: 錫、タンタル、タングステン、金)に関するサプライチェーンの把握や年次報告書の提出を義務付けるドッド・フランク法や、州法としてカリフォルニア州のサプライチェーン透明法などが策定されている。

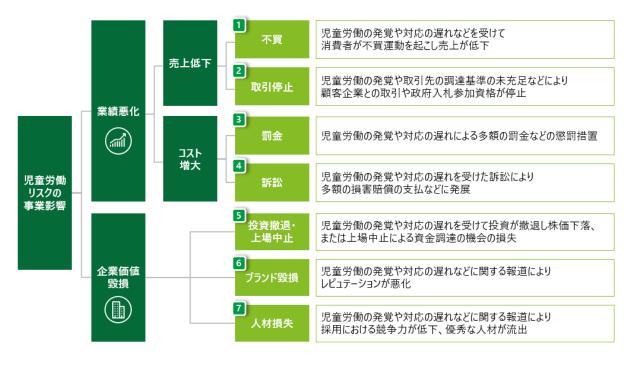
## 第2節 児童労働によるビジネスへの負の影響

#### 1) 児童労働によるビジネスへの負の影響の類型

## 自社サプライチェーンにおける 児童労働の発覚は、 ビジネスの業績や企業価値に 負の影響をもたらす

企業のサプライチェーンにおける児童労働の発覚は、当該企業のビジネスに大きな負のインパクトをもたらす。この負のインパクトは、企業の売上げなどの業績そのものの悪化と、ブランドなどの企業価値の毀損の2つに大別できる。前者の業績悪化は、具体的には消費者の不買運動(1)や他社との取引停止(2)による売上低下や、罰金(3)や訴訟(4)などによるコストの増大にあたる。後者の企業価値の毀損としては、投資の撤退(5)やブランドイメージの毀損(6)、人材の損失(7)などが挙げられ、企業のビジネスに長期的なダメージを及ぼす可能性を孕んでいる。

#### 児童労働リスクが企業活動へ与える負の影響の類型



参考: 各種公開情報

#### 2) 児童労働によるビジネスへの負の影響の事例

Case 1:大手アパレルメーカー



児童労働発覚に起因した不買運動により 約1兆3,764億円の損失

1997 年頃

大手アパレル企業 A 社では、製造委託先であるインドネシアやベトナムの工場において日常的に児童労働が起きていることが発覚した。具体的には、就労年齢に達していない少女達が低賃金で強制的に労働させられていたほか、少女達への日常的な性的暴行や尊厳を傷つけるような行為の強要が行われていたとされる。こうした事実を国際 NPO・NGO が摘発したことを契機に A 社製品の世界的な不買運動が広がり、「犯罪企業」などの悪評がメディアやインターネット上で流された。その結果 A 社は、児童労働発覚前には業界内でも著しい成長を続けていたにも関わらず、売上高が急激に落ち込んだ。この不買運動による売上高の減少幅は、5年間累計で約1兆3,764億円にも及ぶと試算されている。これはA社の連結売上高の約26%に相当し、人権侵害が企業経営に致命的な影響を及ぼすことを知らしめる結果となった。

Case 2: 大手ファーストフードチェーン



罰金

飲食店舗で多数の児童労働が発覚し、一部の事案では約21万ドルの罰金が発生

2022-2023 年頃

米国では、新型コロナウイルスのパンデミック以降、労働力不足を背景に特にファストフード業界で児童労働が急増し、大手ファーストフードチェーン店の B 社では、米国労働省による調査で複数の児童労働が発覚した。2022 年には、ペンシルベニア州のフランチャイズ店舗を運営する企業が 154 人の 14~15 歳の子どもを長時間または夜間労働させていたことが明らかになり、約6万ドルの罰金が科された。また2023年には、300人以上の子どもが違法に雇用され、10歳の子どもが無給で深夜2時まで作業したり、15歳の子どもが揚げ物用のフライヤーを使用し火傷を負ったりしていたことが発覚し、B社からフランチャイズ店舗の運営を受託する企業3社に対し、合計約21万ドルの罰金が科された。複数の事案が確認されたことから、B社は株主グループから人権慣行に関する第三者監査の実施を要求される事態にもなった。



Case 3:大手ハイテク企業





訴訟/ブランド毀損

複数の世界大手ハイテク企業に対し、原料採掘現場 の児童労働について損害賠償を求め集団訴訟

2019 年頃

2019 年に C 社ら複数の世界大手ハイテク企業に対して、コンゴ民主共和国のコバルト採掘現場で子ども達を児童労働に従事させている鉱山を支援している責任があるとして、作業中に死傷した子ども達 14 人とその家族ら原告の代理組織が損害賠償を求めた。この訴訟は、児童労働は仲介業者や同国政府など、その他多くの当事者にも責任があることなどを理由に 2024 年の控訴審で棄却されたが、報道によりコバルトの採掘現場での危険な児童労働が国際社会の注目を集めたことから、C 社らのブランド毀損につながった。児童労働によって採掘されたコバルトの使用については、2024 年に C 社の東京の販売店でも同社の現役および元社員らの呼びかけによる抗議デモが行われた。デモは C 社の新製品の発売日に世界各地の店舗で行われ、SNS で拡散されるなど話題を集めた。

Case 4:ファストファッション企業



上場中止

新疆ウイグル強制労働・児童労働の懸念などを受け 米国と英国市場での上場を断念

2024 年頃

世界 150 以上の国や地域でファストファッションを提供している D 社は、米国での新規株式公開(IPO)を目指していたが、同国が製品の輸入を原則禁止とする新疆ウイグル自治区での強制労働の懸念があるとして、超党派の議員団が証券取引委員会に対し、新疆ウイグル自治区での強制労働をしていないことを D 社が立証するまでは IPO を認めないよう求めた。その後 D 社は、承認の見通しが立たない米国から英国での IPO 実現へと方針を切り替えたが、英国の超党派の議員団が同社の工場監査を要求し、中国を拠点とする製造委託先の工場に対する監査が実施された結果、2 件の児童労働が発覚した。11 歳や 15 歳の子どもたちの関与があったとされている。D 社は米国および英国での上場を断念し、現在は香港での上場を目指している(2025 年 7 月現在)。



Case 5: 大手チョコレートメーカー





訴訟/ブランド毀損

児童労働の被害者による訴訟を受け 複数のメーカーのブランド毀損

2021年頃

E 社ら複数の国際的な大手チョコレートメーカーに対し、コートジボワールのカカオ 農園で奴隷労働させられたとする 8 人の子ども達原告の代理組織が米国で訴訟を起こした。原告側は、E 社らが自社のサプライチェーン上にあるカカオ農園で児童労働を助長していると非難した。証言の中には、11歳から2年間無給で働き、防護服を着用せずに殺虫剤や除草剤の散布などの健康被害をもたらす作業をさせられたとするものもあったが、米国連邦地裁は、原告側が企業と児童労働との「直接的な結びつき」を充分に示せなかったとして 2022 年に訴訟を却下した。E 社らは勝訴したものの、係争に関する報道などによりブランド毀損につながった。

Case 6:大手食品加工企業





ブランド毀損/訴訟

移民の子どもたちが強制労働を させられたとして提訴

水産業界全体のブランド毀損に拡大

2024 年頃

米国の大手水産加工会社 F 社に対し、複数の移民の子ども達が深夜労働などを強いられ、教育の機会を奪われたとして訴訟が提起された。2022 年にグアテマラから移民した子ども達は 15 歳から雇用され、保護具が与えられない環境で冷凍魚を扱ったことによる冷凍熱傷などの傷害を負ったほか、学校を下校してから深夜 2 時まで週 6 日働くことを強いられたと訴えた。F 社への訴えは、同社のブランド毀損に限らず、米国の水産加工産業の構造的な社会問題として受け止められ、業界全体のブランド毀損につながった。

**Case 7**: 大手ハイテク企業



ブランド毀損

AI のデータラベリング作業に子どもが劣悪な環境で従事し、業界全体のブランド毀損

2023 年頃

複数の大手ハイテク企業(G社ら)が外部委託していた AIのデータラベリングの作業で、パキスタンやケニアなどの子ども達が、暴力や性的搾取などの有害なコンテンツを含むデータの分類作業をさせられていたほか、深夜に及ぶ長時間労働や低賃金などの劣悪な環境で業務に従事していたことが報道で発覚した。AI 開発競争が過熱する中、ハイテク業界の利益追求の裏に隠された人権侵害の事案として国際的な注目を集めた。データラベリングの業務に従事するには 18 歳以上であることが条件となっていたが、子ども達は保護者の身分証やアカウントを用いて自身の年齢を偽り業務に従事しており、子どもの労働を阻止する仕組みが脆弱だったとして、G社らと複数の委託企業が名指しで批判され、ブランド毀損につながった。

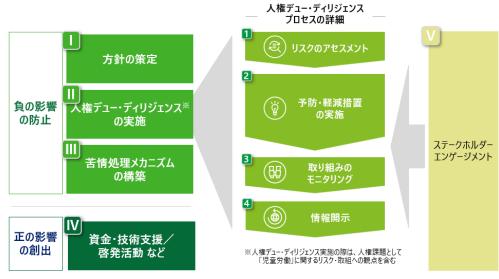
## 第3節 企業による児童労働撤廃への取り組み

#### 1) 企業による児童労働撤廃への取り組みの類型

## ビジネスによる児童労働撤廃への取り組みは、 負の影響の防止・軽減と児童労働撤廃に 貢献する正の影響の創出に分類される

企業による児童労働への取り組みは、大きく 2 つに分けると「自社事業による児童労働への負の影響 (児童労働の誘発・助長など)を防止するための取り組み」と、「児童労働撤廃に貢献する正の影響を 創出する取り組み」に分類できる。国連「ビジネスと人権に関する指導原則」は、主に前者について「人権 を尊重する企業の責任」として児童労働を含む人権問題への対応を企業に求めている。ILO が 2015 年 に発行した「ビジネスのための児童労働の手引き」は、この負の影響の防止をさらに次のように分解している。 すなわち、「(I)方針の策定」「(Ⅱ)人権デュー・ディリジェンスの実施」「(Ⅲ)苦情処理メカニズム の構築」の 3 つの取り組みに分けられ、さらに「(Ⅱ)人権デュー・ディリジェンスの実施」に関しては、4 つのステップに細分化できる。正の影響の創出は「技術・資金提供/啓発活動」など、自社のサプライチェーンに限らない児童労働の現場への資金・技術支援や消費者に向けた啓発・教育活動が該当する。また、ステップの一部または全体を通して取り組むべきが「ステークホルダーエンゲージメント」となる。ここで注意すべき点が、負の影響の防止のプロセスは一度実施したら終わりではなく、継続的に行い改善を重ね、実効性を高めていくことが重要なことである。

#### 企業による児童労働への取り組みの類型



参考: UNGPs、ILO「ビジネスのための児童労働手引き」等公開情報



#### 方針の策定

企業は人権に関する対応方針を策定し、児童労働の禁止を含め人権を尊重する旨を公に示すことが求められている。人権方針には、人権尊重に関する自社としての考え方や人権関連の国際規範への支持などを記載する必要がある。加えて特に児童労働など子どもの権利関連のリスクの高い業種においては、子どもの権利への影響に関する明示的な方針や項目も定めることが有効である。

人権方針の策定にあたっては、企業は国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」などの人権に関する国際規範や業界ルールに照らしながら自社ならではの人権リスクを調査・分析した上で、外部専門家などと意見を交わしつつ各リスクに対する自社の対応方針を策定する必要がある。策定した方針は取締役会など

による承認を経て社内外に公開し、事業方針やプロセスの中に組み込むことで組織全体に定着させなければならない。また近年は、環境・社会に配慮したサステナブル認証を受けた原料などの調達量の目標値を掲げる「調達コミットメント」といったアプローチを行う企業も増えている。

2023 年に日本経済団体連合会が会員企業に対して実施した調査では、指導原則に基づいて「ビジネスと人権」の取り組みを進める企業の約 9 割が「自社または親会社が人権方針を策定済みである」と回答しており、多くの企業が人権方針を策定していることが明らかになった。また、研修会などを通して方針の周知に取り組む企業も増えており、指導原則に基づいて取り組みを進める企業の約 8 割が自社の役員や管理職、従業員に対して、また約 7 割が国内の子会社やグループ企業を対象とした研修を実施している<sup>127</sup>。



## Ⅲ 人権デュー・ディリジェンスの実施

人権デュー・ディリジェンスとは、企業がサプライチェーン上の人権への負の影響(人権リスク)を特定し、対応する予防・軽減措置を行った上で、進捗を継続的 にモニタリングし社内外への情報公開を進めるプロセスを指す。国連の指導原則は特にこの人権デュー・ディリジェンスの実施の重要性を強調しており、欧州をはじ めとする一部の国では人権デュー・ディリジェンスが既に多くの企業に対して義務化されている。現在多くの企業がサプライチェーン上の児童労働問題への対応とし ても人権デュー・ディリジェンスを実施している。以下に人権デュー・ディリジェンスにおいて実施すべき4つのプロセスを記載する。

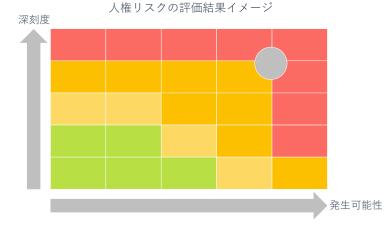
## リスクのアセスメント

企業は児童労働に対応する上で、まず自社のサプライチェーン上において既に発生している/発生する可能性のある児童労働の 実態を把握する必要がある。このように自社の事業を通じて引き起こされる可能性のある人権への負の影響(人権リスク)を特 定し、その実態を分析・評価する取り組みは、一般的に狭義の「人権デュー・ディリジェンス」、または「人権インパクト・アセスメント」 などと呼ばれる。

アセスメントの方法は多様に存在するが代表的な手法として、児童労働などの人権リスクを 「深刻度」と「発生可能性」の 2 つの観点から評価するアプローチが挙げられる。「深刻度」と は、仮に人権侵害が発生した場合の被害の深刻さを指し、①規模(Scale):1 人の被害 者への影響の重大さ、②範囲 (Scope) :被害者の数、③救済可能性 (Remediability):被害者の人権侵害発生以前の状態への回復可能性の 3 つの要素 で評価される。一方で「発生可能性」とは人権侵害が発生する可能性を指し、人権侵害の 発生頻度に近い概念として評価される。「深刻度」と「発生可能性」の双方が高い人権リスク は、優先的に取り組むべき対象となる。ここで注意すべき点は、人権リスクの深刻度の評価は 人権侵害による企業の事業への影響の大きさではなく、必ず被害者にとっての被害の大きさ



で測る必要があることである。人権リスクのアセスメ ントの具体的なプロセスとしては、自社内でのインタ ビュー、取引先やその他関係者へのヒアリング、関連 する社内書類・記録のレビュー、収集した情報の分 析・評価などが挙げられる。アセスメント実施の際 は、外部専門家や関係ステークホルダーを巻き込 み、より客観的かつ多角的な情報・意見を収集す ることが重要である。



## Ⅱ-2 予防・是正措置の実施

アセスメントで特定した人権リスクに対しては、その予防策やリスク発生時の軽減措置を実施する必要がある。具体的には、サプライチェーン管理体制の強化や社内制度・環境の整備、社内外教育の実施などが挙げられる。サプライチェーン管理体制の強化のアプローチとしては、児童労働などの人権分野の項目を含む「サプライヤー行動規範」や「調達ガイドライン」を策定してサプライヤーに遵守を求め、場合によっては監査などの措置で実態を確認する方法がある。また自社単体で取り組むのではなく、フェアトレードなどの外部の認証制度や業界横断のコレクティブインパクトを目指すプラットフォームを活用する形も有効である。

サプライチェーン上で児童労働の発生が発覚した場合、その現場となった農園・工場などに対して、企業は直接の資本関係がない場合でも児童労働への対応を促す役割を果たす必要がある。大手企業をはじめ多くの企業は、調達元の事業者に対して一定の影響力を持つ。上述のサプライヤー行動規範の策定をはじめとして、サプライヤーに対して児童労働などの人権対応を求めるアプローチは活用すべきである。また、児童労働問題は社会全体の多様な問題が絡み合って発生しているため、その予防・軽減措置の実施にあたっては政府や NPO・NGO と連携することが特に有効である。



#### II - 3

#### 取り組みのモニタリング

企業は、自社の人権リスクの実態とその予防・軽減措置の進捗をモニタリングし、対応策の有効性を検証する必要がある。モニタリングの実施により、企業は自社の対応策を改善・強化するとともに、社内外に適切な情報公開を行い、問題が発覚した際にはより効果的に対応できる体制を整えることが期待される。

モニタリング手法は様々存在するが、適切な質的・量的指標を活用することや人権侵害を受けた利害関係者を含む 社内外からの意見を活用していることが必要であると国連指導原則は述べている。企業は自社の人権リスクや対応 状況に応じて、内部監査やサプライヤー監査、従業員アンケートや労務管理記録など、適切なモニタリング手法を選 択しブラッシュアップしていくことが求められる。



#### II - 4

#### 情報開示

ここまで述べてきた一連の取り組みに関して、外部への情報公開を適切に行うことも企業が果たすべき責任の一部である。企業は、自社がどのように人権リスクを評価し、どのようにその予防や改善に取り組んでいるのか、すべてのステークホルダーに対して充分に説明する必要がある。人権侵害の被害を受ける可能性のある労働者や、投資家、政府、NPO・NGO、メディアなどに対して適切に情報公開をしておくことは、企業および各ステークホルダーを守ることにつながる。

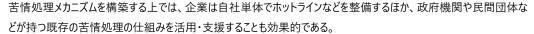
情報公開の手法は様々だが、近年は自社 Web サイトへの掲載、各種報告書・レポートの発行などを通じて行っている企業が多く存在する。年次報告書(アニュアルレポート)や統合報告書またはサステナビリティ・レポートの中で人権・環境などへの取り組みをまとめているケースも増えており、さらには人権領域のみにフォーカスした「人権報告書」を発行している企業も存在する。



## Ш

#### 苦情処理メカニズムの構築

企業は、ステークホルダーがサプライチェーン上の児童労働問題について相談・通報するためのホットラインなどの苦情処理メカニズムを構築する必要がある。自社の労働者のみならず、サプライヤーや地域コミュニティも含む広範なステークホルダーに対して窓口を開放することで、より広く詳細な人権リスクを把握することができる。国連指導原則は、苦情処理メカニズムに求められる要件として、正当性、利用可能性、予測可能性、公平性、透明性、権利適合性、継続的な学習、そしてエンゲージメントと対話に基づくこと、の8つを定めている。





## IV

#### 技術・資金提供 / 啓発活動 など

国連指導原則においては、事業活動による人権への負の影響の防止・軽減を「人権を尊重する企業の責任」として強く求めており、企業が第一に優先的に取り組むべきは負の影響の防止・軽減である。しかし、現存する様々な社会課題は公的機関や市民社会だけでは解決できないものも多く、企業は技術・資金支援や啓発活動などを通じて、児童労働会む人権への正の影響を生み出すことが求められている。

具体的な取り組みとしては、児童労働の発生リスクのある地域においてNPO・NGOや国際機関などと連携して教育・職業訓練の提供などの技術支援を行うほか、児童労働撤廃に向けた現地の取り組みを加速させるための資金拠出なども行われている。その他にも、児童労働によって生産された産品の消費国で消費者に対して児童労働の実態を伝える啓発活動の実施なども重要である。





## ステークホルダーエンゲージメント

ステークホルダーエンゲージメントは、顧客や従業員、サプライヤー、地域社会、国際機関や NPO・NGO など、企業の事業活動に関わり影響を受けるすべてのステークホルダーと積極的に対話・協働し、その意見を事業運営に適切に反映させることを指す。児童労働が発生した、または発生リスクのある地域を熟知し、当事者または当事者となりうる子どもの声を知る NPO・NGO などとの連携は、負の影響の防止と正の影響の創出の有効性を高めるために重要である。前述の通り、発生リスクのある地域において NPO・NGO などと連携して教育・職業訓練の提供などを協働して実施するほか、人権方針や調達基準の策定、リスクアセスメントや取り組みのモニタリングなどにおけるヒアリングやアドバイザリー支援、サプライヤー監査の協力を依頼するなど、多様な対話・協働の形がある。



#### 2) 企業による児童労働撤廃への取り組みの事例

## - Fairphone -

## 業界で初めて フェアトレード認証された金を 使用したスマートフォンを製造

Case 1

金は導電性に優れ、スマートフォンをはじめ多くの電気機器の基板や配線などの素材として用いられている。Fairphone はスマートフォンの開発を行うオランダ企業である。 "倫理的で信頼できる持続可能な"スマートフォンとして Fairphone シリーズを展開している。

Fairphone の大きな特徴の一つは、業界で初めてフェアトレード認証された金を素材として用いていることである。金は紛争鉱物の 1 つであり、武装グループの資金源になりやすいことで知られている。また武力紛争や危険度の高い地域以外でも、金の採掘は土地紛争や低賃金問題、危険労働、児童労働、水銀汚染など様々な社会的および環境的課題を引き起こしている。そこで Fairphone は 2016 年から国際フェアトレード認証を受けた金を調達し、フェアトレードの最低価格保証とプレミアム(奨励金)によって生産者の賃金を保証するとともに、サプライチェーン上における児童労働や強制労働の発生を防いでいる。このフェアトレード認証の金の調達には日本企業も関わっている。コネクタ専業メーカーのヒロセ電機は、Fairphoneのサプライチェーンにフェアトレード認証の金を初めて組み込んだ日本のサプライヤーとして 2021 年 12 月から協業を始めた。この協業はエレクトロニクス業界における責任ある鉱物調達の先進事例となっている「28。

また、Fairphone は 2022 年からはコロンビアの金鉱山で働く人々の適切な労働環境を支援する「フェアマインド・クレジット制度」の取り組みを推進する世界初のエレクトロニクス企業となった。Fairphone に必要な金属を調達する際にフェアマインド・クレジットを発行し、支援金は児童労働の防止や教育支援に活用されている<sup>129</sup>。

## - Volvo Car -

## ブロックチェーンを用いた EV バッテリーパスポートを 世界で初めて商用展開

Case 2

世界中で普及が拡大する電気自動車 (EV) に欠かせないバッテリー製造においては、バッテリーの主要原材料であるコバルトやリチウムなどの採掘現場での児童労働が深刻な課題のひとつとされている。こうした人権侵害や環境破壊などの社会的・環境的課題への対応として、欧州連合は2023 年に「欧州電池規則」を採択し施行した。この規則では、原材料調達からリサイクルまでの全過程の追跡と記録をし、責任ある調達を義務付ける「バッテリーパスポート」の導入が定められており、2027 年 2 月から一定要件を満たすバッテリーへの義務化が予定されている。その運用に向けて、自動車メーカーや電池メーカー、国際機関などが連携するグローバル・バッテリー・アライアンス(GBA)が共通指標づくりをするなどの取り組みを進めてきた(詳細は第 3 章第 2 節を参照)。

スウェーデン発祥の世界的自動車メーカーのボルボ・カーは、GBA の活動に積極的に関与してきた。そして 2024 年、規制義務化より 3 年も早く世界で初めて本格的な EV バッテリーパスポートを導入した車両を発売した。英IT 企業のサーキュラー社と 5 年以上かけて共同開発したブロックチェーン技術を活用し、サプライチェーンの情報改ざん防止や監査データの検証性などを確保している。サプライチェーン情報には、コバルトやリチウムの採掘現場情報や児童労働不使用の証跡、環境負荷データなど、多様な社会・環境的データが含まれる。EV の利用者は、車両の運転席付近に貼付されたQRコードからこれらの情報にアクセスでき、実用性と透明性の両立を図っている点が高く評価されている<sup>130</sup>。

## - Tony's Chocolonely -

## 児童労働のない カカオのサプライチェーンを他社と 共有するイニシアティブを推進

Case 3

チョコレートの原料カカオは、赤道近くの高温多湿な地域で栽培される。世界のカカオ生産の約7割を占める西アフリカでは、極度の貧困や児童労働・強制労働などが多く発生していると指摘される<sup>131</sup>。オランダのチョコレートメーカーTony's Chocolonely は、「カカオ産業における現代奴隷制と児童労働を終わらせること」を目的に2005年に設立され、その目的達成のために自社の調達に限らず、他社のサプライチェーンの透明性を向上させる取り組みを推進している。

Tony's Chocolonely が 2019 年から開始したイニシアティブ「Tony's Open Chain (オープンチェーン) 」は、同社の5つの調達原則(100%の追跡可能性、生活賃金を上回る農家への支払い、長期的なコミットメント、農家との強力なパートナーシップ、カカオの品質と生産性向上への投資)を遵守することを条件に、児童労働のない自社のサプライチェーンを他社にオープンソースとして共有する取り組みである。2025年8月現在、20の欧州企業が参画し、大手小売企業などが自社製品の材料としてオープンチェーンのカカオを使用している<sup>132</sup>。

こうした取り組みの結果、Tony's Chocolonely は 2025 年、豪 NPO が発表したチョコレート企業の児童労働への取り組み評価において最高ランクの優良賞を獲得し、また TIMES 誌の「最も影響力のある企業 100 社」に選出された<sup>133134</sup>。

#### - IKEA -

## 児童労働撤廃へ国際機関・ NPO・NGO との パートナーシップ Case 4

スウェーデン発祥の家具量販店 IKEA では、ソファからクッション、ベッドシーツ、マットレスまで、様々な製品にコットンが使用されており、コットンは IKEA にとって最も重要な原材料の一つである。2015 年 9 月 1 日以降 IKEA で使用されるコットンは、水や農薬などに配慮して生産されたサステナブルなコットンやリサイクルコットンとなっている<sup>135</sup>。このように 10 年前から倫理的な調達を重視する IKEA は、NGO 団体 Save the Children と国際連合児童基金(UNICEF)と長期に渡って連携して児童労働などへの取り組みを進めている。

IKEA は 1994 年から Save the Children との協力を開始し、2000 年には Save the Children 支援のもとでサプライヤー行動規範「IWAY」を策定した。現在も使用されているこの行動規範は、児童の権利に関する国連条約にも基づいており、児童労働に対する IKEA の考えを明文化している。またインドとパキスタンの綿花栽培地域では、児童労働に関するプログラムを共同で実施している<sup>136</sup>。

UNICEF と IKEA の関わりは 1988 年に行われた寄付から始まり、2000 年にはインド政府を加えた 3 者によるパートナーシップが締結され、インド北部のカーペット産業地域で児童労働の問題に取り組むプログラムを実施した。その結果、8万人以上の子ども達に教育機会をもたらしたと報告している。このプログラムは、その後カーペット産業地域に限らず綿花栽培地域にも拡大し、数百万人もの子ども達に対する支援へと成長した137138139。

また、2021 年からは ILO が推進する企業のサプライチェーンにおける児童労働撤廃を目指す国際的なプラットフォーム「Child Labour Platform (CLP)」に加盟し、Save the Children や UNICEF などとの協働から得たノウハウをそのほかの加盟企業に共有し、引き続き児童労働のないサプライチェーン構築の強化をしていくことを宣言している $1^{40}$ 。



## 第3章 児童労働に関する各ステークホルダーの取り組み・連携 第1節 児童労働撤廃に関わる主要なステークホルダーとその取り組み

児童労働を取り巻くステークホルダーには様々なアクターが存在する。第2章3節で紹介した「企業」もその一つであるが、ILOやUNICEFをはじめとする国際機関、各国政府、NGO・NPOなど、あらゆる組織・団体が児童労働の撤廃に向けた取り組みを展開している。

本節においては、それらのステークホルダーの児童労働に対するアプローチの類型を整理し、主要な事例を紹介する。

#### 1) ステークホルダーによる取り組みの全体像

ステークホルダーによる取り組みは大きく8つの類型に分類することができ、後述の事例のように各アクターはそれぞれの組織・団体の特性を生かしたアプローチを用いて児童労働撤廃に取り組んでいる。

大類型	小類型(例)	各類型の概要
現場支援	資金·技術支援	子ども・家族・コミュニティ等を対象とした児童労働撤廃に資する取り組みの推進や資金 提供(例:児童労働の発生地域での生産者支援、NGO等への寄付等)
	国際ルール形成	児童労働の禁止・撤廃を求める国際ルールの策定 (例: ILO「就業の最低年齢に関する条約」(第138号) や「最悪の形態の児童労働条約」(第182号)、国連「子どもの権利条約」等)
ルール形成	国内ルール整備	<ul> <li>労働者保護法(就労可能最低年齢、年少者の労働条件)やサプライチェーン管理法(児童労働を含む人権デュー・ディリジェンスの義務化)等の国内法規の策定</li> <li>国別行動計画(NAP)やガイドライン等強制力を持たないルールおよび政策の整備</li> </ul>
גק≥מטר−טנ	貿易·公共調達	<ul><li>児童労働の関与が懸念される物・サービスの域内流通や政府調達を制限する法律・ 方針等の策定</li><li>児童労働への対応を要求する貿易条件を持つ一般特恵関税制度等の策定</li></ul>
	政策提言	・ 政府機関との対話や署名活動等を通した政策提言の実施
持続可能な サプライチェーンの	持続可能な調達	<ul> <li>企業のサプライチェーンにおいて児童労働の撤廃に取り組む製品を調達</li> <li>自社の調達先で児童労働リスクが特定された場合は適切なアプローチを行う是正・改善活動の実施</li> </ul>
推進	認証・監査	・ 企業のサプライチェーンにおける人権保護に関する第三者監査の実施や認証の提供
情報収集・発信	統計調査	• 児童労働に関する統計データの作成、調査および報告
旧報収未*光信	啓発教育	• 教材提供やセミナー開催等を通した企業、市民等への教育・啓発活動の実施
参多・名種小開情報		

参考:各種公開情報

#### 2) ステークホルダーによる主要な取り組み例

#### a) 国際機関による取り組み

## ILO を中心に各国際機関が専門性をもとに連携

児童労働に対する国際機関の取り組みは、国際労働機関(ILO)から始まる。ILOは創設年である1919年に最初の条約の1つとして、製造業など工業的企業対象の「就業の最低年齢を定める条約」(第5号)を採択した。その後同条約の適用産業は順次拡大され、1973年に全産業を対象とする「就業の最低年齢に関する条約」(第138号)が採択された。この条約は1999年採択の「最悪の形態の児童労働条約」(第182号)と並んで、児童労働の禁止・撤廃を求める最も基本的な国際ルールとして現在も位置付けられている141。

1970年代には多国籍企業における環境破壊や人権侵害などの問題の顕在化を背景に、ILOや経済協力開発機構(OECD)が多国籍企業向けのガイドラインを策定した。具体的にはOECDは1976年に「多国籍企業行動指針」を、ILOは1977年に「多国籍企業および社会的政策に関する ILO 三者宣言」を策定しており、どちらも児童労働撤廃の内容を含んでいる。このようにILOとOECDは、児童労働撤廃を含む人権保護のための国際ルール形成の中心的な役割を担っている<sup>142</sup>。

1989 年には国連総会での「国連子どもの権利条約」採択により子どもの基本的人権が国際的に定められ、その後「教育を受ける権利」や「子どもの権利」といった考え方の浸透が進んだ。同条約では、18歳未満の子どもの健康や教育への権利、また経済的搾取や教育・心身の発達を妨げる労働から保護される権利などが定められており、「子どもの権利」保護のためにも最低年齢などの規定含めた各国の取り組みの必要性が強調された。教育という観点からは国連教育科学文化機関(UNESCO)も児童労働撤廃に取り組んでいる143。また「子どもの権利」という観点では、子どもの権利保護を基盤とした児童労働撤廃に向けた実践活動をILOに加えて国際連合児童基金(UNICEF)が実施している144。

さらに 2000 年代には、企業に人権保護の取り組みを求める世論の高まりを受けて「ビジネスと人権」に関する国際的なフレームワークの整備が進み、2011年にその集大成の 1 つとして「ビジネスと人権に関する指導原則(United Nations Guiding Principles on Business and Human Rights:UNGPs)が国連人権理事会で採択された。

指導原則では、「人権を保護する国家の義務」に並ぶ3つの柱の1つとして「人権を尊重する企業の責任」が位置付けられ、企業に対して児童労働を含む人権侵害を防ぐための人権デュー・ディリジェンスなどの取り組みを求めている。2015年には国連サミットにおいて持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、ターゲット8.7において2025年までにあらゆる形態の児童労働を撤廃する目標が掲げられた。このように包括的な人権に関する枠組み整備は国連主導で行われている。残念ながら2025年までに児童

労働を撤廃する目標は達成されない見込みであり、児童労働が世界からなくなる日まで、あらためて取り組みを強化することが求められる<sup>145</sup>。

上記以外にも児童労働に関連して資金・技術支援や啓発活動を行う国際機関は多く存在する。難民および移民の児童労働については国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)および国際移住機関(IOM)がそれぞれ活動を行っており、貧困削減を通した児童労働撤廃には国際連合開発計画

(UNDP) などの国際機関が取り組んでいる。また、児童労働の約60%が農林水産業(農業・畜産業・林業・漁業など)で発生していることから、国際連合食糧農業機関(FAO)もILOとの共同プロジェクトなどを通して児童労働撤廃に取り組んでいる146。その他、世界銀行は児童労働にも関連する調査研究を行っており、WHOも保健分野から子どもに関する支援を実施するなど、各国際機関により取り組みが進められている。

# 労働者保護に関するルール形成をILO、子どもの権利保障に関する資金技術・支援をUNICEF、企業に対するガイドラインの提示をOECDが担う

**ILO** (International Labour Organization)

## ILO は、児童労働撤廃に向けて主に条約策定などのルール形成や技術協力における中心的な役割を担っている

ILO は、児童労働の禁止・撤廃を求める基本的な国際ルールの整備を行って おり、1973年に「就業の最低年齢に関する条約」(第138号)、1999年 に「最悪の形態の児童労働条約」(第182号)を採択し、各国に批准を求 めている。なお、182 号条約は 2020 年に ILO 史上初の全加盟国が批准し た条約となった。またこの 2 条約が ILO の定める中核的労働基準であることか ら、批准をしていない加盟国にも報告を求めている。また、児童労働撤廃に関 するプログラムである「児童労働撤廃国際計画(IPEC)」は ILO によって 1992 年に開始されたものであり、現在も活動続けている。IPEC は、「最悪の 形態の児童労働」の撤廃に重点を置きつつもすべての児童労働をなくすことを 目標とし、技術協力のみならず調査研究やアドボカシーなどにも活動範囲を 広げている。また、IPEC は活動にあたって、政府や労働組合、使用者団体、 NPO・NGO、学校、メディアなどの多くの関係者と連携しており、その活動範 囲は世界 100 ヵ国を超える147。2015 年からは「IPEC プラス (児童労働・強 制労働撤廃国際計画)」として、児童労働と強制労働に関する技術協力を 組み合わせたプログラムを立ち上げ、SDGs のターゲット 8.7 に沿って、児童労 働と強制労働を撤廃することを目指して活動している148。

#### **UNICEF** (United Nations Children's Fund)

UNICEF は児童労働に関するデータベース公開や民間とのパートナーシップなども含む資金・技術支援プログラムに取り組んでいる

UNICEF は子どもの保護の観点から児童労働への取り組みを行っている。世 界 150 カ国以上で様々なプログラムを展開する中で、地域の社会福祉サービ スの強化を通じた児童労働の予防やリスクへの対応を行っているほか、最悪の 形態の児童労働のひとつである子どもの人身取引に対しても積極的な取り組 みを行っている。また、データベース公開や民間とのパートナーシップなども含む資 金・技術支援プログラムにも取り組んでいる。UNICEF や ILO の支援で実施さ れた統計調査データを集め、国別の5~17歳の子どもの児童労働者の割合 に関するデータベースを Web サイト上で公開し、児童労働への取り組み促進 を図っている149。近年では民間セクターと連携した技術支援事業にも活動を 広げ、各企業の強みを生かした児童労働関連プログラムを支援している。例え ば IKEA 財団は UNICEF 最大の民間セクターパートナーの 1 つであり、約 20 年にわたって何百万人もの子ども達の権利保護を推進してきた。IKEA との連 携は、1988 年にはじまり、2000 年代には IKEA のインドのサプライチェーンにお ける児童労働について UNICEF が助言および支援を実施した。その後両者の 連携は深まり、児童労働に関連したマーケティング、インドを中心とした児童労 働関連の資金・技術支援活動などの多様な活動に発展している150。

OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development)

## OECD は、児童労働防止を含む企業のサプライチェーン管理に関するガイダンスを策定するなど、ルール形成に取り組んでいる

OECD は 1976 年に策定した「OECD 多国籍企業行動指針」を 2011 年に大幅改訂し、2018 年にはその実施のための企業向け実務ガイダンスとして「責任ある企業行動のための OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス」を策定した。同ガイダンスは、企業の事業やサプライチェーンにおける人権・環境・ガバナンスなどに関する負の影響を特定し、その防止・軽減を実施するためのデュー・ディリジェンスの実施方法を説明している。各企業は、同ガイダンスに基づき自社に合わせたデュー・ディリジェンスのプロセスを構築することが求められている。また OECD は、鉱物、農業、衣類・履物、金融などの特定産業を対象としたセクター別のデュー・ディリジェンス・ガイダンスも発行している。各セクター特有のリスクや取り組みプロセスの詳細が記載されており、各セクターにおけるサプライチェーン管理の在り方に影響を与えている<sup>151</sup>。

#### b) 各国政府による取り組み

## 先進国政府による児童労働への 取り組みとしては、 開発援助、国内法整備や 調査の実施などが挙げられる

#### 開発援助

#### 【ドイツ】

ドイツ開発省(Federal Ministry for Economic Cooperation and Development:BMZ)では、開発協力を通じて、児童労働の構造的原因の解決に向けた取り組みを実施し、BMZ の行動計画「Agents of Change

– Children and youth rights in German development cooperation activities」では、特にアフリカのカカオ生産とアジアの繊維産業における児童 労働の撤廃に重点が置かれたプログラムが実施された<sup>152</sup>。本行動計画における支援プログラムの実行を担ったドイツ国際協力公社(GIZ)は、2019 年にアジア、アフリカ、ラテンアメリカで子どもの能力強化や権利の促進に係る計 8 つのパイロットプロジェクトを支援した<sup>153</sup>。

#### 【日本】

日本は、独立行政法人国際協力機構(JICA)による開発協力を通して、西アフリカのカカオ産業における児童労働撤廃に関する取り組みなどを行っている。2022年には、資金・技術支援として「コートジボワールにおけるブロックチェーンを活用した児童労働の防止に係る調査」事業を展開し、サプライチェーン上において把握することが難しい児童労働問題に対して、ブロックチェーン技術を活用した現状把握を行い、農家支援に向けた仕組みづくりを目指した実証実験を行った154。

加えて JICA は、ガーナ政府により進められてきた「児童労働フリーゾーン (Child Labour Free Zone: CLFZ) 」の認定制度に関する支援も実施し ている。同認定制度は、ガーナ政府の「National Plan of Action Phase II for the Elimination of the Worst Forms of Child Labour in Ghana 2017-2021 (NPA2) |にて提起された取り組みであり、現在は後継の 「National Plan of Action Phase III(2023–2027:NPA3)」およびその 実施枠組みである「Ghana Accelerated Action Plan against Child Labour(GAAPACL)」のもとで引き続き推進されている。CLFZとは、子ども を危険な労働から守り、子どもの権利や福祉を保障するための統合的で一貫 性のある取り組みが継続して実行されている地域のことであり、法律、行政、 農家、企業、開発パートナーなどの各種のシステムが最適に機能することで、児 童労働がない状態を維持する体制を構築するものである155。2020年3月に は、日本の NGO である ACE とデロイトトーマツコンサルティングの協力のもと、 ガーナ政府が同認定制度に関するガイドラインを策定した。2020年 10 月から は、「ガーナ共和国カカオ・セクターを中心とした児童労働に係る情報収集・確 認調査 |を実施し、同認定制度を含むガーナ政府の児童労働撤廃に向けた 取り組み支援を進めるための調査・パイロット事業を行った156。そして、2024 年からは CLFZ の実行に向けたプロジェクト支援を行っており、CLFZ 実施体制 強化、関係者間の連携強化、モデル活動の実施を通して、実効的で持続可 能な CLFZ の構築による児童労働の撤廃を目指している157。 CLFZ は、児童 労働を地域単位(エリアベース)で根本的に解決することを目指す制度的な 仕組みであり、行政・教育・企業・地域住民など多様なアクターが協働して 「児童労働のない地域」を実現・維持できるようにすることを目的としている。 現在、制度の運用体制やモデル地域での活動を通じて、その仕組みを機能さ せるための取り組みが進められている。このような地域を基点とした制度的アプ ローチは、企業のサプライチェーン対策を補完し、持続的な児童労働撤廃に向 けた重要な要素となっている。また、2025年3月には、外務省がガーナにおけ る脱炭素化、廃棄物削減に寄与するバイオ炭技術の普及を通じたカカオ農 民の生活向上支援、および前述の CLFZ 制度を推進する ILO プロジェクトに 約2億円の拠出を行っている158。

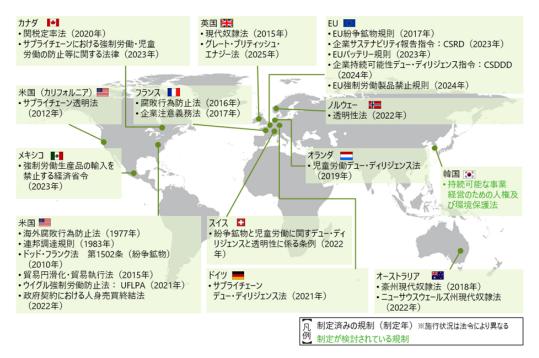
#### ルール形成

第2章第1節にも記述の通り、近年は人権デュー・ディリジェンスの実施義務化が欧米を中心に進められてきた。特に、EUの企業サステナビリティ報告指令(CSRD)や、企業持続可能性デュー・ディリジェンス指令(CSDDD)に

ついては、EU 域外の企業についても一定規模の EU 域内売上げがある企業は規則の対象となり、また、自社が適用対象企業に該当しない場合であっても、適用対象となる企業との取引関係がある場合は適用対象企業の人権デ

ュー・ディリジェンスの実施に協力が求められるなど、日本企業にも影響が及ぶ ことがある.

日本においても、外務省や経済産業省を中心に「ビジネスと人権」に関する検討が推進されている。詳細は第2章第1節を参照されたい。



各国・地域におけるビジネスと人権に関する主要なルール (第2章より再掲)

#### 情報収集・発信(児童労働に関する調査活動)

#### 【米国】

米国では、米国労働省(U.S. Department of Labor: USDOL)の国際労働局(Bureau of International Labor Affairs: ILAB)が児童労働を含む人権リスクの取り組みの中心的役割を担っており、主に調査研究活動と技術支援プロジェクトを実施している159。

加えて、米国は「強制労働または児童労働によって生産された産品リスト」も作成し、公開している。このリストは「人身売買被害者保護法(The Trafficking Victims Protection Act: TVPA)」に基づいて、国際労働局により調査・作成することが義務付けられたものであり、2009年に一般公開が開始した。児童労働または強制労働によって生産された産品のリストは、2024年時点で82ヵ国、204の品目に及ぶ160。

#### c) NGO・NPO による取り組み

NPO・NGO は開発援助に関わる現場支援、政策提言、統計調査・啓発教育、認証・監査など多様な活動を通じて児童労働問題に取り組んでおり、企業が持続可能なサプライチェーンを推進する上での連携可能性も大きい。ここでは児童労働に取り組む国内外の代表的な NPO・NGO などの組織を紹介する。また本稿 Appendix では児童労働関連の NPO・

NGO リストをより広範囲にまとめているため、連携先を探す際の参考としていただきたい。

## Amnesty International

#### 設立年/拠点

1961年/本部:英国、日本支部(東京)

#### 組織概要

人権侵害のない世界の実現を目指す世界最大の国際人権 NGO であり、現在世界で 700 万人以上がアムネスティの運動に参加している。その功績から、国境を超えた自発的な市民運動が「自由、正義、そして平和の礎をもたらした」として 1977 年にはノーベル平和賞を受賞、翌年には国連人権賞を受賞した。1970 年に日本支部である「アムネスティ・インターナショナル日本」が設立された<sup>161</sup>。

#### 取り組み内容

アムネスティは主に、研究調査・報告、政策提言、デモなどの市民運動の支援を実施している。その中でもレポート発行などの研究調査・報告が中心的な取り組みと言える。具体的にはインドネシアにおけるパーム油の人権侵害や、コンゴ民主共和国におけるコバルト採掘の人権侵害に関するレポートなどを発行しており、ビジネス界にも大きな影響をもたらしている162 163。

アムネスティは政府や政治的思想、経済的な利害、宗教にとらわれず、中立的な立場から世界中に人権侵害の現状を発信し、政府や企業の人権に対する意識向上を促している。

## 特定非営利活動法人 ACE

#### 設立年/拠点

1997年/本部:日本(東京)

#### 組織概要

児童労働撤廃に取り組む国際協力 NGO。「世界の力を解き放つ -子どもたちに自由の力を。すべての人に変革の力を-」をパーパスに掲げ、日本とガーナを中心に児童労働の撤廃と予防に取り組む。カイラシュ・サティヤルティ氏(2014 年ノーベル平和賞受賞)の呼びかけにより世界 103 カ国で行われた「児童労働に反対するグローバルマーチ」を日本でも実施するべく、1997 年に設立された<sup>164</sup>。

#### 取り組み内容

ACE はガーナにおける児童労働の撤廃に向けた様々な支援活動を行っている。2009 年からはガーナのカカオ生産地に対する「スマイル・ガーナ プロジェクト」を行い、森永製菓株式会社をはじめとする様々な企業に対して児童労働によらないカカオの調達を促している。インドにおいては、2010 年より 2023 年までコットン生産地における支援活動「ピース・インド プロジェクト」に取り組んだ165 166。また、2018 年からはガーナ政府に対して Child Labour Free Zone 認定制度の構築支援も行っている。

支援地での活動以外にも、ACE が事務局を務める「児童労働ネットワーク」を通じて、政府に児童労働撤廃に対する取り組み強化を求める署名活動を行い、集めた署名の提出とともに大臣・政務官への要請をするなどといった日本政府への政策提言活動のほか、G7 会合や国際会議などの国際社会への政策提言活動も行っている。児童労働を中心としたサプライチェーンにおける人権課題についての研修の開催といった企業向け研修・コンサルティングも行っている。ACE 代表岩附氏は、2019 年 C20 サミット(G20 と並行して実施される市民社会の代表者の国際会議)議長を務めるなど、子どもの権利保護のため幅広い活動を進めている「67 168 169」。

## Fairtrade International

#### 設立年/拠点

1997年/本部:ドイツ、日本支部(東京)

#### 組織概要

1988 年にオランダで始まり、ヨーロッパと世界各地に広まったフェアトレードラベル運動の各国運営組織が 1 つにまとまる形で、1997 年にドイツでフェアトレード・インターナショナルが設立された。国際フェアトレード認証のスキームオーナーとして、環境・社会に配慮して生産された製品の国際的な認証基準を策定している。フェアトレード・インターナショナルの傘下には、欧米や日本をはじめ世界 30 カ国以上の認証ラベル推進組織や世界各地の生産者組織が存在し、フェアトレードの普及に努めている170 171。

#### 取り組み内容

フェアトレード・インターナショナルは認証基準策定のほか、生産者支援やアドボカシーを中心に活動している。この認証制度は、原料や製品の生産・

輸送・加工などの各工程が社会・環境・経済の3つの側面に関する基準を満たすことを認証するものであり、認証製品は「国際フェアトレード認証ラベル」を貼付することができる。現在は世界で約200万人の生産者と6,000社以上の企業がフェアトレード認証に参加し、140ヵ国以上でフェアトレード製品が流通している<sup>172</sup>。

認証のほかにも、開発途上国の生産者を支援するプログラムを世界中で実施している。その一つが、Youth-Inclusive Community-Based Monitoring and Remediation System on Child Labour

(YICBMR) と呼ばれる児童労働予防システムを導入する活動だ。これは地域組織などとの連携による児童労働リスクの評価システムであり、このプログラムの特徴的な点は、児童労働問題への対処に子どもたち自身を積極的に関与させる、子どもを中心に据えた権利保護アプローチを採用していることである。子どもたちが地域の児童労働を生み出す潜在的なリスクをマッピングする機会などが与えられており、児童労働に対する意識向上だけでなく、子どもたちが児童労働の実態を打ち明けることができる安全な場としても機能させることができる<sup>173</sup>。実際にガーナやコートジボワールでカカオ農家、ベリーズなどでサトウキビ農家協会や地域コミュニティと提携して導入した事例などが存在する<sup>174</sup>。

## Alliance 8.7

#### 設立年/拠点

2016年/事務局:ILO

#### 組織概要

Alliance 8.7 は SDGs のターゲット 8.7 (児童労働や強制労働の撤廃) を達成するためのグローバルアライアンス組織として、ILO により 2016 年に ニューヨークで設立された。 児童労働や強制労働に関する情報公開や 228 の国や国際機関、地域機構、労働組合、市民社会組織などとの連携を行っている<sup>175</sup>。

#### 取り組み内容

Alliance 8.7 の主な取り組みとしては政策提言や統計調査、REGIONAL CONSULTATION が挙げられる。中でも REGIONAL CONSULTATION は政府や組織とパートナーシップを締結した上で、企業など複数のステークホルダーと地域ごとにワークショップを実施する活動である。ワークショップでは強制労働や児童労働などの人権侵害を撤廃するための課題やアクションなどを議論しており、これまで東南アジア・太平洋地域、ヨーロッパ・中央アジア地域、西・北アフリカ地域などで開催している「76 177 178。その他にも、Alliance 8.7 達成のための自国のための戦略的ワークショップの実施とアクション・ロードマップの策定を実施した国は、審査の上でパスファインダーカントリーとして認定し、認定された国は、自国の取り組みの加速のみならず、国家間での知見や好事例の共有などを通じて他国の取り組みを支援することも可能である「79。現在は 37 カ国が認定を受け(2025 年 9 月時点)、今後さらに取り組みを強化していくことを表明している。こうしたパスファインダーカントリーを対象としたワークショップを通した政策提言

(PATHFINDER COUNTRY STRATEGIC WORKSHOP) や、統計調査などにも取り組んでいる<sup>180</sup>。日本の厚生労働省は 2023 年 10 月に Alliance 8.7 にパートナーとして加盟している<sup>181</sup>。

## 第2節 マルチステークホルダー連携による取り組み

#### 1) マルチステークホルダー連携の全体像

児童労働問題は、既存のルールや慣習、ビジネスの在り方など、複数の原因に起因する複雑で構造的な問題である。「児童労働のない世界」を実現するためには、対症療法的な対応に終始するのではなく、根本的な課題解決に向き合っていく必要がある。それは、政府、企業、あるいはNGO・NPO、といった単独の個々の取り組みのみで達成なされるものではなく、課題に関与しているあらゆるステークホルダーが業界横断で一体となって同じゴールを志し、互いのリソースを組み合わせて協力し、それぞれの役割を果たすことによって既存の仕組みを変革していくことで成し遂げられるものである。現在、児童労働に関しては、様々な業界において、単独では解決できない問題に対してマルチステークホルダー連携を活用して取り組んでいるイニシアティブが組成されている。

マルチステークホルダーが果たす役割の類型は大きく6つに分類することができる。次項でこれらの取り組みを実施しているマルチステークホルダーイニシアティブの例を紹介する。

大類型	小類型(例)	各類型の概要
現場支援	児童労働リスクへの 共同対応	• 単一企業では解決困難な児童労働課題に対して、業界全体で統合的かつ協調的な解決策を講じる
ルール形成	グローバルな合意形成 と政策影響力の向上	• 産業・市民社会・国際機関・政府機関・企業が連携して課題を共有・認識し、 政策提言やルール形成への影響力を高める
持続可能な サプライチェーンの	認証や調達管理制度 の共同構築	• 業界や企業横断で持続可能性に関する統一基準を整備し、共通のルールや認証の枠 組みを定義する
推進	トレーサビリティ向上の ための技術開発	• 製品や原材料のサプライチェーンを追跡可能にするトレーサビリティ技術を開発し、業界や企業・バリューチェーン横断でデータ共有可能なプラットフォームを提供する
情報収集・発信	児童労働に関する 調査・情報共有	• 児童労働等の社会課題に対する多角的な視点での調査を行い、その結果をメンバー間で共有し、児童労働に対するステークホルダーの課題意識を高める
用報収未*光信	児童労働に関する 啓発	• 児童労働に関する教材提供やセミナー開催等を実施し、児童労働への関心や知見を 共有し、企業や市民社会における児童労働の撤廃に向けた機運を醸成する
*************************************		

参考:各種公開情報

#### 第2節 マルチステークホルダー連携による取り組み

#### 2) マルチステークホルダー連携の事例

児童労働におけるマルチステークホルダーの取り組みは、様々な産品・業界で進展している。ここでは、特に日本の企業との関わりが大きいマルチステークホルダー連携の事例を取り上げている。

カカオ 開発途上国におけるサステイナブル・カカオ・プラットフォーム

設立年:2020年

活動内容:イベント・セミナーの開催、児童労働やトレーサビリティなどに 関する勉強会の実施、「児童労働の撤廃に向けたセクター別アクション」 の目標達成に向けた議論および企業・団体の実施状況の取りまとめ など

開発途上国におけるサステイナブル・カカオ・プラットフォームとは、JICA(独 立行政法人国際協力機構)が事務局を務め、社会的・経済的・環境 的に持続可能なカカオ産業の実現を目的として、2020年1月に設立さ れたプラットフォームである。多様な関係者が共創・協働するための「場」と して、業界団体、食品メーカー、商社、NGO、コンサルティング企業など72 企業・団体会員、145個人が参加している(2025年4月時点) 182。 主なプラットフォームの活動として、会員や教育機関向けのイベント・セミナー の開催による情報発信活動や、会員間でのより活発な情報交換を目的 とした「分科会」設置による個別の課題解決に向けた議論の促進に取り 組んでいる。特に児童労働に関しては、「児童労働分科会」が設置され、 児童労働の問題の解決を目指す企業や NGO が中心となって 2022 年 に策定された、カカオ産業における児童労働リスクを特定・予防・軽減する ための具体的な行動目標である「児童労働の撤廃に向けたセクター別アク ション」の目標達成に向けた議論を行っている。2024年度には、本セクター 別アクションに関するプラットフォーム企業・団体の取組状況をまとめたレポ -トを発表している183。

カカオ:ICI (International Cocoa Initiative)

設立年:2002年

活動内容:CLMRS(児童労働監視改善システム)の開発・導入、カカオ生産地の農家支援、調査・プログラムの実施など

ICI(International Cocoa Initiative)は、スイス・ジュネーヴを拠点とする 非営利財団であり、企業・政府・NGO らが協働し、西アフリカのカカオ生産地における児童労働・強制労働の撤廃を目指して 2002 年に設立された。主要な活動は、2012 年に導入された、CLMRS (Child Labour Monitoring and Remediation System(児童労働監視改善システム))の開発である。本システムは、コミュニティベースで児童労働を特定し、児童労働の防止と対処のための効果的な支援を行う仕組みである。 CLMRS が提供するのは主に以下の機能より構成される。

- ・農家、子ども、コミュニティメンバーに対する、児童労働とそれに伴う被害についての意識向上
- ・標準化されたデータ収集ツールを使用した積極的なモニタリングプロセスを通じた、児童労働中の子どもの特定
- ・児童労働の子どもやリスクのあるその他の子どもたちへの支援の提供
- ・児童労働で特定された子どもをフォローアップし、児童労働から脱するまで 定期的なモニタリングの実施

現在、多くの企業がサプライチェーンにおける児童労働への取り組みの一環として CLMRS を活用している<sup>184</sup>。

その他、生産者支援活動や各種調査・支援プログラムを実施しており、それらの知識やベストプラクティスをメンバー間で共有したり、国際機関やカカオの生産国・消費国政府と協力し、カカオセクターにおける国内・地域・国際レベルでの適切な法規制や持続可能性基準などの政策立案について助言を行っている185。

パーム油:RSPO(Roundtable on Sustainable Palm Oil(持続可能なパーム油のための円卓会議))

設立年:2004年

活動内容:持続可能なパーム油の生産・利用に関する国際的な認証制度の開発 など

RSPO(Roundtable on Sustainable Palm Oil(持続可能なパーム油のための円卓会議))は、パーム油に関わる 7 つのステークホルダー(アブラヤシ生産者、製油業・商社、消費者製品製造業、環境・自然保護NGO、社会・開発NGO、銀行・投資家、小売業)によって構成される非営利組織である。持続可能な方法で生産されたパーム油に対する WWF(世界自然保護基金)からの要請に応える形で 2004 年に設立された。

パーム油を持続可能なものにするためのグローバルパートナーシップをビジョンとして、持続可能なパーム油のための国際認証制度を開発・実施している。186また、2020年には、子どもの権利保護を強化し、RSPO認証基準への準拠を強化するために、生産者、小規模農家、下流のサプライチェーンアクター、監査機関の4つの対象別にガイダンス文書を発行し、児童労働リスクの特定と対応方法を明確化した187。

コットン: Better Cotton

設立年: 2009 年

活動内容: 持続可能なコットンのための認証制度の運用、農家トレーニングプログラムの実施 など

Better Cotton(Better Cotton Initiative: BCI)は、小規模農家、農 場労働者、農業コミュニティにとって持続可能でより良いコットンの生産を 推進する非営利組織である。コットンの生産者、サプライヤー・メーカー、小 売業者・ブランド、NGO・NPO などの多様なステークホルダーから構成され ており、持続可能なコットンの生産のための農家のための生産基準 「Better Cotton Principles and Criteria」の策定や基準を満たすコットン が使用された製品の認証制度の運用、内部基金を通じた農家のトレーニ ングプログラムの実施などを展開している188。2021 年に策定された「Better Cotton 2021-30 Strategic Direction」においては、小規模農家の生 計、女性のエンパワーメント、土壌の健康、農薬使用削減、気候変動緩 和を5つのインパクトターゲットとし、変革を推進するための目標と計画、進 捗方法の測定方法を提示している<sup>189</sup>。主要な活動は、持続可能な方法 で生産されたコットンを認証する Better Cotton 認証制度の運用であり、 今日では世界市場で流通するコットンの 1/5 以上が Better Cotton のラ イセンスを取得している<sup>190</sup>。認証基準である Better Cotton Principles and Criteria の原則 5 の「Decent Work」では、児童労働の禁止および 子どもと若者の権利を守ることを規定している。191また、Better Cotton 基 準に適合したトレーサブルなコットンを調達し加工するメーカー・ブランドなどの サプライチェーン関係者も認証を受ける必要があり、Better Cotton の取引 量は「Better Cotton Platform」という会員限定のデジタルプラットフォーム上で可視化され、生産国情報まで遡ることが可能である「92。

また、Better Cotton が提供したフィールドプログラムの一つとして、パキスタンの児童労働に対処するため、現地 NGO とパートナーシップを組み、児童労働防止プログラムを実施したものがある。このプログラムは、現場スタッフの能力強化によって児童労働に関する農家の理解を向上させることを目的としており、児童労働の特定、監視、是正プロセスの実行に向けた支援を行った。さらに、州の公共部門のステークホルダーと児童労働やディーセントワークに関するアドボカシーイニシアティブを支援することについて協議を行ったことも特徴であり、児童労働問題の根本的な原因を考慮した統合的なアプローチが提供された193。

鉱物:GBA(Global Battery Alliance)

設立年:2017年

活動内容: 業界横断でのサプライチェーン可視化システムとガバナンスの

構築 等

GBA(Global Battery Alliance)は、2030 年までに持続可能なバッテリーサプライチェーンを確立することを目的として、2017 年に世界経済フォーラムで設立された官民連携プラットフォームであり、2022 年に非営利団体として独立した。国際機関やNGO、業界関係者、学術機関、政府など140を超えるアライアンスメンバーが結集し、非競争領域におけるアプローチでコレクティブな連携を実現し、業界全体のシステマティックな変革を推進する。GBAの主要な取り組みとしては、バッテリーパスポートイニシアティブの推進、環境・人権保護にもとづく重要鉱物の調達・利用の促進、新興国におけるエネルギーアクセスの確保と循環性の促進がある194。

バッテリーパスポートとは、2019 年に GBA が発表した「A vision for a sustainable battery value chain 2030」にて、持続可能で責任ある循 環型バッテリーバリューチェーンを迅速に拡大する必要性を概説し、マルチス テークホルダーによるバッテリーのバリューチェーン全体の透明性を高めるため のフレームワークとして提唱されたものである。持続可能なバッテリーの定義 にもとづき、材料調達からリサイクルまでバッテリーのライフサイクルに係る情 報を記録、伝達するもので、バッテリーのライフサイクルのすべてのステークホ ルダー間で信頼できるデータを収集、交換、照合および報告することによっ て、グローバルバリューチェーンに新たなレベルの透明性をもたらすことを目指 している。GBA が策定するバッテリーパスポートでは、児童労働に関する項 目が設定されており、企業や製品の児童労働の撤廃に向けた取り組みを 測定・評価するための枠組みが含まれている195。また、EU のバッテリー規則 においては 2027 年 2 月 18 日よりデジタルバッテリーパスポートの施行開 始が予定されており、バッテリーのライフサイクルに関する情報をデジタルで 記録することが義務化される。記録が必要な情報の中には責任ある人権 デュー・ディリジェンスの実施において報告が求められる責任ある調達に関す る情報も含まれている196。

## 第3節 児童労働に関する課題と展望

#### 1) ビジネスと児童労働に関する課題

## SDGs の掲げる 2025 年までの 児童労働撤廃の目標達成は 絶望的

日本でも広く浸透している持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)は、そのターゲット 8.7 として「2025 年までに児童労働を撤廃する」という目標を掲げている。最新の ILO レポートによると 2020 年時点と比較すると児童労働数は減少傾向にあるものの、同目標の達成には未だ程遠く、2024 年時点でも世界の子どもの 13 人に 1 人にあたる 1 億 3,800 万人が児童労働に従事しており、2025 年までの目標達成は絶望的とされる。

## 欧米を中心に児童労働に関する 企業の取り組みが進むも、不十分

こうした児童労働などの人権問題の多くは、かつて開発途上国の制度、貧困、教育などの問題と見なされていたが、サプライチェーンを通じて関与している企業にも社会的な責任があるとする考え方が国際的に認められて久しい。2011年に国連総会にて採択された「ビジネスと人権に関する指導原則」に加え、近年は欧米を中心とする人権デュー・ディリジェンスの義務化の流れも受け、ブロックチェーンなどの最新技術を活用したサプライチェーン管理などの取り組みや産品の原産地への支援の取り組みが浸透しつつある。しかし未だに企業や消費者の意識変革は途上にある。人権について積極的な対応を行っているのは主に大手企業に限られ、特に人的・財政的リソースに限りがある中小企業における対応の遅れが指摘される。現在も世界各地で人権侵害に関する企業の訴訟事例や抗議事例が確認されている。

日本は児童労働を含む 人権への取り組みにおいて、 一部の業界・企業で進展は あるものの、欧米に出遅れ 特に日本は、こうした人権問題への取り組みにおいて欧米に出遅れている。 企業の人権への取り組みを格付けする「企業人権ベンチマーク(Corporate Human Rights Benchmark: CHRB) 」において、日本企業の評価は低 い。2023年の格付けでは、全世界の110社が評価され、そのうち日本企業 は5社が評価対象となったが、大半の企業について全体の中央値から下位 の得点分布となっている。政策面でも、さらなる取り組みの深化が必要であ る。2011年の国連指導原則採択に基づき各国が策定している「ビジネスと 人権に関する国別行動計画(National Action Plan: NAP)」は、2020 年 10 月に外務省が策定し、タイに次いで世界 24 ヵ国目の策定となった。 2022 年には、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドラ イン」を策定し、企業における人権尊重の取り組みを後押しする動きが見ら れ、2023年には「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務 参照資料」も公表され、企業の自主的な人権デュー・ディリジェンスの実施を 奨励しているが、欧州のように、ルールによる義務化には至っていない。日本経 済団体連合会が2024年に公表した「企業行動憲章に関するアンケート結 果」においては、企業が人権を尊重する経営を実践する上での課題につい て、「国連『指導原則』に基づく取り組みを進めている企業」では、「サプライチ ェーンの構造が複雑・膨大であり、課題の特定が難しい(73%)」や、「一社・ 企業だけでは解決できない複雑な問題がある(72%)」という回答がされてい る。また、政府・公的機関に対する要望としては、「企業の自主的な取り組み を推進するツールの拡充」が挙げられている197。

また、日本は米国国務省が毎年発行しているレポート「人身取引報告書」において 2005 年から 2024 年の間で 2018 年・2019 年を除くすべての年で、4 段階評価のうち、最も良い評価である第 1 階層ではなく第 2 階層の評価を受けている<sup>198</sup>。同レポートでは過去数年に渡り、日本における外国人技能実習生の搾取労働や、児童買春の存在、そして予防策や被害者支援の不十分さが指摘され続けているのである。オーストラリアの NGO Walk Free の調査によると、児童労働を含む搾取労働によって生産された産品の輸入量が米国に次いで世界で 2 番目に多い国が日本である。年間で 531 億米ドル相当の日本への輸入に現代奴隷が関与しているという<sup>199</sup>。

既に人権尊重の取り組みを進める業界や企業もあるものの、日本社会全体として一層の取り組み強化が求められているといえよう。

#### 2) ビジネスと児童労働に関する展望

一部揺り戻しはあるものの、 EU を中心とした国際ルール整備も 伴う社会的圧力は継続 児童労働含む企業の人権対応 強化は一層重要に 従来国家の役割とされてきた人権保護は、グローバルビジネスの急速な展開などを背景に国家の力のみで対応できる範疇を超え、その保護の責任を企業に対して求める動きが強まっている。それに伴ってビジネスと人権に関する国際ルールの整備が進められてきた。2011年に国連総会にて採択された「ビジネスと人権に関する指導原則」は人権を保護する「国家の義務」に並び、人権を尊重する「企業の責任」を定義し企業の役割を強調した。そしてこの責任範囲は、企業が直接引き起こした人権侵害のみならず、間接的に助長したり、第三者との取引などを通じて関係した人権侵害にまで及ぶことが明記された。この国連指導原則に基づいて各国政府は「ビジネスと人権に関する国別行動計画(NAP)」を策定し、欧米を中心に人権デュー・ディリジェンスを企業に義務付ける法制化が加速している。企業にとってサプライチェーンにおける人権リスクは、今や単なるコンプライアンス上の課題ではなく、企業価値をも左右する事由となっているのである。

EU においては、人権に関する国内ルールやガイドラインの整備も進み、企業の人権対応に関する社会的圧力が強まっている。EU にとって持続可能な経済への移行は優先的な課題であり、人権・環境を含む企業持続可能性への取り組みとして、2023 年 1 月に一定規模以上の企業に対して人権・環境を含むサステナビリティ関連の報告を求める企業サステナビリティ報告指令

(CSRD: Corporate Sustainability Reporting Directive) が施行され、 2024年7月には企業に人権・環境に関するデュー・ディリジェンスの実施と企 業活動による負の影響の特定、防止、是正などを求める企業持続可能性デ ュー・ディリジェンス指令 (CSDDD: Corporate Sustainability Due Diligence Directive)、2024年12月には強制労働により生産された製 品の EU 域内流通と EU 域外への輸出を禁止する強制労働製品の域内流 通禁止規則(Regulation on Prohibiting Products made with forced labour on the Union market) が施行されるなど、法制化や法改正の動 きがみられる。これらの法律は、EUで一定規模以上の売上げがある場合など には日本企業にも適用される。今後は、施行された法令を実際に EU 加盟 国において国内法化し適用・運用していく段階となるが、一方では複雑化し た規制が企業負担を高めているとの懸念の声もあり、EU は 2025 年 2 月 に、CSRD や CSDDD に関する規則を簡素化する「オムニバス法案」を発表し ている。現実を見据えた上での一部緩和の動きはありつつも、企業の事業活 動やグローバルなバリューチェーン全体において、持続可能で責任ある企業行 動を促進する企業の持続可能性は重要課題であることには依然変わりな く、規則の対象となった企業は関連法令の遵守を求められる。また、法令が 直接的に適用対象とならない企業であっても、取引関係を通じて対応を求め られたり、従業員や取引先、地域社会などのあらゆるステークホルダーの人権 に関して適切なエンゲージメントを行うことが社会から求められることになるだろ

日本においても、過去数年で企業における人権に対する取り組みが加速している。例えば、チョコレート企業における持続可能なサプライチェーンの実現に向けた各種取り組みなど、サプライチェーンの中流以降に位置する企業自らが問題解決に向けてアクションを起こし、その結果として周辺のサプライヤーの調達行動をも変革し、業界をリードするという事例も生まれてきている。そうした民間主導の取り組みを後押しするべく、今後は欧州の規制の動きを受けて日本でも法制度の整備に関する議論の展開が予想される。また、ビジネスと人権に関する国別行動計画(National Action Plan: NAP)」も 2025 年に改定が予定されているため、国内のルール動向も注視しながら、企業の社会的責任を果たしていくことが求められている。

## ESG 投資の普及と 株主アクティビズムの拡大を背景に、 投資家からの信頼と評価を 得ることが不可欠に

こうした国際ルール形成や世論の高まりは、投資家や消費者などの企業を取り巻くステークホルダーの意識にも変容をもたらしている。彼らの意識変革は、企業価値や売上げの向上、人材獲得など企業の競争力に直結するため、注目が集まっている。近年注目される「ESG投資」(環境(Environment)・社会(Social)・企業統治(Governance)の要素も考慮した投資)を背景に、企業が社会的側面の代表格である人権対応を進めることは、投資の呼び込みや株価の上昇を後押しする要因にもなっており、欧州におけるルールメイキングなども通じ、投資においては重要な条件になりつつある。ESG投資は企業の財務情報だけでなく、環境リスクや人権リスクなどの非財務的な情報も考慮することで、より安定したリターンを追求することを目的としている。投資家にとってはESG要素を無視することは、投資判断においてリスクを伴う可能性がある。もし企業がこれらの要素に配慮しない場合、投資家からの評価が低下し、結果として資金調達が難しくなるリスクが生じる。企業は、ESGに対する取り組みを強化することで、投資家からの信頼を得ることができ、持続可能な成長を実現することが期待されるのである。

2022 年の調査では、ESG 投資の世界全体の運用資産に占める割合は 4 割弱にも達している。日本における運用資産額に占める ESG 投資の割合は 2016 年の 3.4%が 2022 年は 34%へと大きく増加し、38%を示す欧州に近接している $^{200}$ 。日本の急成長の背景には、年金積立金管理運用独立行政法人(Government Pension Investment Fund, GPIF)が 2015 年に PRI に署名し、2017 年から実際に ESG 投資を開始したことの影響が大きい。昨今、米国を中心とする「反 ESG」の動きはあるものの、依然として投資において企業のサステナビリティやその取り組みが重要であることは変わらない。

現在の ESG 投資手法には、ネガティブ・スクリーニング、ESG インテグレーション型、エンゲージメント・株主行動型、規範に基づくスクリーニング、議決権行使などが存在する。ネガティブ・スクリーニングの例としては、約 1.8 兆ドルの資産を管理するノルウェーの政府系ファンドは、児童労働を含む人権侵害を行っている企業をスクリーニングする方針を採っている。またエンゲージメント・株主行動は ESG アクティビズム、またはサステナビリティ・アクティビズムと呼ばれ、投資先企業との積極的な対話を行うことが多い。大手機関投資家は多くの投資先を抱えるため、エンゲージメントにはコストがかかるが、それでも最近では大手機関投資家によるエンゲージメントも増加しているのが現状である。例えば日本の大手機関投資家は、あるカカオ関連企業とサプライチェーンにおける児童労働問題についてエンゲージメントを通して課題を共有した。その後、2030年までにカカオ農園での児童労働ゼロを目指すと表明し、トレーサビリティ向上や人権問題への対応を行った。その結果、販路拡大にも寄与しており、投資家からも評価されている。ESG 投資は多様な手法を通じて企業の持続可能性を高め、長期的なリターンを追求する重要な手段となっている<sup>201</sup>。

グローバルでは、社会的側面に関する非財務情報の開示のルール化やフレームワークの整備も進められている。 具体的には、前述の 2023 年に発効された CSRD に社会面の情報開示が含まれるほか、TCFD (気候関連財務情報

開示タスクフォース)・TNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース)に続くサステナビリティ情報開示のフレームワークの策定を目的とする TISFD(不平等・社会関連財務情報開示タスクフォース)が 2024 年に発足した。これらの動きは、企業による人権尊重の取り組みや人権尊重に取り組む企業への投資の拡大を後押しすることが期待される。

## Z 世代含む消費者の意識変革や 企業のサステナビリティ対応への関 心の高まりを受けて、

## 企業の競争力強化のためにも人権 対応は必須

社会問題に関する消費者の意識向上により、人権対応は企業の売上げにも直接的な影響をもたらしている。大手アパレルメーカーは児童労働の発覚を発端とする不買運動により、1兆円以上の売上げを失ったと推計されている。また2020年の消費者庁の調査によると、エシカルな(社会・環境などに配慮した)商品が割高であっても購入したい人の割合は、最も許容度の高かった商品は「食料品」で77%であり、それ以外の商品においても60%を超える<sup>202</sup>。つまり企業は児童労働などのないエシカルな商品の製造・販売により、商品単価を引き上げることが可能となる。さらにミレニアル世代や Z 世代と呼ばれる1981年以降に生まれた若者は一般に環境や社会課題に関心が高いとされ、こうした傾向は企業の人権対応が各社の将来的な売上げや人材獲得にもたらす影響を増大させると考えられる。

消費者における意識変革のみならず、企業間での取引においても、企業が人権対応に取り組むことは極めて重要だ。近年では、大企業を中心に多くの企業において、調達方針やサプライヤーやビジネスパートナーに対して具体的な取り組みを求める調達ガイドラインを策定している。企業間の取引では、品質(Quality)、コスト(Cost)、納期(Delivery)が特に重要であるが、従来の QCD 要件に加え、環境や人権、労働安全衛生、ガバナンスなどのサステナビリティへの取り組みも求められている。取引先の調達方針や調達ガイドラインへの要求に応えられず、気が付かぬうちに競争力が低下することと防ぐためにも、人権に配慮した企業活動への取り組みは不可欠だ。

#### 3) 今後ビジネスに求められるアクション

人権デュー・ディリジェンスなどの実施 が急務

効果的・効率的な取り組みのためサ プライチェーン管理に関するグローバル イニシアティブとの連携も重要 国連指導原則に基づき、企業はまずは自社事業による人権(児童労働)への負の影響の防止・軽減を第一優先として人権デュー・ディリジェンスを実施すべきである。より具体的には、企業はまず人権方針を策定し、自社のサプライチェーン上の人権リスクのアセスメントを行い、予防・是正措置を実施した上で進捗のモニタリングや情報公開に取り組み、加えて苦情処理メカニズムの構築も実施すべきである。人権デュー・ディリジェンス実施の際には、NPO・NGO やコンサルタントなどの外部専門家との連携により、客観性や専門知識を補うことも有効とされる。政府や業界団体には、企業の人権デュー・ディリジェンスの効果的な実施をサポートするための実践的なツールなどの支援策が求められる。

指導原則の作成を推進したジョン・ラギー教授は、環境分野と人権分野の大きな違いとして「あくまで人権はオフセット(正の影響による負の影響の軽減)が出来ないものである」と述べている。児童労働によって失われた子どもの教育機会や健康は、戻らない。企業はまず自社のサプライチェーンにおける人権侵害をなくすこと(=「Do no harm」)に注力すべきなのである。また、サプライチェーン管理の仕組みを構築する上では、日本企業はグローバルな取り組みにより積極的に参画して取り組みのレバレッジを効かせていくことが重要となる。例えば人権リスクのアセスメントを自社単独でサプライチェーン全体に対して実施するには莫大なコストを伴うが、国際的な認証制度やプラットフォームを活用することでより効率的にサプライチェーンの上流の実態まで把握・管理することが可能となる。また業界ごとのグローバルなプラットフォームに参画することで、最新情報の入手や他社と連携した効果的なサプライチェーン管理施策にもつなげることができる。

## エシカル商品の展開では、 経験価値の提供などの マーケティング強化と 適切な情報発信が重要

消費者の社会課題への関心の高まりを受けて今後エシカル商品の展開もよ り活発化することが予想されるが、その展開にあたり日本企業はよりマーケティ ングに注力していくべきである。欧米ではエシカル商品本体のデザインや広告 に工夫を凝らしている企業も多い一方で、日本のエシカル商品は通常の商品 にサステナブルな認証のマークを貼付しただけの場合も多く、目立った広告も 少ない。消費者にとってエシカル消費とは、商品とその背景にある物語に価値 を見出して購買することでもある。従って企業は、人権に関する取り組みを行 っていることを自社製品の差別化要因としてブランディングに活かし、商品のデ ザインや広告などを通して、そうした経験価値を提供していくなど、人権を新た なビジネスの機会として積極的に取り込んでいくことも効果的と考えられる。 日本のエシカル商品市場はまだ成長途中にあるため、複数企業が連携して 広告キャンペーンを実施するといった市場拡大アプローチも有効と考えられる。 環境分野においては、欧州では実際以上に企業が環境などへの取り組みを 実施しているよう見せかける「グリーンウォッシング」が問題視され、「グリーンウォ ッシング」を規制するルールが定められている。「グリーンウォッシング」に陥らない ためには、根拠を意識した情報の発信が重要である。一方で、「グリーンウォッ シング」を避けるため、環境への取り組みや成果について控えめに公開したり、 意図的に情報を隠したりする、「グリーンハッシング」についても、その問題が指

摘されている。特に議論が進展しているのは環境の分野であるが、根拠に基づかない情報発信や意図的に情報を控えめに公表することは人権尊重を含む社会的側面についても同様の問題が生じ得る。実際に、ある特定の製品をエシカル商品であると売り出すことで、自社の他の商品がエシカルでないことが明らかになることを懸念し、あえてエシカル商品であることを前面に押し出さないという方針が取られることもある。しかし、それは消費者による選択を狭めることにつながる。消費者が未来に向けた前進として「より良い選択肢」を選択できるようにするためにも、企業は自社の社会責任と真摯に向き合った企業活動を展開し、「完璧」ではなくとも、その取り組みの進捗を含め適切に情報発信していくべきである。

## 人権尊重に取り組むことで 企業価値の向上を目指し、 世界をリードする

企業が人権リスクに適切に対応し、人権尊重に取り組むことは、売上げや企業価値の向上に寄与するものである。例えば、企業が人権に関する取り組みを推進し、取引先の人権に関する調達基準を満たすことは、新規顧客の開拓や既存顧客との関係性の強化につながり、結果として売上げ向上の一因となり得る。また働きやすい職場環境の維持は、従業員の生産性や採用力、人材定着率の向上、人的資本の強化につながり、企業業績にプラスの影響をもたらす可能性がある。さらに人権尊重への取り組みは、企業ブランド力の強化や投資家の評価向上に寄与し、結果として株価上昇に結びつく可能性もある。

欧州における人権デュー・ディリジェンスなどの人権対応の義務化の流れを鑑みると、自社のサプライチェーンにおける人権対応はグローバルスタンダード化しており、現在企業がコンプライアンス遵守や省エネなどの環境配慮を実施しているように、企業価値を維持・向上させる上で当然に重要な取り組みとなっている。このような流れも踏まえ、指導原則も求めているように、まず企業は自社のサプライチェーンにおける人権侵害を撤廃すること(=「Do no harm」)に取り組むべきである。

そのうえで、今後は社会課題の本質的解決にまで取り組む企業こそが世界を リードしていく存在となるだろう。企業には、人権を尊重する経営を行い、ステークホルダーの声に耳を傾け真摯に行動することによって、人権リスクを回避するだけでなく、社会課題の本質的解決を目指して取り組みを深化させることが期待される。そして企業が積極的に情報開示を行うことで、ステークホルダーからの適切な評価にもつながる。人権への取り組みを強化することは、中長期的には、ビジネス機会獲得や企業価値向上の好機となるだろう。

# マルチステークホルダーの連携による業界横断的な取り組みによって根本解決を

児童労働の発生は単一の要因からなるものではなく、貧困、教育機会の欠如、脆弱な法体制・労働体制など、慣習的、構造的、環境的な様々な要

因が複合的に影響した結果の産物である。そのため、児童労働を真に解決 に導くためには、対症療法的な対応だけではなく、児童労働問題の根幹に 向き合い、本質的な解決に向けたアプローチを展開することが重要である。そ れを実現するのがマルチステークホルダー連携である。先述のように児童労働 の問題の根源は様々であるため、単一主体での取り組みには限界があり、企 業や消費者、投資家、労働者、NGO など、社会の様々な立場にある組織 や個人が、課題解決のプロセスに力を尽くし、それぞれの役割を果たすことが 不可欠である。第一に、政府機関は法制度面での改革、教育環境の拡充 などを通して社会的な基盤を提供する役割を果たす。本書でも紹介したガー ナにおける児童労働フリーゾーンのように、地域から児童労働をなくすための活 動を継続的に行う仕組みがある。この仕組みを運営し、各ステークホルダーの 働きを取りまとめて制度の維持をしていくのは、政府・行政の役割であろう。 NGO が果たす役割は、現地の実態把握や技術支援、認定制度の構築な どであり、その取り組み範囲は幅広い。特に、地域のステークホルダーとの密な 関係性を活かして、生産地における企業支援のコーディネートを行うなど、課 題解決の当事者としてだけでなく、様々なステークホルダーの架け橋としての役 割も期待される。企業は、その影響力を考慮し、まずは自社のサプライチェーン の責任ある管理を推進することが重要だ。様々なステークホルダーと協働し、 自社のサプライチェーンにおける人権デュー・ディリジェンスを実施することは、生 産地に対する影響だけでなく、間接的な取引先におけるリスク軽減にも資す る。サプライチェーン上で児童労働が発見された場合は、取引先に対する改善 策の計画や技術支援などを通じたエンゲージメントを行い、児童労働が再発 しないよう構造的な問題の解決を図ることが肝要だ。また、地域社会や現地 NGO との協業による教育支援や職業訓練などを通して児童労働の根源的 な要因にアプローチすることも可能である。このように、様々なエンゲージメントの 形で、企業が積極的にサプライチェーン上の問題解決に関わることが、児童労 働の現状を変えるための大きな原動力となる。

しかし、本質的な児童労働問題の解決には、サプライチェーンだけに限らない、一歩先を志向した取り組みが求められている。例えばカカオ関連企業が自社のサプライチェーンの監視を強めて児童労働をすべて排除したとしても、児童労働の要因となっているその地域や家庭の問題が本質的に解決していない限り、子ども達は児童労働に戻る可能性が高く、カカオ農園で失った仕事の代わりに、監視の目が届かない劣悪な環境や、その地域の他産業で働き続けることになりえる。サプライチェーン上だけに限らず、自社のサプライチェーンを「てこ」にして、対象地域全体から児童労働が発生する仕組みそのものを解消するエリアベースのアプローチを採用し、様々なステークホルダーと連携して児童労働の解決を目指すことが、課題解決にあたって効果的なアプローチといえるだろう

児童労働の撤廃を目指す行動は概念上は「子どもの権利」しいては「人権」の保護(政府の義務)と尊重(企業の責任)が重なり合う場であり、また企業にとっては各社に共通するサプライチェーン上の課題に取り組む行動ともなる。そうした意味で同じ対象に対しアプローチする中で、それぞれの単独のストリームではなく、一つの大河となって共通したゴールを目指し、立場や役割の違いを前提に各取り組みを協調させ、全体最適化効果や相乗効果を最大限に活用することが、児童労働問題の根本的な解決を加速する上でのアクセルとなる。本書でも紹介したように、世界的に様々なマルチステークホルダーイニシアティブやプラットフォームが存在している。時に、同業界内の企業では、企業の競争上の理由から情報共有や開示において慎重にならざるを得ない部分もあるだろう。しかし、児童労働のない世界を目指すという共通目標のもとで、競争以前で連携できる領域がどこにあるのかを前向きに模索する努力をすることが、点と点を結ぶかのごとく業界内での横連携が強化され、さらには、面と面でつながる業界横断での連携の深化につながっていくだろう。

#### 参考文献

- 1. ILO 駐日事務所, "児童労働の世界推計:推計結果と趨勢、2012~2016 年(日本語訳), "2017.
- ILO 駐日事務所, "児童労働の世界推計:推計結果と趨勢、2012~2016年(日本語訳)," 2017.
- 3. ILO 駐日事務所, "児童労働," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 4. United Nations Department of Economic and Social Affairs, "Sustainable Development Knowledge Platform," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 5. International Labour Organization (ILO) and United Nations Children's Fund (UNICEF), "Child Labour: Global estimates 2024, trends and the road forward," 2025.
- International Labour Organization (ILO) and United Nations Children's Fund (UNICEF), "Child Labour: Global estimates 2024, trends and the road forward," 2025.
- 7. International Labour Organization (ILO) and United Nations Children's Fund (UNICEF), "Child Labour: Global estimates 2024, trends and the road forward," 2025.
- International Labour Organization (ILO) and United Nations Children's Fund (UNICEF), "Child Labour: Global estimates 2024, trends and the road forward," 2025.
- 9. ILO 駐日事務所, "児童労働の世界推計:推計結果と趨勢、2012~2016年(日本語訳)," 2017.
- 10. International Labour Organization (ILO) and United Nations Children's Fund (UNICEF), "Child Labour: Global estimates 2024, trends and the road forward," 2025.
- 11. ILO 駐日事務所, "児童労働の世界推計:推計結果と趨勢、2012~2016年(日本語訳)," 2017.
- 12. International Labour Organization (ILO) and United Nations Children's Fund (UNICEF), "Child Labour: Global estimates 2024, trends and the road forward," 2025.
- 13. United Nation," Worst forms of child labour: assessing progress and persisting challenges Report of the Special Rapporteur on contemporary forms of slavery, including its causes and consequences, Tomoya Obokata," 2025.
- 14. United Nation," Worst forms of child labour: assessing progress and persisting challenges Report of the Special Rapporteur on contemporary forms of slavery, including its causes and consequences, Tomoya Obokata," 2025.
- 15. International Labour Organization (ILO) and United Nations Children's Fund (UNICEF), "Child Labour: Global estimates 2024, trends and the road forward," 2025.
- 16. International Labour Organization (ILO) and United Nations Children's Fund (UNICEF), "Child Labour: Global estimates 2024, trends and the road forward," 2025.
- 17. International Labour Organization (ILO) and United Nations Children's Fund (UNICEF), "Child Labour: Global estimates 2024, trends and the road forward," 2025.
- 18. United States Department of Labor (USDOL), "2024 List of Goods Produced by Forced or Indentured Child Labor," 2024.
- 19. International Labour Organization (ILO), "International Programme on the Elimination of Child Labour Safety and Health Fact Sheet Hazardous Labour in Agriculture:Coffee," 2004.
- 20. Christian Bunn, "A bitter cup: climate change profile of global production of Arabica and Robusta coffee," 2015
- 21. ILO, "CLEAR Supply Chains: Ending child labour in supply chains," 2024, [オンライン].[アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 22. International Labour Organization (ILO), "International Programme on the Elimination of Child Labour Safety and Health Fact Sheet Hazardous Labour in Agriculture: Coffee," 2004.
- 23. Potts, J. et al, "Standards and biodiversity. Thematic review. SSI and IISD," 2017.
- 24. 4C,"4C in Numbers," 2023, [オンライン].[アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 25. European Coffee Federation, "Publication of the newly revised Coffee Sustainability Reference Code," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 26. S. Panhuysen and J. Pierrot, "Coffee Barometer 2018," 2018.
- 27. International Labour Organization (ILO), "New project to address child labour in the coffee industry launched by UN agencies and EU," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 28. キリンホールディングス, "人権尊重に向けた取り組み 人権デューデリジェンスの実施," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 29. Walk Free Foundation, "BITTER SWEETS," 2018.
- 30. 特定非営利活動法人 ACE, "ガーナ・カカオ生産地の児童労働," [オンライン].[アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 31. International Institute of Tropical Agriculture, "Child Labor in the Cocoa Sector of West Africa: A synthesis of findings in Cameroon, Côte d'Ivoire, Ghana, and Nigeria," 2002.
- 32. NORC at the University of Chicago, "Assessing Progress in Reducing Child Labor in Cocoa Growing Areas of Côte d'Ivoire and Ghana," 2020.

- 33. World Cocoa Foundation, "History," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 34. 特定非営利活動法人 ACE, "チョコレートと児童労働" [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 35. International Cocoa Initiative (ICI), "ABOUT THE INTERNATIONAL COCOA INITIATIVE," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 36. 明治ホールディングス, "メイジ・カカオ・サポート," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 37. ロッテ, "児童労働の撤廃を目指して実証実験を始めるよ!," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 38. 森永製菓, "1 チョコ for 1 スマイル," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 39. 江崎グリコ, "サプライチェーンマネジメント," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 40. 独立行政法人国際協力機構(JICA), "開発途上国におけるサステイナブル・カカオ・プラットフォーム 2024 年次レポート," 2024 [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 41. 江崎グリコ, "開発途上国におけるサステイナブル・カカオ・プラットフォーム「児童労働の撤廃に向けたセクター別アクション」に賛同表明," 2023 [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 42. 有楽製菓, "スマイルカカオプロジェクト," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 43. 独立行政法人国際協力機構(JICA), "開発途上国におけるサステイナブル・カカオ・プラットフォーム 2024 年次レポート," 2024 [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 44. Chocolate Affairs Magazine, "Cocoa Crisis 2025 Why Chocolate Prices Are Surging," 2025, [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 45. M.P. Evans, "Vegetable-oil market" [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 46. 専門家フォーラム, "パーム油の生産における自由で公正な労働 ~原則と実施ガイダンス~," 2015, [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 47. アムネスティ日本, "パーム油に潜むスキャンダル," 2016, [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 48. アムネスティ日本, "パーム油に潜むスキャンダル," 2016, [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 49. International Labour Organization (ILO), "Oil Palm," 2004 [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 50. RSPO, "私たちについて," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 51. Palm oil Innovation Group," The POIG Charter" [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 52. Roundtable on Sustainable Palm Oil (RSPO), "Application of RSPO Principles and Criteria (P&C) 2018 and Endorsement of National Interpretations," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 53. パーム油調達ガイド, "認証制度について," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 54. 藤田香, "日経 ESG 人権侵害で RSPO が制裁," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 55. レインフォレスト・アクション・ネットワーク, "ZDNet Japan:NGO 共同声明:食品大手ペプシコ、パーム油への取り組みで包括的転換を採用 (2020/2/27), "[オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 56. The Asia Foundation and International Labour Organization, "Migrant and Child Labor in Thailand's Shrimp and Other Seafood Supply Chains," 2015.
- 57. International Labour Organization (ILO), "Combating the Worst Forms of Child Labour in Shrimp and Seafood Processing Areas in Thailand," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 58. L. Towers, "The Fish Site:New Study Reveals Migrant, Child Labour in the Seafood Industry," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 59. L. Towers, "The Fish Site:New Study Reveals Migrant, Child Labour in the Seafood Industry," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 60. L. Towers, "The Fish Site:New Study Reveals Migrant, Child Labour in the Seafood Industry," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 61. デイリー新潮, "世界に誇るべき日本の「魚食文化」を脅かすグローバルビジネスの罠," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 62. MRC 日本事務所, "水産業界における強制労働および児童労働の撲滅を目指し CoC 認証に新たな措置の導入," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 63. MRC 日本事務所, "最良の水産認証プログラム," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 64. 株式会社シーフードレガシー, "水産物の持続可能な調達方針とその実現に向けたマイルストーン," 2018.
- 65. International Labour Organization, "Turning principles into pathways: The future of the Seafood Good Labour Practices programme," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 66. International Labour Organization, "Indonesian and Thai employers cooperate to boost labour standards in the seafood industry," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 67. United States Department of Labor (USDOL), "2024 List of Goods Produced by Child Labor or Forced Labor," 2024.
- 68. 日本経済新聞, "日本経済新聞:人権配慮、取引先も 味の素や ANA が NGO とタッグ," 2019, [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 69. Textile Exchange, "Material Market Report," 2024, [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 70. Fairtrade International, "Cotton farmers," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 71. International Labour Organization (ILO), "CHILD LABOUR IN COTTON," 2016.
- 72. Venkateswarlu, Davuluri, "COTTON'S FORGOTTEN CHILDREN CHILD LABOUR AND BELOW MINIMUM WAGES IN HYBRID COTTONSEED PRODUCTION IN INDIA," 2015.
- 73. The Guardian, "Child labour in the fashion supply chain," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].

- 74. INDIA COMMITTEE OF THE NETHERLANDS (ICN), "COTTON'S FORGOTTEN CHILDREN CHILD LABOUR AND BELOW MINIMUM WAGES IN HYBRID COTTONSEED PRODUCTION IN INDIA," 2015 [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 75. FAIRTRADE INTERNATIONAL, "Cotton," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 76. 日本オーガニックコットン協会, "オーガニックコットンとは," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 77. 下田屋毅, "alterna: 真に持続可能な綿花栽培を目指す「ベター・コットン・イニシアティブ」――下田屋毅の欧州 CSR 最前線 (43)," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 78. オウルズコンサルティンググループ, "人権を軽んじる企業には、1000 億円以上失うリスクあり," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 79. 伊藤和子, "yahoo ニュース:ファッションレボリューションデーに考える。あなたの着る服が少女たちの搾取労働で成り立っていたら・・?," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 80. The Guardian, "Child labour in the fashion supply chain," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 81. Patagonia, "Working With Factories," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 82. International Labour Organization, "Building Trust in Cotton Fields: The ILO's engagement in Uzbekistan," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 83. Global News View, "ファッション業界の「裏側」," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 84. The Guardian, "US ban on cotton from forced Uyghur labour comes into force," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 85. U.S. Customs and Border Protection, "Uyghur Forced Labor Prevention Act," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 86. International Labour Organization (ILO), "Child labour in gold mining: The problem," 2006.
- 87. International Labour Organization (ILO), "Child labour in gold mining: The problem," 2006.
- 88. 凸版印刷株式会社エレクトロニクス事業本部, "紛争鉱物への対応について," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 89. 華井和代, "コンゴ民主共和国における紛争資源問題の現状と課題," 2019.
- 90. JEITA, "JEITA の活動," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 91. 経済協力開発機構(OECD), "紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス," 2011.
- 92. Sustainable Japan, "【人権】紛争鉱物規制/OECD 紛争鉱物ガイダンス・ドッドフランク法・CMRT・CFSI," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 93. International Labour Organization, "ACCEL Africa fights against child labour in Mali's gold mine" [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日1.
- 94. S. Charara, "WIRED:エシカルなスマートフォン「Fairphone 3」は、消費者の支持をどこまで集められるか," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 95. Amnesty International, "THIS IS WHAT WE DIE FOR," 2016.
- 96. The Centre for Child Rights and Business, "Study: Opportunities for Businesses to Promote Child Rights in Cobalt Artisanal and Small-Scale Mining," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 97. Sustainable Japan, "【国際】EICC、RBA(責任ある企業同盟)に法人名称変更。併せて紛争鉱物 CFSI も RMI に名称変更予定," 2017, [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 98. 一般社団法人電子情報技術産業協会責任ある鉱物調達検討会, "責任ある鉱物調達 調査説明会," 2018.
- 99. Sustainable Japan, "【国際】EICC、RBA(責任ある企業同盟)に法人名称変更。併せて紛争鉱物 CFSI も RMI に名称変更予定," 2017, [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 100. 経済産業省資源エネルギー庁, "xEV に必須のレアメタル「コバルト」の安定供給にオールジャパンで挑戦," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 101. TADORi, "【第 2 回】ACE × 華井和代 | エシカルでフェアなバッテリーをつくる," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 102. Amnesty International, "責任と向き合う時 コバルト・サプライチェーンの人権侵害に対する企業の取り組み," 2017.
- 103. CCCMC, "CCCMC issued supply chain assessment certificates to Yunnan Copper and Yunnan Tin on the site," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 104. エキサイトニュース, "IBM、コカ・コーラも参加? ブロックチェーンで"奴隷労働"を排除する新たな試み," 2019 ,[オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1日].
- 105. 経済産業省, "日米重要鉱物サプライチェーン強化協定の署名," 2023, [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 106. United States Department of Labor (USDOL), "2024 List of Goods Produced by Child Labor or Forced Labor," 2024.
- 107. International Labour Organization (ILO) and United Nations Children's Fund (UNICEF), "Child Labour: Global estimates 2024, trends and the road forward," 2025.
- 108. International Labour Organization (ILO) and United Nations Children's Fund (UNICEF), "Child Labour: Global estimates 2024, trends and the road forward," 2025.
- 109. 厚生労働省, "2022 (令和4)年 国民生活基礎調査の概況", 2022.
- 110. United States Department of Labor (USDOL), "Fiscal Year Data for WHD," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 111. Arthur Sullivan, "EU and US continue to grapple with child labor,". [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 112. U.S. Department of State, "2025 Trafficking in Persons Report," 2025. [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].

- 113. U.S. Department of State, "2024 Trafficking in Persons Report," 2024. [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 114. 文部科学省, "青少年をいわゆる「闇バイト」に加担させないための取り組み," 2024.
- 115. 日本小児科学会, "「ヤングケアラーの実態に関する調査研究会」からみた児童労働問題," 2025.
- 116. 厚生労働省, "令和 5 年 労働基準監督年報," 2023.
- 117. Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights(OHCHR), "National action plans on business and human rights,", [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 118. KTNC Watch, "Asia's First Corporate Human Rights and Environmental Due Diligence Bill Reintroduced in South Korea,", 2025, [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 119. 経済産業省, "令和 5 年度補正グローバルサウス未来産業人材育成等事業 人権デュー・ディリジェンスに関するマネジメントシステムの認証の実現可能性調査 報告書," 2025.
- 120. European Commission, "Corporate sustainability reporting," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 121. European Commission, "Corporate sustainability due diligence," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 122. European Council, "Forced labour products," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 123. European Commission, "Omnibus I," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 124. European Commission, "Omnibus II," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 125. U.S. Customs and Border Protection, "Uyghur Forced Labor Prevention Act," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 126. Business & Human Rights Resource Center, "ウイグル強制労働防止法(UFLPA)適用に向けた取組に関する各社対応状況の調査," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 127. 一般社団法人 日本経済団体連合会, "第3回企業行動憲章に関するアンケート結果," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 128. Fairphone, "We've scaled Fairtrade gold," 2021, [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 129. Fairphone, "What are Fairminded credits?," 2024, [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 130. N. Carey, "Volvo to issue world's first EV battery passport ahead of EU rules" Reuters ,[オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 131. M. Shahbandeh, "Global cocoa bean production from 2020/21 to 2023/24, by country," Statista ,[オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1日].
- 132. Tony's Open Chain, "Tony's Open Chain inspires a new industry norm," 「オンライン」、「アクセス日: 2025 年 10 月 1 日1.
- 133. Chocolate Scoreboard, "6th Edition Chocolate Scoreboard," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 134. TIME, "TIME 100 Most Influential Companies 2025," 2025, [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 135. IKEA, "サステナブルな綿の使用への取組み," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 136. Save the Children, "IKEA Foundation," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 137. UNICEF USA, "IKEA and UNICEF's Partnership: Supporting Global Programs that Help Save Children's Lives," [オンライン]. [アクセス日: 2025年10月1日].
- 138. 公益財団法人 日本ユニセフ協会, "IKEA Social Initiative ユニセフの子どもの保健と生存プログラムに 4800 万米ドルを追加協力," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 139. IKEA Foundation, "Well-being of more children in India will improve as IKEA Foundation contributes €60 million to UNICEF," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 140. Inter IKEA Newsroom, "IKEA supports 2021 as the UN international year for the elimination of child labour," [オンライン]. [アクセス日: 2025年10月1日].
- 141. 日本貿易振興機構 アジア経済研究所, "第 2 章 児童労働撤廃に向けての国際機関の役割—経済搾取・有害な労働から子どもを保護するための多様なアプローチ—," 2013.
- 142. 外務省, "OECD 責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 143. 京都大学, "児童労働と義務教育: メキシコおよびペルーの事例より," 2009 [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 144. Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO), "Decent Rural Employment," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 145. United Nations Children's Fund (UNICEF), "児童労働、子ども 1 億 3,800 万人 改善傾向も SDGs 目標は不達 ユニセフら新報告書 6 月 12 日は「児童労働反対世界デー」," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 146. Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO), "Decent Rural Employment," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 147. ILO 駐日事務所, "IPEC について," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 148. ILO 駐日事務所, "児童労働," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 149. United Nations Children's Fund (UNICEF), "IKEA FOUNDATION," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 150. United Nations Children's Fund (UNICEF), "CHILD LABOR," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 151. 経済協力開発機構 (OECD) , "責任ある企業行動のための OECD デュー・デリジェンス・ガイダンス," 2018.
- 152. Federal Ministry for Economic Coorperation and Development, "Agents of Change Children and youth rights in German development cooperation activities," 2017.

- 153. GIZ, "Strengthening & promoting children and their rights," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 154. 独立行政法人国際協力機構(JICA), "コートジボワールにおけるブロックチェーンを活用した児童労働の防止に係る調査," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 155. 認定 NPO 法人 ACE, "ガーナ政府が進める「児童労働フリーゾーン」 ~ 概要とその意義 (解説), "[オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 156. 独立行政法人国際協力機構(JICA), "ガーナの児童労働フリーゾーン(CLFZ)の取り組み: JICA 調査からの学び," [オンライン]. [アクセス日: 2025年10月1日].
- 157. 独立行政法人国際協力機構(JICA), "児童労働フリーゾーンを通じた子どもの保護主流化プロジェクト," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1日].
- 158. International Labour Organization (ILO), "Strengthening Resilience to Climate Change for the Elimination of Child Labour in Cocoa Producing Areas in Ghana," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 159. 日本貿易振興機構 アジア経済研究所, "第4章 児童労働根絶に対する二国間協力," 2011.
- 160. U.S. Department of Labor Bureau of International Labor Affairs, "Laws and Regulations," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 161. アムネスティ日本, "アムネスティについて," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 162. Amnesty International, "THE GREAT PALM OIL SCANDAL," 2016.
- 163. Amnesty International, "DEMOCRATIC REPUBLIC OF THE CONGO: TIME TO RECHARGE: CORPORATE ACTION AND INACTION TO TACKLE ABUSES IN THE COBALT SUPPLY CHAIN," 2017.
- 164. 特定非営利活動法人 ACE, "ACE[エース]とは," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 165. 特定非営利活動法人 ACE, "コットン生産地支援「ピース・インド プロジェクト」," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 166. 特定非営利活動法人 ACE, "カカオ生産地での支援活動「スマイル・ガーナ プロジェクト」," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 167. 特定非営利活動法人 ACE, "Annual Report2015," 2016.
- 168. 特定非営利活動法人 ACE, "Annual Report2016," 2018.
- 169. 特定非営利活動法人 ACE, "Annual Report2017.09-2018.08," 2019.
- 170. Fairtrade International, "FAIRTRADE INTERNATIONAL," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 171. 特定非営利活動法人フェアトレード・ラベル・ジャパン, "認証ラベルについて," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 172. FAIRTRADE FOUNDATION, "Farmers and Workers," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 173. FAIRTRADE Africa, "Youth Inclusive Monitoring and Remediation Programme (YICBMR)," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 174. E. de Buhr, "Evaluation: Youth Inclusive Community-Based Monitoring and Remediation System on Child Labour (YICBMR) as implemented by Belize Sugar Cane Farmers Association (BSCFA), "Fairtrade International 2019.
- 175. Alliance 8.7, "Alliance 8.7," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 176. Alliance 8.7, "REGIONAL CONSULTATION ON ALLIANCE 8.7 EUROPE AND CENTRAL ASIA," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 177. Alliance 8.7, "REGIONAL CONSULTATION ON ALLIANCE 8.7 SOUTH EAST ASIA AND THE PACIFIC," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 178. Alliance 8.7, "REGIONAL CONSULTATION ON ALLIANCE 8.7 WEST AND NORTH AFRICA," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日]
- 179. ILO, "Alliance 8.7 パスファインダー国の活動〜知見と好事例の共有に向けた6 カ国の取組み," 2021 [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 180. Alliance 8.7, "PATHFINDER COUNTRY STRATEGIC WORKSHOP NEPAL," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 181. 特定非営利活動法人 ACE, "ACE の政策提言のひとつが実現~厚生労働省がアライアンス 8.7 に加盟~," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1日].
- 182. 独立行政法人国際協力機構(JICA), "開発途上国におけるサステイナブル・カカオ・プラットフォーム," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 183. 独立行政法人国際協力機構(JICA), "開発途上国におけるサステイナブル・カカオ・プラットフォーム 持続可能なカカオ産業の実現に向けた取組実績をまとめたレポート(2024 年度版)を発表!," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 184. International Cocoa Initiative (ICI), "Child Labour Monitoring and Remediation Systems," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 185. International Cocoa Initiative, (ICI) "Our work," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 186. RSPO, "WHO WE ARE," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 187. RSPO, "RSPO launches new guidance to further strengthen child rights protection," 2020 [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 188. Better Cotton, "Our organization," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 189. Better Cotton, "2030 Strategy," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 190. Better Cotton, "Sourcing Better Cotton," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 191. Better Cotton, "Principles and Criteria," March 2025.
- 192. Better Cotton, "Better Cotton Completes Certification Transition, Enhances Supply Chain Oversight," 2025 [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 193. Better Cotton, "Better Cotton Partners With Search For Justice on Child Labour Prevention in Pakistan," 2023 [オンライン]. [アクセス日: 2025年10月1日].

- 194. Global Battery Alliance, "THE GBA," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 195. Global Battery Alliance, "Launch of Child Labour and Human Rights Rulebooks," 2022, [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 196. European Union, "Regulation (EU) 2023/1542 of the European Parliament and of the Council of 12 July 2023 concerning batteries and waste batteries, amending Directive 2008/98/EC and Regulation (EU) 2019/1020 and repealing Directive 2006/66/EC," 2023.
- 197. 一般社団法人 日本経済団体連合会, "第3回企業行動憲章に関するアンケート結果," [オンライン]. [アクセス日: 2025年10月1日].
- 198. U.S. Department of State, "Trafficking in Persons Report 2024," 2024.
- 199. Walk Free, "Global Slavery Index 2023," 2023, [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 200. Global Sustainable Investment Alliance, "Global Sustainable Investment Review 2022," [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 201. Sustainable Japan by japan times, "ESG の視点から、日本企業の強みを探る," 2021, [オンライン]. [アクセス日: 2025 年 10 月 1 日].
- 202. 消費者庁, "令和6年度消費生活意識調査(第3回)" 2024 [オンライン]. [アクセス日: 2025年10月1日].

#### 発行元

## デロイト トーマツ コンサルティング合同会社



〒100-8363 東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

国際的なビジネスプロフェッショナルのネットワークである Deloitte (デロイト)の一員として日本のコンサルティングサービスを担い、提言と戦略立案から実行まで一貫して支援するファーム。その中で CSR ユニットの Social Impact 活動は「経済合理性のリ・デザイン」を活動コンセプトとして、NPO/NGO や企業・行政との連携を通じた課題解決活動に取り組む。2017年から特定非営利活動法人 ACE と連携し、児童労働問題について課題特定から解決策の実行まで一貫した支援を実施。

## 株式会社オウルズコンサルティンググループ

〒106-0046 東京都港区元麻布 3-1-6



経営戦略・事業戦略、通商・地政学・経済安全保障、ルール形成戦略、サステナビリティ戦略などの企業コンサルティングや、各種企業内研修を提供するファーム。「ビジネスと人権」専門チームを擁し、人権方針の策定や人権デュー・ディリジェンスの実施などの支援に加え、NPO/NGOとの広範なネットワークを活かしたソーシャルセクターとの連携支援も行う。人権・環境問題などに取り組む NPO/NGO へのプロボノ活動も行い、特定非営利活動法人 ACE をはじめとする NPO/NGO と連携して児童労働問題にも取り組む。

## 特定非営利活動法人 ACE

〒111-0053 東京都台東区浅草橋五丁目 2-3 鈴和ビル 2F

児童労働撤廃に取り組む国際協力 NGO。「世界の力を解き放つ -子どもたちに自由の力を。すべての人に変革の力を一」をパーパスに掲げ、ガーナやインド、日本で支援プログラムを実施。2009 年からはガーナのカカオ生産地に対する「スマイル・ガーナ プロジェクト」を行い、様々な企業に対して児童労働によらないカカオの調達を促している。インドにおいては、2010 年から 2023 年までコットン生産地における支援活動「ピース・インド プロジェクト」を実施した。近年は日本での「子どもの権利」の普及にも取り組んでいる。



# Appendix

## Appendix 1. 児童労働撤廃に取り組む NPO・NGO 一覧(国内)

#	機関・組織名	活動地	活動分野
1	児童労働ネットワーク	日本	意識啓発、世論喚起・情報共有、理解促進・ネットワーキング、アドボカシー
2	公益社団法人 アムネスティ・インターナショナル日本	日本を含む約 200 ヵ国	人権、アドボカシー
3	特定非営利活動法人 ACE	ガーナ、日本	教育、カカオ産業、子どもの権利、ビジネスと人権、 アドボカシー、啓発活動
4	特定非営利活動法人 かものはしプロジェクト	カンボジア、インド	児童買春
5	グローバル・ヴィレッジ	バングラデシュ、インド、 ネパール、ケニア	フェアトレード、啓発活動、地域開発支援
6	特定非営利活動法人 国際子ども権利センター	日本	子どもの権利、啓発活動
7	公益財団法人 国際労働財団(JILAF)	インド、ネパール	教育
8	特定非営利活動法人 シャプラニール=市民による海外協力の会	バングラデシュ・ネパール・日 本	子どもの権利、防災、多文化共生、フェアトレード
9	公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン	日本を含む約 120 カ国	緊急・人道支援、保健・栄養、教育、防災、子ども の権利
10	特定非営利活動法人 テラ・ルネッサンス	ウガンダ、コンゴ民主共和国、カンボジア、ウクライナなど 10 カ国	子ども兵、紛争鉱物、平和構築、自立支援、平和教育
11	特定非営利活動法人 フリー・ザ・チルドレン・ジャパン(FTCJ)	日本、インド、フィリピン、モ ンゴル	教育、アドボカシー
12	特定非営利活動法人 フェアトレード・ラベル・ジャパン	日本を含む約 150 カ国	フェアトレード、認証
13	特定非営利活動法人 ワールド・ビジョン・ジャパン	日本を含む 38 か国	緊急人道支援、開発支援(水衛生、教育、保健、栄養、生計向上)、アドボカシー(子どもの権利、子どもに対する暴力)

参考:児童労働白書ネットワーク(CL-Net)Webページ、「会員紹介/NGO」

## Appendix 2. 児童労働撤廃に取り組む NPO・NGO 一覧(海外)

#	分類	国(拠点)	機関・組織名	
1	NPO·NGO	米国	Human Rights Watch	
2	NPO·NGO	米国	Responsible Sourcing Network (RSN)	
3	NPO·NGO	米国	International Justice Mission	
4	NPO·NGO	米国	Rainforest Alliance	
5	NPO·NGO	米国	Solidarity Center	
6	NPO·NGO	米国	Winrock International	
7	NPO·NGO	米国	United Nations University	
8	NPO·NGO	米国	Fair Labor Association	
9	アライアンス・連合	米国	good weave	
10	アライアンス・連合	米国	Business for Social Responsibility (BSR)	
11	アライアンス・連合	コロンビア	Alliance for Responsible Mining	
12	NPO·NGO	インド	Mamidipudi Venkatarangaiya Foundation (MVF)	
13	NPO·NGO	インド	Concerned for Working Children (CWC)	
14	NPO·NGO	ナイジェリア	Women Trafficking and Child Labour Eradication Foundation	
15	NPO·NGO	タイ	Ecpat	
16	NPO·NGO	オーストラリア	Walk Free Foundation	
17	NPO·NGO	英国	Save the Children	
18	NPO·NGO	英国	Amnesty international	
19	NPO·NGO	英国	Freedom Fund	
20	NPO·NGO	韓国	World Vision International	
21	NPO·NGO	ドイツ	Caritas	
22	NPO·NGO	ドイツ	Fairtrade International	
23	NPO·NGO	オランダ	FAIR WEAR FOUNDATION	
24	アライアンス・連合	オランダ	Stop Child Labour	
25	アライアンス・連合	オランダ	Global March against Child Labour	
26	アライアンス・連合	ベルギー	International Trade Union Confederation	
27	NPO·NGO	スイス	Terre des hommes (Tdh)	
28	NPO·NGO	スイス	Defence for children international	
29	NPO·NGO	スイス	eclt foundation	
30	NPO·NGO	国際	International Cocoa Initiative (ICI)	
31	アライアンス・連合	国際	Alliance 8.7	
32	アライアンス・連合	国際	Global Coffee Platform (GCP)	
33	アライアンス・連合	国際	Sustainable Coffee Challenge (SCC)	
34	アライアンス・連合	国際	Seafood Task Force	
35	アライアンス・連合	国際	Better Cotton (BC)	







デロイトトーマッグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマッ合同会社ならびにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマッ、デロイトトーマッリスクアドバイザリー合同会社、デロイトトーマッコンサルティング合同会社、デロイトトーマッファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマッツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマッグループ合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマッグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内約30都市に2万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマッグループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、デロイトトウシュトーマツリミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して"デロイトネットワーク")のひとつまたは複数を指します。DTTL(または"Deloitte Global")ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。 デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市(オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンパイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte(デロイト)は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート(非公開)企業を含むクライアントに提供しています。 デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。 デロイトは、創設以来180年の歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。 "Making an impact that matters"をパーパス(存在理由)として標榜するデロイトの約46万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.comをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイトトウシュトーマツリミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して"デロイトネットワーク")が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約(明示・黙示を問いません)をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。